

# 1 議事日程（3日目）

[平成22年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成22年12月13日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	清水章一 (13)	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域の活性化対策について 地域活性化計画あるいは条例制定等について伺う。</li> <li>ホームページの充実について 各種計画や審議会等、また、市民あるいは来訪者等が知りたい情報の発信について伺う。</li> </ol>
2	武藤哲志 (19)	<ol style="list-style-type: none"> <li>法的根拠のない同和対策の終結と条例廃止整備について 同和対策は終了したが、いまだに同和問題に対する行政施策が行われている。条例の廃止、補助金・負担金など財政健全化のために見直しを求める。</li> </ol>
3	安部陽 (14)	<ol style="list-style-type: none"> <li>人口減少時代の都市計画・まちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> <li>高齢者が増加する。生産年齢人口は減少する。費用の増加に対する財政の考え方について伺う。</li> <li>高齢化が進み、きめ細かな交通体系が必要となるが、今後の対策について伺う。</li> <li>高齢化の進展とともに、空き家・空き地が生じる。その対策について伺う。</li> <li>都市計画が必要であろうと思われる区域と都市計画の考え方について伺う。</li> </ol> </li> <li>ストップザ医療費 <ol style="list-style-type: none"> <li>医療費削減の対策はどのように考えているのか伺う。</li> <li>医療費削減対策構想と組織（指導職員を含む。）についての考え方を伺う。</li> <li>寝たきり、認知症対策について伺う。</li> <li>文化、体育関係予算の増額は考えられないか伺う。</li> </ol> </li> </ol>
4	福廣和美 (18)	<ol style="list-style-type: none"> <li>まちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> <li>まるごと博物館構想の中で、九州国立博物館、大宰府政庁跡、水城跡を核に推し進めるべきと考えるが、市長の考えを伺う。</li> </ol> </li> </ol>

		<p>(2) 新しいまちづくりの核として、小鳥居小路周辺整備と仮称JR太宰府駅の設置があると考えているが、いかがか。</p> <p>2. 学校対策について</p> <p>(1) 小学校グラウンドの芝生化について伺う。</p> <p>(2) 小・中学校の教室の空調について伺う。</p> <p>(3) 屋上の緑化について伺う。</p>
5	長谷川 公 成 (3)	<p>1. 通級指導教室について</p> <p>(1) 就学指導について</p> <p>(2) 巡回指導について</p> <p>(3) 就学前療育及び連携について</p> <p>2. 市内側溝整備について 公共施設周辺の側溝の安全管理について</p>
6	中 林 宗 樹 (8)	<p>1. 入札制度と産業振興について 入札時における、あまりにも安価な金額による契約は企業の体力の消耗と製品の品質の低下を招くので、最低価格の制度導入をするべきと思うが、市の考えを伺う。また、本市の事業者育成と産業振興策について伺う。</p> <p>2. 小・中学校の校納金について 学校では、給食費を初め副教材等の様々な費用を徴収しているが、これらは保護者への重い負担となっているのではないかと。保護者の負担軽減について、どのような対策が採られているか伺う。</p>
7	渡 邊 美 穂 (4)	<p>1. 小・中学校教職員の实態について</p> <p>(1) 勤務時間の実態について伺う。</p> <p>(2) 現在、病気休職中の教職員がどの程度いて、そのうち精神疾患の人はどの程度いるのか伺う。</p> <p>(3) これからの対策について伺う。</p> <p>2. 障がい者の就労について 市の考え方について伺う。</p>

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原 田 久美子 議員	2番	藤 井 雅 之 議員
3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 邊 美 穂 議員
5番	後 藤 邦 晴 議員	7番	橋 本 健 議員
8番	中 林 宗 樹 議員	9番	門 田 直 樹 議員
10番	小 柳 道 枝 議員	11番	安 部 啓 治 議員
12番	大 田 勝 義 議員	13番	清 水 章 一 議員
14番	安 部 陽 議員	15番	佐 伯 修 議員

16番 村山弘行 議員

18番 福廣和美 議員

20番 不老光幸 議員

17番 田川武茂 議員

19番 武藤哲志 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

なし

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長 井上保廣

教育長 關敏治

協働のまち  
推進担当部長 三笠哲生

健康福祉部長 和田敏信

会計管理者併  
上下水道部長 宮原勝美

総務課長 大藪勝一

市民課長 原野敏彦

福祉課長 宮原仁

保健センター所長 中島俊二

子育て支援課長 原田治親

建設産業課長 伊藤勝義

上下水道課長 松本芳生

学校教育課長 小嶋禎二

監査委員事務局長 関啓子

副市長 平島鉄信

総務部長 木村甚治

市民生活部長 和田有司

建設経済部長 齋藤廣之

教育部長 山田純裕

経営企画課長 今泉憲治

人権政策課長兼  
人権センター所長 蛭川二三雄

高齢者支援課長 古野洋敏

国保年金課長 坂口進

都市整備課長 神原稔

観光交流課長  
兼太宰府館長 城後泰雄

教務課長 木村裕子

生涯学習課長 古川芳文

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 田中利雄

書記 浅井武

書記 茂田和紀

議事課長 櫻井三郎

書記 花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、16人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日13日7人、14日9人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、地域の活性化対策等についてお尋ねをさせていただきます。

日本経済は今、失われた10年あるいは20年とも言われ、バブル崩壊後、経済はなかなか上向かず、若者の就職難、失業者の増大、あるいは賃金の縮小など、そうしたことがさらにデフレを加速させ、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。

政府の経済対策や雇用対策もいま一つ効果が見えず、明るい将来の見通しはなかなか見えてきません。経済対策は一自治体では困難であります、何とか地域の活性化をやらなくてはならないと、さまざまな取り組みを行っている自治体もございます。

ご存じのように、本年の11月28日に沖縄県の知事選、和歌山県の知事選挙が行われました。また、各自治体の市長選挙も各地で実施をされたわけでございます。

近郊では、古賀市の市長選挙が行われ、新人の竹下氏が、3期12年にわたって市政を担った現職の市長、中村氏を破って当選をされました。勝敗の要因はさまざまあるかと思いますが、新聞記事によれば、強い経済政策を掲げた新人に変革を望む有権者の支持が集まったと報じておりました。地域経済の活性化に市民が関心を示している一つのあらわれではないかと私は感じております。当選した竹下氏は、地場産業を育成して地域活性化を図り、地元の経済を立て直したいと語ったそうであります。本市においても、地域の活性化をどのようにして目指すか、すなわち地場産業の育成や企業誘致、さらには中小企業等の振興施策が待たれるところでございます。

本市では、太宰府市商工会が実施したプレミアム付き商品券の発行等の支援が行われ、地域経済の活性化について尽力されていることも承知をしているところでございます。時期やタイミングを見ながら、地域活性化を図ることは重要でございますが、地域経済の活性化を行うにはある程度の計画が必要ではないかと考えております。

本市では、平成14年に策定した太宰府市地域の産業・観光活性化プランがありました。年間1千万観光都市を目指すものとして平成19年3月までの5カ年計画のプランであります。このプランには、九州国立博物館の経済波及効果やその後についての計画が見えてこないため見直すべきだと一般質問等で訴えてまいりました。再三にわたる私の質問で、九州国立博物館の経済効果を調査し、約62億円と発表をされております。私は、こうした調査をもとに太宰府市全体の地域経済の活性化を図るため、総合的にして新鮮な地域の産業・活性化プランのようなものを策定すべきではないかと考えております。市長の所見を求めるものであります。

また、自治体によっては、地域経済を活性化させるための条例等を制定しているところもでございます。例えば、東京都江東区は地域経済活性化基本条例、北海道むかわ町は地域経済循環の促進に関する条例、真庭市は真庭市雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例などがございます。自治体によってそれぞれ状況は異なると思いますが、本市の地域活性化に向けての条例制定等についてのお考えをお聞かせください。

次に、ホームページの充実についてお尋ねをいたします。

目覚ましいインターネットの普及でさまざまな情報を入手することが可能になりました。各企業はもとより自治体もあらゆる情報を発信し、私も行政視察や一般質問をするときには大変役に立っております。

第五次総合計画の審議会の議事録も、ホームページで発信をされております。ところが、検索をしましたがどこにあるかわかりませんでした。担当職員に聞いてわかったわけではあります。トップページからリンクをすればすぐにわかるのではないかと9月議会で指摘したところ、早速そのようにしていただいたところでございます。

今回、九州国立博物館の経済波及効果について発表されていますが、ホームページで探してみましたがわかりませんでした。また現在、地域福祉計画の審議が行われておりますが、この審議会の模様も探すことはできませんでした。

そこで、各種の審議会等が行われていますが、その議事録について全部ホームページで公開をしているのかお尋ねをいたします。また、ホームページに何を掲載するのか、そういった基準があるのかお答えをください。

あわせて、各種計画や方針等がございしますが、こういった情報を発信する場合の基準等があればお聞かせください。

いずれにしても、ホームページは今後、広報紙と同様に情報発信の大きなツールであると考えております。本市も充実に取り組んでいただいておりますが、よりわかりやすく、検索しやすいホームページを目指してほしいと考えておりますが、市長の所見をお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

地域活性化対策についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

平成14年策定をいたしました太宰府市地域の産業・観光活性化プランは、第四次太宰府市総合計画に基づき、にぎわいのある観光振興及び観光を軸といたしました地域産業の活性化を図るために政策を具体的に示しておるところでございます。今回、第五次の太宰府市総合計画が策定されるに当たりまして、地域の産業・観光活性化プランの進捗状況等を確認の上に新たなプランの策定につきましても私は行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村基治） それでは、私のほうからこの間の経過も含めてご回答申し上げさせていただきます。

太宰府市地域の産業・観光活性化プランは、観光の新たなあり方とそれを実現するための方向性を示したものでございまして、この計画の対象期間でございました平成14年4月から平成19年3月までの5カ年間におきましては、平成16年に地域活性化複合施設太宰府館の開館、また、平成17年に九州国立博物館の開館を迎えるなど、観光客誘致につながる施設が開館をいたしました。

太宰府館につきましては、貸し館事業や観光案内以外にも、太宰府体験プログラムといたしまして梅ヶ枝餅焼き体験でございまして、木うその絵付け体験などを開催し、その利用者も含めまして、昨年度は14万5,000人を超える方にご利用いただきました。九州国立博物館につきましては、開館から延べ入館者数が今年度800万人を超えたということで、もう既にご承知のことと思います。

昨年度の観光客入り込み数は約714万人でございまして、地域の産業・観光活性化プランに掲げておりました目標値、年間1,000万人には及びませんが、今後は第五次総合計画案でも掲げておりますように、観光客の滞在時間を延ばしていくことも重点課題として、市民を初め来訪者にも優しい観光基盤の整備を図りまして、回遊性、付加価値を高めまして、さらに魅力ある観光地を目指してまいります。それを踏まえまして、新たな活性化プランの策定について、先ほど市長が答弁いたしましたように、検討してまいるところで考えております。

また、地域活性化のための条例につきましては、ご質問の中でもありました市町で制定されておるようございまして、地場産業の振興や雇用促進のための企業誘致等が主な目的であるようございまして。

同じような趣旨で、太宰府市でも平成19年12月20日付で太宰府市ホテル等設置奨励条例を定めておりまして、地域活性化のためにこういう条例を今後展開していけないか、その辺も含めまして関係部署との調整を図りながら検討していきたいと考えております。

2件目のホームページの充実についてでございますが、日本の高度情報化社会において地方

自治体のホームページのできぐあいは自治体の印象に直結するものでございまして、自治体の顔と言っても過言でないと考えております。

本市におきましても、本年4月にホームページシステムのバージョンアップを行いました。あわせまして、トップページのレイアウト等についても、利用者の視線の流れを意識して項目名も多数表示することで検索が容易となるように変更いたしました。さらに、この新しいシステムは、高齢者や障害者を含むだれもが支障なく利用できるアクセスのしやすさということで、アクセシビリティ機能というものを充実しております。視覚障害者などに配慮した作り方となっております。担当職員の意識や技量の差によりまして情報量や質、鮮度に格差があることも否めませんが、積極的に情報を発信できるように技術的な研修も随時行っております。

また、今回のシステム変更で強化された機能の一つに、各コンテンツ上の一言アンケートの欄がございます。コンテンツごとに利用者が意見や要望を書き込むことが可能でございまして、運用開始以来、11月末現在までに任意回答は177件寄せられております。対応が可能なものは、すぐに修正対応を行って回答をしておるところでございます。

お尋ねの各種審議会の議事録についてのホームページ上での公開は、太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第7条におきまして速やかに掲載するよう定めております。掲載期間については、各所管課の判断となりますが、会議の日程や会議結果については所管課が一括して掲載できるような基本ページを作成しております。各種計画や方針について基準等は設けておりませんが、可能な限り多くの情報を発信するように努めております。今後とも情報弱者の方たちにも考慮した、利用者に満足いただける、役に立つホームページを目指していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 結論が出ましてですね、地域経済活性化に向けてのプランを策定していくということで、これ以上質問をしようがないわけですが、実はこの第五次総合計画の前期基本計画の中に、今回この基本計画の中にそれぞれ関連する計画というのがずっと今回書いてありまして、非常にこれは、この基本計画があつて、その下にそれを実際に実践するための各種計画があると。例えば、子育てでいけば、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画というのが平成22年3月に策定されましたよと、こういう形で見ていけば、あつ、これに関連する細かいことがここに書いてあるのだなあということで、非常に今回の基本計画の中にはその辺は評価したいなと思っております。ただ、今言う地域の活性化に関しまして、魅力的な生活空間が整い、産業が活気づくまちづくりということで、施策27の産業の振興、あるいは観光基盤の整備充実に関しては、そういった計画の予定とかということもこの中に入らないものですから、これは今回でそういう形でプランを策定しようということが決まったのか、もう前々から総合的なこの活性化プランをつくらうと考えておられたのか、またいつごろ策定をする予定なのか、

それもあわせてお答えいただければと思います。

また、この前期基本計画の中にそういう予定を書き込めるかどうかもね、お願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） この第四次総合計画の中の一環といたしまして地域活性化プランを作成いたしました。その後で、調査として地域経済の波及効果、国立博物館ができた後の波及効果という調査も行いました。この国立博物館の開館前につくったプランと国立博物館開館後の変化した状況でございますとか、その辺がいろいろございます。客筋がどんなふうに変ったのかとかですね、その辺のことを踏まえて、やはり前と後の実態を見て、そして今後どうつなげていくか、まだまだ開館前で具体的な像がなかなか見えないところでつくったものでございますので、今後の展開が要るなあというのは考えておりました。明確に今後、第五次総合計画を現在上程しておるところでございますが、そういうものをつくっていく中で、この後、基本計画そして実施計画、そのようなことでいろいろ計画をおろしていきます。そういうところで一つの指針として、観光・産業につきましても一つのプランが必要ではないかなというのを現在考えるところでございます。以前からいつごろつくろうということでは考えたものではございません。ただ、今後の次の展開というものを一つの柱として持つておく必要があるだろうというふうに考えるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 答えになっているような、なっていないような感じだけでも、要するに、今まだほとんどやらなくちゃいけないなあという感覚はそれぞれ持ってらっしゃると思いますが、まだ具体的に動いてはないと思うんですね。いつごろ動き出すのか、いつごろ策定をしようと考えているのか、そこまでいってないのかどうかね。もしいっているとすれば、そういうことがある程度あればこの基本計画の中にきちっと入れとけばいいのじゃないかなあと思っているんですが、まだ漠然としているって形ですか。それとも、もう5年以内にやっぱり策定はしなくちゃいけないと思っているのか、あるいは2年以内か、それとも1年以内なのか、その辺はどうなんですか。そのところをちょっときちっとしとかなないと、何かつくりましますよという話やけど5年後のことかもわからんし、見通しとしてどの程度の時期で策定をしようとしているのか、お答えお願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 非常にちょっとわかりづらい回答で申しわけございません。

この前期の計画の中ではつくりたいというふうに考えております。と申しますのが、現在の歴史的風致維持向上計画で市民遺産でありますとか、もう一つの大事な観光資源のものが動き出しております。その辺をちょっと見ながらですね、つくりたいというふうに考えておりますので。ただ、前期の中ではつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 5年以内ということだろうと思いますが、先ほど申しました、部長のほうから答弁がありましたこの歴史的風致維持向上計画ですかね、素晴らしいものの認定を受けたということで、こういういろんな、これからの太宰府市の活性化に当然結びついていくと私は思っております。こういったことも含めながら、あるいは商業、あるいは農業等、いろんなことを連携しながら、産業元気とまたこの観光基盤とも連携するわけですけど、この基本計画を見ると何かこれが、基本計画、産業とこの観光とか何か別建てになっているような感じですが、やっぱり連携したプログラムをつくる必要があるのではないかと、そういうようなことをいろいろ思っております。

先ほどちょっと古賀市の市長選挙のことで質問させていただきましたけども、若干私が質問項目を出した後に、11月28日の新聞を見ますと、この市長さんが告発をされるというようなことが出ておりました。内容としては、虚偽経歴じゃないかと。実際には会社の社長をされておられたと、だけど立候補する段階ではその会社がなかったというようなことで、そういう形で経歴詐称じゃないかということが新聞に載ってましたので、一応お断りしておきたいと思えます。ただ、この関係者の一人の中に、有権者の中には会社代表の肩書を信用し、経済対策の実現に期待して投票した可能性もあるということで、やっぱり民間の手法というものを非常に期待されてそういうようなことが結果としてあったかどうかは私もわかりませんが、マスコミではそのように報道をされております。

私は、ぜひこの総合的なですね、前の地域観光の場合は、観光プランはどうしても太宰府館を中心としたプランの内容で、活性化をどうつなげるかといった部分に関しては余り触れられてないんですね。ですから、企業誘致、事業所、事業所って書いてます、IT、環境に負荷の優しい事業所を誘致するとか、そういうようなことがこの基本計画の中になってますので、それを具体的に網羅させた形でですね、プランの計画なのか、そんなものをつくっていただければと思っております。

先ほど部長、今答弁で、もう条例はあるんですか。今、あるような話されてましたが、地域活性化の。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 例えば、先ほどご質問の中にありました真庭市という、岡山県の真庭市というところがひとつ同じような条例があるんですが、そこがいろいろな、企業誘致の中のいろんな業種を定めたような条例を持っております。その企業のいろんな種類の中まではなりません、太宰府市といたしましては平成19年12月20日という形で、太宰府市ホテル等設置奨励条例というのを定めております。これは、進出してくるホテルに対しまして奨励金、固定資産税相当額の何分の1という奨励金をするというようなことでつくってきた経緯がございます。ただ、これが、今のところホテルだけになっておりますが、これを業種的に今後どんなふう展開するのかですね、その辺のことの検討が必要かなというところで考えておるところでございます。同じような趣旨の条例としては、平成19年に1度策定をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ちょっと私が言っている条例とは少し違うような、ニュアンスが違うような感じがします。

今回、本当は質問の発端になったのはですね、それぞれマニフェストというのが今言われているわけですが、地方議会でも、あるいは地方の首長さんたちでも、政策をどのように実力発揮したということで、このマニフェスト大賞とかいろんな形があるわけですね。今回、第5回マニフェスト大賞が発表されまして、その中で最優秀賞をとったのが鳥取県の倉吉市というところが、これが地方議会ですね、がとられておられます。この鳥取県の倉吉のことをちょっと紹介させていただきたいんですけども、地方分権の時代に議員の政策立案能力は、私たちのことですね、これ、の政策立案能力が問われていると。その中で、鳥取県の倉吉市議会が主導した「倉吉市くらしよし産業元気条例」が2009年4月施行ですが、第5回マニフェスト大賞の最優秀成果賞を受賞したと。この条例の内容はですね、市長や市議会、市民らの役割を明示したことが特徴で、自分たちで課題を発見、分析し、条例制定に至った点が評価をされた。その次なんですけども、この条例というのはどういう条例かと。これは、市民、企業、有識者らによる産業振興戦略会議を設置したと。条例があって、その条例に基づいて市民や企業、有識者らによる産業振興戦略会議を設置。パブリックコメントも行いながら会合を重ね、地域振興の指針となるビジョンを策定したということが非常に高く評価をされている。だから、条例をつくって、それからさらに、その条例に基づいて地域振興の指針となるビジョンを策定したと。その策定をするに当たっては産業振興戦略会議を設置したと。そのビジョンの内容というのは、大きく3本の柱に分かれているわけですが、ものづくり産業の振興が1つ、それから2番目に農商工連携による新産業の創出、そして3番目に魅力あるまちづくりと観光業の振興という3本柱の方向性を提示し、実現に向け立案された、施策は約44に上ると。特色がですね、あるんですよ。どういうことかといいますと、雇用自立度と市民所得指数という数値目標を設定した。この市民所得指数という数値目標を設定したということが非常に特色なんですけど、雇用自立度は市内事業者の就業者数、市内で働いている事業者の就業者数を市民全体の就業者数で除し、どれだけの人が市内で働いているかを示すのがこの雇用自立度。それから、市民所得指数というのは、県民平均の課税標準額を100とした市民平均値、わかりやすく言えば、県民の平均所得との比較。だから、県民の所得とこの倉吉市民の所得がどうかと、そういう形で、私たちがなかなか見えにくい地域振興の進展ぐあいを市民にわかりやすく伝えるための仕組みになっていると、こういった意味において、倉吉市の商工観光課は目標数値の算定方法まで考え出した自治体はないのではないかと話をされていると。これをつくった市議会は、精神や思いだけではなく、具体策が必要ということを考えられて、この条例を制定する決断をされたというようなことでございます。

この条例がいろいろありましてですね、この条例の中に、やはり第5条、「倉吉市くらしよし産業元気条例」という条例。くらしよしですから、倉吉の字をとられてくらしよしってされ

たんだろうと思っておりますけども、ネーミングもなかなかいいネーミングだなと思っておりますが、この倉吉市地域産業振興ビジョンの策定というのがありまして、第5条に書いてあるんですね。市長は地域産業の状況を分析し、地域産業の振興に関する数値目標を定めなければなりません。市長は前項の目標を実現するため、地域産業振興戦略を定めた倉吉市地域産業振興ビジョンを策定しなければなりません。そのために倉吉地域産業振興戦略会議と、こういう条例をつくってビジョンをつくっておる。この私、ビジョンを読もうと思いましたが、ページ数的に146ページぐらいあるのでちょっともうプリントアウトしなかったんですけども、要するに条例をつくって、それに基づいてメンバーを選び、そしてビジョンをつくっておるといような形なんです。だから、条例が先にあって、その後にプランが来ていると、こういうようなことで、この条例とこのプラン、計画についてお尋ねをしているわけですが、こういった部分での条例を私はちょっと頭の中に入れてながら質問させていただいたわけですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 倉吉市の、ニュースだけちょっと倉吉市の分は聞いておりますけど、中身のことについて詳細はちょっとまだ存じておりません。ただ、地域の活性化、そして産業の育成というときには、行政の中だけでプランを立てても多分動かないのではないかとこのように感じております。また、さきの総合計画の審議会の中でも、行政がしても何もならないという意見もちょっと出たりしておりました。そういうことから、実際に取り組んでいくには地域の方々の動きも必要になってくるものだというふうに考えております。そういうことから、今後、地域への企業の誘致も含めまして、産業の育成に向けては、やはり地域の皆さん方の意見を反映して協力を受けて、そして一緒につくっていく必要があろうと思っておりますので、恐らく今後の検討といいますか、そのような中で委員会等つくって、一緒に汗をかいていくようなことになるというふうに私は考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今すぐ答弁は難しいかわかりませんが、つくるかつくらないかは別にして、一応こういうような先進地がありますよということで、今後つくるに当たって参考にいただければと思っております。

続きまして、ホームページについてお尋ねをしますが、いろいろ先ほど答弁されましたけども、なかなか検索、もうわかりやすい分もあるし、わかりにくい分もあるんですが、大体どこを見たらいいのかなと思っているわけですね。例えば、太宰府市の計画についてどこを見たらいいのか。サイトの見方、トップページがありますね、太宰府市の。サイトの見方、総合案内、組織から探す、分類から探す、公共施設の案内とかというのがあるわけですけど、その中で分類から探すという部分で見ますと、市の計画書というのがありまして、総合計画があつて、第四次太宰府市総合計画と第五次太宰府市総合計画審議会会議結果一覧というのがこの計画の最初にあります。これは、もう今やっているところですね。それ以外に総合計画以外の計

画というのがありまして、これ、ずっとあるわけですが、この第五次総合計画の前期基本計画がありまして、この中に関連する計画というのがいろいろたくさんあるわけですね。これが、全部載せてあるやつもあれば、載せてないやつもある。そういう部分で、何を基準としてこのホームページに載せているのかなど。私も、実際調べたいわけですよ、太宰府市のことを、いろいろ。先ほど部長が言いました、こういった地域経済の波及効果の測定分析というのがありまして、これ、たしか私も1回最初もらって、ある人からぜひそれを欲しいということで言われて、じゃあ参考に見てくださいということで戻ってこないままだったものですから、また観光交流課に行ってもらって、そうこうするうちにまたどっか行ってしまって、もう何回ももらいに行くわけいかんもんやから、とにかくホームページでとろうと思ってやってみましたら、入っているの、あるのか、ないのかな、ホームページ、私もよくわからないんですが。こういったものの、これはですね、この中を見ますと、波及効果があると、太宰府市の経済の波及効果があるということが、このプランの一つの大きな、この実態調査をした目的の一つのように私は感じているんですね。太宰府に店を事業所を設置しますとこれだけの波及効果がありますよと、それだけの大きな効果があるのではないかとこの中に書いてあるわけですが、書類だけで終わってしまったらもう意味ないわけ、記者会見と。だから、やっぱりこれだけの太宰府に事業所を設置すると大変な経済効果がありますよ、またさらにこれから経済効果を高めていきますよということが、また事業所を呼ぶ呼び水になると思うんですが、これはあるんですか、ないんですか、ホームページに。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） これを行ったときには概要版を載せておったようですが、現時点ではホームページにアップしてないということでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、途中で出して、途中で消えると。その消えるというのが、消えるとか、要するにもうサーバーの関係なのか、もう必要ないと考えているのか、その辺は、私はよく基準というのがよくわからない部分があるんですけども、これはやっぱり次のものができるまでいつまでも載せとつてもよかったんじゃないかなって感じはするんですが、それもどこに載せていたのかもよくわからないものがあるんですけども、そういった部分になっていると。これ、一例ですよ。これ、一例ですよ。決してこれだけのことを言っているわけじゃないんですよ。でも、非常にいいやつじゃないかと。やっぱりきちっとこれもホームページの中に載せとくべきじゃないかと。

この観光の、この何というんですかね、例えば、この第五次総合計画の中に観光基盤の整備充実という部分もあるんですけど、この中にもこのことは書いてないんですね、各種計画の関連の中に。こういったことをやりましたよということも書いてない。だから、もう少し、せっかく、これだけ価値のある、新聞の記事にも載ったような内容の部分ですので、そういった部分に関しては、やはりどこかでね、何かやっぱりそこそこの所管で、もうだれも見えないけ

ん、もうこの辺で消していいんじゃないかなろうかという調子じゃないかなと私はちょっと思っているんですが、そのところはきちっと、やっぱり出すときは出す、発信しなさい、で、じゃあもうそれは必要ないと思うのなら、もういいですよという形の部分をね、どこかの所管で必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） やはりこういう資料ものは残しておいて別に、残して悪いことはないというふうに考えております。私もよその行政とかのホームページ見ていって、どんどんクリックするとどんどん、どんどん資料が出てきて、逆に戻れなくなるような状況もございます。そのくらい情報公開といいますか、情報の提供はしていいのかなというふうに考えておりますので、今後、いろんなこの計画等つくり上げたものについては、どんどん提供していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、何を載せるか、いつどういう形で消すかということに関してはですね、やっぱり基準をつくっていただきたい。この基本、第五次の前期基本計画の中にも、部長も一々聞いたってわからないとは思いますが、まずこの中にある、いろんな計画あるわけですが、ホームページに載っている部分と載ってない部分があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 載っている分と載ってないものがございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 済みません。何をもとにして発信しているのか、何をもとにして発信していないのかというのは、そういう基準みたいなのはあるんですか。それとも所管の判断って形ですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 所管の判断で現時点では行っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、そこが私が一番のウイークポイントじゃないかと思ってますので、総務部なりどこかが所管をもって、やっぱりこういった部分に関してはですね、きちっとした形でやっていただきたいと思っている。副市長、何かあるんですか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 今回、清水議員のお尋ねの中で、庁議でいろいろ協議をいたしました。できるだけ我々、透明な行政運営をやってますので、すべて公開してもいいよということを常々申し上げております。所管課には、できるだけ載せるようにということだけで、私どもも今回、載っている、載ってないというのが初めて私もしまして、なかなかわからないので、検索というのがあるんですけども、あそこで見ても出てきませんで、あっ、これは載ってないのか

なというようなことも体験いたしました。特に我々は内部資料でファイルを持っておりまして、それでほとんど見てますもんですから、ホームページから見ないということもございました、私自身としては載っているだろうというふうに見識しておりました。今回そういうことがわかりましたので、できるだけ載せるような基準を設けて、消す基準も今回ご指摘のとおり作成をしたい。そして、職員が同じ情報の範囲の中で、載せる、載せない、消す時期ということを明確にしていきたいというふう考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ぜひお願いします。

ちょっと気がついたことで申し上げますけども、計画というプランにずっと太宰府市の計画が載っております、これを見ますとほとんどこの今言ったような部分が載っていないのと載っている部分があるので、何が載っていないのかよくわからない部分があるんですが、どうせ載せるからにはですね、やっぱりこの基本計画に沿った形の名称と同一の名称にしてもらいたいですね。例えば、今このホームページに出てます、にこにこプランの太宰府市次世代育成支援対策行動計画、2010年11月って書いてあるんですね、このホームページの一番トップ見ますと。これは、どれだろうかと思って見ましたら、にこにこプランというのはこの前期基本計画の中にありまして、ここには、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画、平成22年3月ってあるわけ。こちらには後期が入ってないんですね、このホームページのほうには。違うのかな、どうかなと私もまず考えたんです、自分自身で。そして、2010年11月ってなってます、こっちは平成22年3月と載ってましたね、こっちの計画と、どこがどう違うかという、まず1つ、西暦と元号、元号というんですかね、平成とか昭和とか使い方をしてのと、こちらは違う。こっち側は、よく見ましたら発信をした日付だったんですね、発信をした日付。ですから、この中にやっぱり策定した年月日が必ず要りますので、ホームページのほうにはこの基本計画に沿った形での内容をね、載せていただきたいなと、またそのとおり載せていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。今、副市長のほうからそういったことも含めて基準等を決めていきたいということでもありますので、期待をいたしております。

またあわせてですね、計画だけじゃなくて、審議会、これもちょっと質問の部分ありましたけれども、今総合計画の審議会の部分だけが情報公開になっていると思うんですが、そのほかに審議会等やってます、今現在。総合計画以外も、総合計画は終わりましたが、それ以外の審議会等はやってます、何か。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） ご質問の中にありました地域福祉計画関係、これ、審議会でございませんですけど、策定委員会ですね。こちらのほうは、今やっております。ホームページに載っていないということもございますけど、8月26日から始めまして、最初は委嘱状交付と、その後、実際審議に入りましたのが11月に入りましたんで、あくまでまだできてない状態で、近日中には載せたいというふうに思っているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 実はですね、これ、審議会に出られたメンバーの方が、これ、2回目か何かですよ、たしか、前も1回やって。前のやつの議事録を見たいとおっしゃったんです、審議会の。しないと、自分が初めて参加するに当たって、どういうことが議論なされて現在できてきたのかということを知りたいけど、どうやったら知ることができるでしょうかって話になったもんですから、その辺のことも参考の一つとしてですね、関心のある方はそういう形で見られてますよということもありますので、ぜひ審議会等も含めましてどういう形で情報公開するかということもあわせてご検討いただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております、同和対策が終了したが今日まで同和問題に対する行政政策が行われております。その内容は、現在の行政運営には必要のない条例の廃止、補助金、負担金、扶助費等の財政健全化のために改めるために質問をさせていただきます。

平成13年、同和対策事業や施策は終了しましたが、市の条例等は昭和60年より今日まで、条例、規則、規程、訓令等や法的根拠のない補助金の支出行為が行われており、太宰府市は同和行政を最優先する施策が行われておりますので、人権都市宣言条例の修正を初め、同和事業、同和教育見直し、また廃止について、市長、教育長に回答を求めます。

本日、議長より許可をいただきまして、私の一般質問原稿を配付をさせていただいております。まず初めに、これは、今年の10月30日に部落解放同盟福岡県連、松本環境大臣が就任したために福岡県の委員長が辞任されて、組織体制が確立されまして、委員長代行に組坂さんが就任をされました。そして、組織関係ですが、この組織図を見ていただいて皆さんお気づきになりますか。この組織体制が2年間続くわけですが、この中に同和という文字は1字も入っておりません。運動団体自身が、同和問題を人権にかえようとしているわけであります。ところが、市民が太宰府に来て同和地区があるのかという問い合わせをしたり、同和地区に建設するという計画が出されると、昨日の解放新聞にも載っておりましたが、その責任は全部行政にあります。ところが、この同和問題をなくさなければならない行政がみずから同和行政を条例やあらゆる規則に入れる、こういう状況ですので、私は、まずこの同和行政を人権政策にかえるべきだと。同和という名称をなくす。運動団体自身が同和という問題を、この組織実態の中から見ても担当部署も責任者も一切一字も出てこない。ところが、行政は同和を最優先する。ここに、大きな差別問題が、行政みずからがつくり出すということであります。そのために本日、太宰府市にあります条例というのが最優先ですが、条例のその下下である規則や規程や訓令であらゆる行政施策が、何と20近くも行われておって、今まで昭和60年から、平成13年に

同和対策事業は終わりましたが、今日まで同和対策事業が行われている。

この際、まず、2番目に書いております行政事務改善委員会規程、行政改革推進委員会規程に基づいて執行部に早急にこういう同和対策、同和教育、これを改めるように、まず質問をさせていただきたいと思うのであります。その根拠になっているのが、皆さんには条例集や規程や訓令を配付いたしておりませんが、平成7年12月25日に太宰府市人権都市宣言条例が制定されました。これは、人権を守ることは国連憲章に基づいて当たり前になっておりますが、この中に一番大きな問題は、「最も深刻にして重大な社会問題である部落差別を初め」、この文案が太宰府市の人権条例の中心になっております。「部落差別を初め」というものを、できれば平成7年12月25日に制定した人権条例を見直すべきではないか。部落差別という問題を行政自身がひな形に第一に上げることは、まず問題がある。そのために、この条例を人権という名のもとにかえるべきだということで、まず指摘をしておきたいと思えます。

それから、第2点目にあります事務改善委員会というのは何なのか。当然、太宰府市にふさわしくない、事業も終了した、そういう場合について、行政事務改善委員会として今出されておりますこの1から10、それから教育関係では1から5、それ以外に法的根拠のないいろんな部分もありますが、まずこういう行政運営に効率化を図るために第五次総合計画も審議をされておりますが、こういう状況の中で、組織、機構の改善に関すること、分限、財務、こういう規程や訓令やそういうものがあれば、当然予算の支出がありますので、この責任者は副市長であり教育長であり、各部課長が構成されておまして、まず内部で検討をしていただきたいと思うわけであります。

第3番目に、太宰府市行政改革推進委員会というのが平成8年9月25日、規則第28号で制定されております。これは、市長はみずからこういう同和対策事業が平成13年に終了し、今日まで延々と7年、8年と続けていることについて、市長みずからがこういう同和行政、同和教育、これを見直すように行政改革推進委員会、市長は市民5人以内、識見を有する者5人以内で諮問する権限を持っております。いつまでも延々と同和対策を行うのか、同和教育を行うのか、こういう状況をしっかりと同和問題の解決、人権問題にかえるために諮問をしていただきたいというふうに私は要求をいたします。

次に、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則、条例の下に置くものが、平成20年3月26日に規則第5号で出されておりますが、この中の問題としても、太宰府市の人権、同和ではなく人権をどうするのか、こういう人権施策が平成20年に出ておりますが、人権都市宣言が基本になり、同和対策、同和行政、同和施策を実行している問題がありますが、こういう同和問題を人権にかえるために、推進審議会規則の中で、識見を有する者7名で構成するわけですが、こういう問題についても改めていただきたいがどう考えているのか。

次に、それに附属する太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程というのが、同和対策も終わりました今人権になっておりますが、再三にわたってさまざまな形で組織内部で見直しをされてきました。ここには同和問題という表現はありませんが、平成20年3月

26日に訓令第2号で出されておりました、各課の部長から課長で人権推進とやっています。ところが、この人権推進と言いながらも、毎年行われているさまざまな部分は同和教育、人権まつりと言いながら同和行政を最優先する内容になっており、人権とは何なのか、男女の問題もあります、差別はあってはなりません、こういう問題についても同和行政、同和教育をどう改めるかは、この場所でも検討する必要があるのではないのでしょうか。

次に、一番大きな問題は、太宰府市人権・同和政策基本計画策定委員会、なぜ同和政策基本計画を策定をしなきゃいかんのか。国が同和対策は終了し、同和という発言すら余りしないようになっております。私も今月の16日、まだ今月の22日に総務省と福岡県教育委員会同和対策と協議をするようにいたしておりますが、同和という問題については終了している。ところが、自治体自身が同和問題を最優先に上げる、こういう問題については、もう改めるべきだという考え方が県や国にもあります。ところが、太宰府市は、いまだに同和政策基本計画策定委員会を内部で行っている。こういう状況の中で、基本政策に基づいてさまざまな同和研修が行われる。ここにおられる執行部、また現在業務についている職員、市民、教員、そしてさまざまな形が、議会もそうですが、同和研修がなされます。人権研修ならともかく同和研修という形でやられる。1時間、2時間。少なくとも職員がその研修に参加をすると、1時間あたりは2,000円。そうすると、そういう費用が、その間の業務はとまるわけです。本当に回数はさまざまな形で同和研修がやられている。こういうものをやはり見直すべきではないのでしょうか。

次に、太宰府市同和対策推進会議の規程が平成9年6月30日、訓令第7号で行われております。この訓令は、同和問題の解決が国民的課題であり、行政の責任で解決しなければならないと、こういうふうに規程の中に明記されておりますが、同和問題の課題としては、昭和30年から平成13年まで国の大きな事業とし、全国一体で行ってきました。太宰府市も30年間にかけた金額については、1年間当たり約2億円の予算を計上しました。事業費は別であります。60億円近くのお金をこの太宰府市も同和対策事業に使ってきたわけでありまして。それを今日また延々と続けようということでしょうか。私は、この際にこういう同和問題の解決じゃなく、こういう規程を廃止すべきだと考えております。

次に、太宰府市人権・同和問題啓発推進会規則であります。これは、条例ではありません。しかも、平成2年3月30日、規則第7号で規定されております。太宰府市人権・同和問題じゃなくて、人権啓発ならともかく、太宰府市民に同和問題に理解をとわざわざ駅頭に立ち、記念品、そういう部落差別をなくしましょうと議員を初め職員、地域一体となってやりますが、こういう人権を守りましょうというならわかりますが、この同和問題解決のためにご理解をというのは、行政みずからが差別、この町には同和地区がありますよ、この町には部落差別が現存しているんです、この町には同和問題で大変苦しんでる人がおるんですと行政みずからが市民に訴えていく、こういうことになるのではないのでしょうか。私は、そういうことはやめていただきたい。同じように人権として人権を守るような活動をするために同和問題啓発、こういう規則は必要ないというふうに考えておりますが、行政はどのように考えているわけでしょう

か。

また、この同和対策事業を30年近くやってきましたが、いまだに太宰府市同和地区諸扶助支給規程という形で、同和地区の方々に対して老人医療費、全額無料であります。5歳未満の医療費、個人負担も入院給食費も無料であります。介護サービスも同じであります。年金についても、特別に月5,000円の支給をいたしております。また、自動車の運転免許を取ろうとする場合、日当補償まで行っております。しかも、こういう部分について、制度はもうある一定所得制限をなされておりますが、生活保護の1.3倍、生活保護の1.3倍というのは、月の給与が30万円以上あっても受けられるということでもあります。皆さん、私ども議員として報酬として受け取るとる金額は30万円を切るわけであります。議員と同じような報酬をもらっていても、こういう制度が適用されるというのは、こういうものがあっていいのでしょうか。こういうものは改めるべきであります。しかも、これについて、こういう制度を利用する場合にだれが証明をするのか。解放同盟の支部長の証明があれば無条件で通るというわけであります。こういうものがいまだに行われている。私が証明したら認めるのでしょうか。皆さんが証明したら、私は部落出身だといってこういう申請を出せば認めるのでしょうか。こういう特権を与えることは、私は好ましくないと思っております。こういうものをいち早くやめること。

そして、太宰府市には人権センターというものが、太宰府市南隣保館、南児童館、南体育館として設置されてますが、これは、運動団体が中心になって使われております。人権センターというのは、多くの方々が人権尊重を守るために利用できるものでありまして、解放運動団体の施設ではありません。こういうものが独占的に使われていることについても、やはり改めるべきではないでしょうか。

次に、教育委員会についても、やはり大きく教育行政の見直しを行っていただきたいと思えます。太宰府市の教育長さんは、北九州でこういう同和行政、同和教育の問題を一切解決した素晴らしい教育長さんであります。この教育長さんがおられて、しかもこの太宰府市には人権同和教育推進委員会規則が昭和60年から今日、30年間続けられており、小・中学校における同和教育の推進をどのようにするのか、子供たちに同和教育をどう教えていくのか、こういう教育委員会規則が昭和60年6月1日から規則第6号で延々と30年以上続けられている。こういう同和教育ではなく、人権教育にかえるべきだというふうに私は考えておりますが、どのように教育委員会は考えられているのでしょうか。

また、平成4年11月4日、平成13年で同和対策事業は終了いたしておりますが、いまだに同和教育教材作成検討委員会、こういうものが、小・中学校で同和教育をどのように教えていくのかという教材検討委員会があります。当然、県の教育委員会が決定することですから、太宰府市で独自に7つの小学校、4つの中学校に同和教材をわざわざ太宰府市が決定する必要はありません。文科省の決定があるわけですから、独自にこういうものをつくる必要はないと考えておりますが、どのように教育委員会は考えているのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

また、太宰府市促進学級指導員規則というのがあります。昭和60年6月29日に教育委員会規則第4号で規定されております。児童館、隣保館に学校教員を初め同和地区の子供たちの学力向上という形で、わざわざ同和教育同和地区中心に促進学級が設定されて今日まで行われております。しかも、教員の負担を少しでも軽くしたいという過去の私の質問について、ある一定の改善がありますが、いまだに市内の小・中学校の教諭を初め、他の教育委員会が適当と認められたものを配置をし、ほんの数名の子供のために促進学級が行われている。これも、やはり改めるべきではありませんか。

これと関連するのが、昭和63年6月29日、教育委員会規程第5号で、こういう社会同和教育を推進するために同和地区における子供たちの子ども会育成という形で指導員をわざわざ配置をしている。こういう問題についても、子ども会と育成会にわざわざ指導員を配置してそこに報酬を払う、こういうものが必要かどうか。昭和63年から今日まで行われていることについても見直すべきだと考えております。

また、太宰府市地域改善対策専修学校等技能習得資金貸付要綱というのがありまして、子供たち、同和地区の学生が専修学校をした場合については、これについて入校支度金として最高17万660円、毎月の修学資金として5万2,000円が支給されてきました。これについて、現在は行われておりませんが、この償還免除規定が今日まで生きております。まだ何人の返還があるのか。しかも、これは現実には返還がされているのかどうか。もう返還はなしにあらざるのかどうかも明らかにしていただきたいと思います。

それから、太宰府市同和教育研究協議会というのが、本当に以前からあります。これは、学同研として288名、行政の職員が124名、市民15名の参加で今年だけでも373万2,000円の市の補助金が支出されておりますが、これは何の法的根拠もない、任意の団体です。しかも、会費は総予算の14%、行政丸抱えであります。こういうものが出されており、法的根拠のないこういう部分に教員や職員や、これに大変な時間をとる。しかも、その予算の中で市民まつりに120万円、そして福岡県の人権や4市1町や部落解放研や福岡県人権関係に、何と73万5,000円も支出をする、そして、各この予算全体の中で見ると90万円が研究課題としての予算であります。通信費も幾らかありますが。こういう373万2,000円、これが30年近く、以前は何と400万円近くも出されておりました。

1億2,000万円を超える金額が今日まで支出をされたわけでありまして。こういう問題を行政改革や行政予算の関係、また平成23年度の予算編成に当たってどのように見直し、どのように同和問題を改め、どのように人権政策にかえていくか、行政としては明確な回答をいただきたいと思います。

今回は特別項目を大きく計上いたしましたので、私の残り時間は少なくなっておりますが、簡潔に回答いただき、平成23年度予算に反映することを要求します。

再質問については自席で行います。

○議長（不老光幸議員）　ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 法的根拠のない同和対策の終結と条例廃止・整備についてお尋ねでございます。私のほうから回答を申し上げます。

平成14年3月に地対財特法が失効いたしましたけれども、太宰府市では失効前の平成13年6月から今日に至りますまで46回に及びます同和対策事務事業評価検討会議を開催をいたしまして、同和対策44事業の見直しを行いまして、事業の廃止でありますとか、あるいは一般対策への移行等を今日まで行ってきたところでございます。

この見直しを行います過程、視点でございますけれども、その当時、論点整理をいたしておりました。そこではまず、過去をシビアに検証し、現実を科学的に把握し、認識することから出発するというようなことをいたしました。そして、2点目でございますけれども、同和対策審議会答申、これは昭和40年8月11日から現在に至るまでの歴史的経過、それから国際的、その当時の潮流を踏まえる必要があるというふうなことでの論点整理でございます。3点目が、そういった上で、今後の市民の人権意識あるいは人権改革のさらなる醸成と同和地区住民の一層の自立向上を図ることに力点を置いた、そういった施策の見直しを行って来たところでございます。

その見直しに当たっては、同和問題の解決に本当に今までのものが役立ったかどうかというようなことが、1点、私どもは確認をいたしております。それから、真に、2点目でございますが、地区住民の自立向上に役立ってきたかどうかと、こういった見直しの論点整理をいたしておりました。そして最後には、市民の理解と共感と指示が得られておるかというふうなのが、当初出発においての論点整理でございました。そういった私どもの基本的な考え方でございますけれども、この特別対策の終了が同和問題の解決への取り組みの終了を意味しないというふうな、ここを行政として押さえておりました。

特別措置法、昭和40年、昭和44年の同和対策特別措置法から平成13年まで失効まで、一般法に優先して特別的な措置を、財政的な措置を国が行い、そのこと等について市のほうでも事業実施をして来たところでございます。おおむね武藤議員がおっしゃいましたように、80億円ほどこれに投入をしておると思います。ただ、この財政的なもの等につきましては、75%の償還といましようかね、元利償還が国のほうからあっておりますので、すべてが市費ではないというふうなことについても市民の皆さん方にきちっとお話を申し上げておきたいというふうな思っております。

太宰府市といたしましては、行政の責任を明確にするというふうなことについては大事だというふうな思っております。これまでも増して行政ニーズを的確に把握をしまして、そして対

処する主体性が私は大事であるというふうに思っております。従来の特別措置法行政から真の行政確立行政への転換を図ってきたのが今日の姿であるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

現在、運動団体補助金及び老人医療費補助事業、あるいは介護サービス費扶助事業の3事業が、今の4事業の中で残っております。廃止でありますとか縮減に向けて、関係団体との協議を鋭意行っているところでございます。また、条例、規則等につきましても、事業の廃止や見直し等によりまして、その都度廃止や改正を行ってきております。啓発関係事業につきましても、まだ部落差別の事象が依然として残っておりまして、憲法に規定をいたしております基本的人権の尊重が保障されていない状況もございまして、人権政策の一つの柱として取り組む必要があると私は考えております。今後とも市民意識や地区の実情を把握しながら、そして社会状況の変化等々も踏まえまして、実効性のある人権政策に改めていきますし、また進めてまいりたいというふうに思っております。詳細につきましては担当部長のほうから回答させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） それでは、例規等の見直しということでご質問をいただきましたので、私のほうから回答をさせていただきたいと思ひます。

ご指摘の条例、規則の中で、まず配布されました資料の5番目になりますけれども、太宰府市人権・同和政策基本計画策定委員会規程でございますが、その役割を太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程、こういう規程に引き継いでおりますので、この分については廃止をさせていただくということで考えております。

それから、続きまして5番目でございますが、太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程、これにつきましても、仮称人権尊重のまちづくり推進本部、こういう組織を立ち上げましたら廃止をさせていただくということで考えております。

それからあと、9番目になりますけれども、太宰府市同和地区諸扶助支給規則につきましても、実際行っております事業と整合性を図る必要がございますので、速やかに改正を行っていくと。

現在、残っておりますのが、2つでございます。この部分は、老人医療費、それから介護サービス費の2事業が残っております。

なお、そのほかの条例、規則等につきましても、現時点でのすぐの廃止というものは考えておりませんが、社会状況の変化に応じて改廃の検討を行っていくということにいたしております。

まず、1番目の太宰府市人権都市宣言条例につきましても、本市が市民と一緒に協働して進めます人権尊重のまちづくりの基本となる条例でございますし、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則は、人権尊重のまちづくりについて審議会委員の皆様から今後とも提言をいただくために必要だというふうに思っております。

それから、太宰府市人権センター条例につきましては、これにつきましては、本市の人権尊重のまちづくりを進めていく上で拠点施設ということになっておりますので、社会状況の変化、こういったものに留意をいたしまして、設置目的に沿った機能が十分に発揮されるよう運営管理に努めてまいるところでございます。

それから、太宰府市人権・同和問題啓発推進会規則、これにつきましては、市内の各種機関及び団体の人権・同和問題研修と啓発を推進していくため組織しているものでございまして、現在、推進会構成団体は33団体でございます。市民への人権啓発を進める上で大きな役割を果たしておるといふふうに考えております。

それから、太宰府市行政事務改善委員会規程でございますが、社会情勢の変化に対応した行政運営の効率化を図っていくということを目的といたしたもので、人権行政関係もこの間、適宜、課、係等の名称変更、職員の適正配置、事務分掌の見直しなど行ってきたところでございます。

それから、太宰府市行政改革推進委員会規則は、本市の行政改革大綱について答申をさせていただくもので、先ほど市長からも話がありましたように、この答申をもとに現在、太宰府市行政改革大綱、これに沿って行財政の改革に取り組んでおりまして、財政の健全化を目指した市政運営を行う中で、同和对策事業の縮減、廃止に努めさせていただいております。

太宰府市同和对策推進会議規程、これにつきましては、同和对策諸事業の連絡調整を図り、円滑な推進のための庁内会議を設けたものでございまして、課内、部内、全庁的に課題を検討する会議ということで規定をいたしております。名称や所掌事務について検討を加えていく余地もあるというふうに考えておりますが、人権課題の原点とも言うべき同和問題を中心に組み込んでいくということから現行の名称とさせていただきます。

次に、運動団体等の補助金についてでございますが、現在、4市1町で構成しております筑紫地区人権・同和行政推進協議会で、平成23年度以降の補助金について検討を行っております。各団体に交付しております補助金の縮減に向けた協議を行っておりまして、今後とも段階的な縮減を図っていくことといたしております。

最後に、職員同和問題研修についてですが、先ほども申しあげましたように、人権問題の原点といたしまして同和問題の解決を中心に実施しておりますが、内容はあらゆる人権課題にも視野を広げて、また広げられる内容にしておりまして、ちなみに今年度の臨時・嘱託職員研修等におきましては、身近な習慣について考えようというようなテーマで研修を行っております。それから、職員研修についても、太宰府市が進める人権尊重のまちづくりについてを教育委員長の稲積先生を講師にお招きをいたしまして実施をいたしたところでございます。

また、啓発推進会の構成団体では、それぞれ自主研修等も開催されており、市民講演会や人権講座にも参加をいただいております。

私のほうからは以上のとおり報告をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに法が終了したときに、今後においては教育及び啓発が非常に重要であるという定義がなされております。そのために人権教育、人権啓発を推進する法が成立しました。それを受けまして具体的にどのような指導の仕方が大事なのかということで、人権教育、啓発のあり方ということで、第3次までの取りまとめが提言されたところでございます。

県のほうは、これらをもとにいたしまして福岡県の人権教育推進プランを作成しております。特に学校教育、教職員を中心にその研修が行われて、それに沿って学校教育の人権教育が進められているところでございます。

主な内容といたしまして、一つはやはり人権教育が推進されるような学校環境を十分つくりなさいと。例えば人間関係をより豊かにしようとかというようなことが含まれております。もう一つは、内容的な面につきましては、人権の問題につきまして知的な理解、すなわち人権とは何かとか、人権の問題は何かというようなこと、それからどうやって解決していこうかということ、頭の中でといいますか、知的な理解をすること。もう一つには、やはり人権を大事にする、まず自分を大事にする、相手を大事にする、そういうふうな態度とか行動する力をつけなさい。また、相手を大切にするにはどんなふうに例えば話したらいいかというような、そういう技能を身につけなさいというような方向で人権教育の方向が進められております。

私ども、太宰府市といたしましても、そういう方向に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ただですね、このときに非常に大事なことは、突発的に人権教育、人権啓発が出たわけではございませんで、今までの同和教育、同和教育に対する啓発等という長い経験の中での成果とか、それからどう指導したらいいかという手法とか、そういうふうなものが蓄積されて、そういうことをもとにしながら広く人権教育の、または人権啓発の推進を図っていかないといけないんじゃないかというふうに考えているところでございます。そういうふうなことを基盤にいたしながら、もう一つは、ここに人権の尊重まちづくり推進基本指針をいただきましたので、そういうことをもとにしながら同和教育から人権教育と言われている今の時代、教育行政のほうを進めてまいりたいと考えております。

あと、具体的な内容につきましては部長のほうから説明させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 同和教育関係の規則、要綱の見直しについてでございますが、ご指摘の中で太宰府市同和教育教材作成検討委員会設置要綱、太宰府市促進学級指導員規則、太宰府市社会同和教育指導員の設置に関する規則の3件につきましては、同和教育を取り巻く状況の変化を考慮し、廃止の方向で検討したいと考えております。

また、太宰府市人権・同和教育推進委員会規則につきましては、この規則の目的であります太宰府市における人権教育の総合的施策を推進するための附属機関として設置をいたしております。

次に、太宰府市地域改善対策専修学校技能習得資金貸与要綱及びそれに関連します返還債務

の免除に関する条例につきましては、平成14年3月31日をもって効力がなくなる、あるいは廃止になっておりますが、附則のほうで同日以前に貸与を受け、その後継続して返還債務者である場合は、返済義務が消滅するまでの間に限り、一部条項の効力を有するとなっているため、経過措置として残しているものでございます。

次に、太宰府市同和教育研究協議会補助金についてでございますが、平成19年度に補助金を減額し、見直しを行ったところです。当協議会は、行政関係者や教育関係者また一般市民が人権同和問題について研修や学習を通して資質の向上を図り、人権が保障される社会の実現を目指して活動いたしております。これは、本市の人権尊重のまちづくりの推進に貢献するもので、今後とも市として支援していく必要があると考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私のほうでこういう質問をして、ある一定前向きの回答、見直しをする、廃止をするという前向きの回答もありましたが、まだ必要だという意見もあるし、市長としてはですね、大変この同和問題の解決に努力もいただき、運動団体と交渉もしていただき、さまざまな形で今日40年近く同和問題に行政職員また三役、市の責任者として携わってきていただいて内容をよく知っていただいています。あなたが大変努力いただいていることもよくわかります。ただし、先ほど言いましたように、私は、やはり行政がみずからね、同和という問題を外さないかね、行政が差別をつくり出すということになりますよと。だから、人権というふうにかえていただきたい。市民が同和問題を口にすると差別になる、行政が言ったら差別にならないというのは、これは矛盾がありますよ。さっきも言いましたように、太宰府市には同和地区があるところには地価が安いんだとかね、太宰府市には同和地区があるがって、もし私が今この中で太宰府市にどこに同和地区があって同和人口が何人で地区はどこですかってあなた方が答えることはできないでしょ。ですね。これ、答えたら大変な問題になるんですから。そういう実態があるならば、この同和という名称をやっぴりかえるべきだと、人権という形でね。同和地区であろうとアイヌであろうとですね、人間には変わりはないし、日本国民ですよ。ですね。日本には、日本人とアイヌと2つしかないと言われていたわけですから。同和地区の人という、そういう特殊な部分の表現をすることはやめていただきたい、私はそう思います。

先ほども言いましたように、解放同盟、全日本同和会と全解連、この3者の問題でね、今後はやっぱり同和問題で同和というのはやめようという状況に意思の統一ができてきたんですよ。だから、さっき私、配ったでしょ。10月30日、今年ですね、部分に出された中に、どこ探したって同和出てない。ただ、部落差別の問題があることは事実です。ただし、やっぱり人権という形でかえていかないと解決しないと思いますから、今私のほうで指摘した内容については、市長部局でも見直しをしなきゃいかんと思うんです。教育委員会も廃止もしなきゃいかんという、前向きの回答を出していただきました。これは、私が指摘しなかったらこのまま行くんじゃないですか。私がこういう質問をして、皆さんが前もって、ああ、もうこういうのは

要らないなというのは気がついたと思うんですが、できればですね、その事務改善委員会と行政改革推進委員会で、今ちょっと教育部長が法的根拠のない、この、先ほども言いましたように太宰府市同和教育研究協議会、これはね、太宰府市人権教育ならわかります。名称が同和教育を推進すると、今から、これもやはり人権にかえないとね。こういう名称変更はできないんですか。これは、法的根拠のない金額が30年にわたって1億円近くも出されてきたですね。こういう名称をかえるということ。しかも、これはね、内部的な機関ですよ。対外的市民を対象とはしてませんからね。ただ、この中から、さっき言ったように人権まつりに120万円も出している。実質には90万円しか使われてないような状況ですが、こういうものを引き続きやりますということですが、こういうものについては行政改革推進委員会の中でね、財政的にこういう、もし、今年370万円ですが、普通の部分に回せばね、少なくとも400万円とした以上、その1,200万円のほかの事業ができるんですよ。子宮頸がんの補助金に回したら全額補助に回すこともできるわけ。このいろんな補助金をどんどん減らすことによって、市長の施策がより充実されるということになるわけですから。

ぜひ、この先ほどから言うように、同和という名称を外していただきたい。あらゆる同和問題を人権にかえていただきたい。今、幾つか言いましたけど、まだ引き続きということがありますが、この副市長、事務改善委員会と行政改革推進委員会の中でね、あなたが責任者ですが、そういうこの今、私が出した、この20近くの問題で、行政改革とその推進委員会で内部検討できますか、名称変更、かえること。あなたが行政改革の内部の責任者で、市長が答申を出す責任者ですが、まず副市長からお聞きしましょうか、教育委員会にわたる部分も含めて名称変更ができるかどうか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 今日まで同和問題に対する施策を行ってまいりました。その成果があらわれてきてまして、平成13年度に法の失効がされました。この法の失効というのは、財政的な措置でございまして、これによって同和問題がすべて解決したということではないというふうにとらえております。その時点の中で、いろいろな、我々も、先ほど市長が申しましたように、本当にこれが同和問題の解決に役立っているのかどうか、市民の支持が得られているのかどうか、あるいは、地区の自立に役立っているのかどうかということも考えながら、縮減あるいは一般対策で行うべきでないかということを考えてまいりました。しかし、まだまだ、先ほど言いましたように人権の教育と啓発については、まだまだ残っているということでございまして、その状況、状況に応じて、もう必要でないという形であれば、名前も変更しますし、まだまだそこは重点的にやらなきゃいけないということであれば、まだまだ啓発等、あるいは教育等について必要ではないかというふうにございまして、

そういう状況に応じまして、武藤議員さん言われましたことを頭に入れながら、早く人権という形に持っていければ一番いいかと、そういうふうにございまして、

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、あなたに今度は逆にね、やっぱりこういう名称かえるのにやっぱり答申を受ける必要があるし、今までの長い歴史もあるけど、できれば今、こういう事業は単独事業、市民の税金、運動団体に対する1,000万円近くの補助金にしても何にしても、全部単独ですよ。以前は、平成13年前はそれなりに国から補助金 came ましたが、今、隣保館の運営費とかほんのわずかな部分ですが、もう時間も余りありませんが、市長みずからね、市民の税金をこういう同和の問題に人件費相当を、これを計算するとね、物すごい金額になりますよ。あなた方が1時間、2時間研修受ける時間にすると4,000円近くもなるわけですからね。そういう状況含めて、ぜひ答申、あなたが改めるためにやっぱりどうしたらいいかという一つの区切りをつけるために、市長がやはり、ここにあります行政改革推進委員会、ここにですね、答申をして、名称変更できるようにあなたの持っている権限を行使していただきたいと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 先ほどもご回答申し上げましたように、私は真の同和問題が初めにありましたけれども、そういった部分を今までの姿がそれです。それと並列的だと私は思っております。あらゆる差別が今の弱者と言われる方々、非常に多くあります。男女差別の問題もそうです。障害者の問題もそうでございます。それでは、それぞれの重みっていいでしょうかね、それぞれの団体にあられるそういった立場の人たちについては、すべて同じように重いというふうに思っております。真の人権確立行政を図っていきますためには、名称の問題もあるでしょう。しかしながら、だからといって同和問題、部落差別がなくなったというようなことではないと。アプローチの仕方だと思います。こういった状況が一番市民にとってあらゆる行動に結びつけられていくかというふうなことでの考え方で対処してまいりたいというふうに思っております。

21世紀については人権の世紀とも言われております。そういった面からも、今強力に取り組みを行っておるところでございます。人権の問題の解決に同和問題を初めとしてあらゆる差別をつなげていくという、創造的あるいは発展的な見地から、未来志向で私は考える必要があるというふうに思っておるところでございます。人権の尊重は、心豊かに暮らせるまちづくりの基礎であるというふうに思っております。そういった意味では、私は、地方自治の課題であろうというふうに思っております。第四次もそうございましたけれども、第五次もあらゆる差別がなくなるように、私は、為政者の一人として努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前ここに古い確認書が、1975年6月26日に当時の有吉町長さん、陶山教育長さんと解放同盟と結んだマル秘の確認書を、以前私が質問して、解放同盟がこれを破棄通告してきましたよね。この確認書の中にありました、この太宰府市に部落差別は存在するとかですね、部落解放するためにあらゆる事業は赤字になっても取り組んでいくとか、こうい

う同和予算や部落解放同盟について誤った認識を持った町民に対し啓発を行い、取り組みを積極的に実施すると、いろんな項目が確認されたものが破棄されました。運動団体自身が、この部落問題のそういう問題はもう解決したから、これはもう破棄しますよと言ってきたわけですね。だから、これは運動団体も認識しているわけですから、やはり今、人権というふうにかえるべきだと。そして、人権としてその中にあるはならない部落差別をなくすことも必要だと思いますので、この際、あなた方がまず率先してですね、行政が差別をするようなことのないような表現に改めていただきたい。

私も、今、解放運動団体に一つであります人権連の県の副会長をさせていただいておりますが、常に県や政府と交渉しておりますが、国も県も同和という名称は使わないという方向でですね、それが行政が市の条例で、規則で、規程で、訓令で同和行政を推進するというのはですね、やはり改めていただくことをお願いをします。そうしないことには、いつまでたっても部落問題の解決にはならないということを私思いますので、そのことを内部でよく検討いただき、ぜひこういう状況をですね、早く改めることをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 人口減少時代の都市計画・まちづくりについて。

2006年12月20日、社会保障審議会人口部会で日本の将来推計人口が、国立社会保障・人口問題研究所から、女性1人当たり一生涯に産む子供数が現在と同じ水準で推移すると仮定した場合、2005年に1億2,770万人だった日本の総人口は2025年には1億2,000万人を下回り、2045年に1億人を割り込む。2055年には8,993万人と推計されております。

第五次総合計画が発表され、私は興味深く総合計画を勉強させていただきました。

序論の中に、少子・高齢化社会について、人口維持のためには1人の女性が一生の間に産む子どもの数、合計特殊出生率は2.07ですが、平成21年度は1.37で、減少傾向は歯どめがかかっていないようです。

本市においては、児童数はここ数年減少傾向にはないものの、このような少子化の進展は、社会的、経済的に大きな影響を及ぼすことが懸念され、子供を安心して産み、育てる環境を整備することが大切な課題として取り上げられております。

一方、高齢者が増加する中、生産、消費、納税などの社会経済活動の多くを担う生産年齢人口が減少することが予想され、福祉・医療を初め、社会保障などの需要と費用の増加が見込ま

れると定義しております。

また、本市は、筑紫地区で高齢化率がトップで、昭和30年から昭和40年代に造成された団地などでは全国平均をはるかに超える地域も多くなっております。医療・介護の負担の増加は、市民生活や社会の活力を維持していく上で大きな影響を及ぼすことが予想されることから、高齢者福祉の充実とともに、高齢者が健康で生き生きとした生活を住みなれた地域で送り、積極的に社会参加ができる環境づくりを進めていく必要があると説いています。

今回、平成の会では、全国議会議員研修会に勉強に参りました。私たちは、5年先、10年先を見据えた社会、まちづくりについて大変関心と興味を持っていまして、今回の議員研修会は当を得たものでありました。

私は、今後の太宰府市が置かれた高齢社会、財政問題、人口減少、安全・安心の都市計画、まちづくりについてなど広範囲のため、3点ほどに絞りまして伺います。

まず第1点目は、高齢者は増加し、生産年齢人口は減少してまいります。医療や介護負担の増、すなわち福祉関係の増、交通問題など財政負担は増える一方と考えられます。今後の財源、財政の考え方を伺います。

次に、人口減少に伴うまちづくりについて伺います。

日本の都市計画・まちづくりは、人口や産業が増え続けていることを前提になされております。しかしながら、現在の我が国の人口は、さきに述べましたように減少の一途をたどっております。本市の場合は、現在微増しており、10年以降とうたっておりますが、10年以降は少し甘い判断ではないかと私は推察いたします。

さて、安全・安心のまちづくり、特に高齢者の買い物、公共機関、福祉・医療機関、社会参加への交通問題などが挙げられますが、一団地総高齢者あるいは高台地の団地を控え狭い道路のため、まほろば号の利用が制限されております。このため、企業とタイアップとして買い物サポートカーを走らせておられますが、ますます高齢化が進み、きめ細かな交通体系が必要と思われると思います。例えば、連歌屋地区などについての交通のあり方や、今後の団地内、遠隔地等についての買い物や医療機関への交通対策についての考え方を伺います。

今回、景観条例ができ、景観まちづくり案もできております。太宰府の歴史を重んじた景観案と思われると思います。これに自然景観、市街地景観、住宅景観、沿道・沿線景観がうたわれております。

高齢化の進展とともに空き地・空き家等が至るところに出てきておりますが、さらに拍車をかけてこのような現象があらわれてくるものと思われると思います。景観上不適切な状態はもちろんのこと、火災や家屋の倒壊などが生じてくるものと思われると思います。この対策と見解についてどのように考えてあるのか伺います。

人口減少に伴い、財政状況が厳しくなることが予想されます。高度成長期からの場合とかなり異なってまいります。今後の都市計画のあり方、財源が必要であろうと思われると思います。人口減少に対する今後の都市計画、開発地域はどのような地域で、都市計画等に対する考え方について

伺います。

次に、ストップ・ザ・医療費。

健康福祉部の皆さんにまずもって、日ごろからの市民への健康対策に気を配られ、一生懸命頑張っておられることに厚く御礼を申し上げます。

人口減少、高齢化とともに医療や介護といった福祉に対する重要性が増大し、これらにかかる費用も増加してまいります。国においては、毎年1兆円からの増加となっており、本市においても毎年増加の一途をたどっております。この医療費をストップすることにより、市民の方の笑顔や楽しさが増え、明るい社会づくりにもなります。また、医療費が減少することにより、子育て中の予算に回せるものと確信いたします。

今でも健康福祉部におきましては頑張っておられますが、もう一步踏み込んでいただき、専門職員や自治会等を含めた体制づくりが考えられないのか。そうして、各自治会で最低週2回、軽体操や話の輪ができるシステムができないか、今以上の医療費削減対策ができないか、また、どのように考えてあるのか伺います。

医療費削減構想は、組織とその仕事に携わる職員の熱意とあり方にあると思っております。現在、精密機械等の発達により、場合によっては職員の仕事量が減っている課もあると推測いたします。全体の仕事の量を仕分けしていただき、場合によっては職員の増加を健康福祉部、また関連事業に回せないか、思い切った組織の見直しを行っていただき、医療費削減対策の組織が考えられないか伺います。

私が尊敬する、しいのみ学園創立者、鼻地三郎先生は、104歳という高齢にもかかわらず、11月18日から12月9日までアメリカ、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールと5カ国を、アメリカでの老年学会における講演を初め世界講演に出かけられ、無事に元気で帰福されました。また、皆様もご存じのように、太宰府市でも6月17日に先生をお迎えし、健康法について講演会があり、中央公民館始まって以来の超満員で、大変な好評を得ましたことは目新しい光景で、目に焼きついております。このように鼻地三郎先生のような、寝たきりや認知症にならないのはどのような環境にあるのか、研究すべき課題と思っております。

私は、寝たきり、認知症にならないためには、軽運動とお友達等との趣味、あるいはお話し合いの場が必要ではないかと思われませんが、当局におかれましてはどのような対策が考えられておられるのか伺います。

このたび行われました市民文化祭に出かけました。まず感じたことは、出品者の減少、文化サークルの加入者が減り、かつまた見学者がかなり減っておりました。このことは、4年前に行われた施設使用料の減免措置等により文化協会からのサークル脱退が原因かと思われま。元気な市民、笑いのある楽しい社会づくりには、文化、体育関係の振興や種々の催しはその原動力になるのではないかと推察いたします。4年前はいろいろな産業、商工会を含めた催しが行われ、市民の元気な声が聞こえていたと思います。今では、何となく一部のサークルだけの

ような気もいたします。また、経済の不透明さは、市民の気持ちまで冬枯れの存在となっております。

これらの不況と病人や認知症を吹き飛ばすために、文化、体育関係のてこ入れが必要と思われます。また、できる限りの文化、体育関係の予算を増額できないか。このことは、さきに述べました寝たきり、認知症へのストップにもなり、高額医療費の削減にもつながるものと確信しております。元気な市民、笑顔の絶え間ない市民育成対策について文化、体育関係への増額、あるいは地域公民館が利用しやすい制度が検討できないか、またもう一步踏み込んだ組織や政策ができないか、あわせて伺います。

あとは自席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 人口減少時代の都市計画、あるいはまちづくりについてのご質問でございます。

まず、1項目めのご質問にお答えを申し上げます。

日本では、人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が増加をしております、その結果、人口の高齢化が急速に進んでおるわけでございます。人口減少と少子・高齢化におけますところの最も深刻な問題は、ご指摘のように社会保障給付額が増加に伴う社会保障制度の持続可能性にあると思っております。これは、我が国の社会構造としての特徴でございまして、日本社会の課題でもあろうかと思っております。国では多くの改革が行われてきましたけれども、それらは安定性でありますとか、あるいは世代間の公平の視点から見ましても十分とは言えないのではないかなあというように思っております。

少子・高齢化によりまして政府予算がさらに悪化すれば、抜本的な税制改革と、あるいは社会保障制度改革が求められてくるのではないかなと思っております。このような状況では、市の社会保障の財政調達が持続困難となるわけでございまして、財政を圧迫し、そして住民への行政サービスの提供もこれまでと同じ形で続けていくことが困難になると懸念をしております。

このようなことから、長期的に税収の伸びが見込めない場合でありましても、まずもって魅力的なまちづくりを進めて、市内への流入人口を増やし、そして市税の増加を図る取り組みを進めながら、必要な社会保障費は確保しなければならないと、このように思っております。詳細につきましては、担当部長のほうから回答させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 本市では、児童数が減少する学校あるいは高齢化が進む地域という全国的な傾向のところもあるものの、例えば佐野地区でありますとか通古賀、吉松東地区の土地区画整理事業の効果もありまして、現在でも人口は微増傾向が続いております。平成21年3月末と平成22年3月末を比較しますと、総人口は664人増加しております。

しかし、その内訳を見ますと、年少人口で195人、老年人口で530人それぞれが増加している

一方で、生産年齢人口は61人減少しております。人口減少と少子・高齢化社会において、新たな施策の実施に必要な財源を確保するためには、改めて市の役割を明確にした上で市民との協働のまちづくりを進め、身の丈に合った歳出規模の適正化でありますとか、既存施策の見直しが必要であると考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 次に、2項目めの交通体系につきましてご回答申し上げます。

本市のコミュニティバスにつきましては、公共施設を点から線へと結ぶ、高齢者や障害者、子供などのいわゆる交通弱者が気楽に安心して地域社会に参画できる公共交通空白地帯への交通手段を確保することなどを基本方針といたしまして、1日約150便運行をいたしております。

また、まほろば号が運行できない地域、例えば団地内や丘陵地帯には、お買い物サポートカーといたしまして、東観世地区にマミーズのご協力をいただきマミーズ・まほろば号の運行を、また年明けましては、新年に、高齢化率が高い湯の谷地域にまほろば号湯の谷地域線を運行することとしております。

また、障害者の方々には、福祉タクシーの利用などさまざまな支援策を講じておりますが、超高齢化社会を迎えようとする今日、高齢者への外出支援策につきましては、いわゆる買い物難民対策やデマンドタクシーの検討、送迎バスの活用検討など、その地域特性を十分に理解した上でさまざまな角度から検討する必要があると考えております。

次に、3項目めの高齢化の進展とともに空き家、空き地が生じる対策についてご回答申し上げます。

本市では、佐野地区や通古賀、吉松東地区の土地区画整理事業の効果もあり、市全体での人口は微増傾向が続いておりますが、昭和30年代から昭和40年代にかけての丘陵地を中心に開発されました大型団地などを初め、市内各地で人口の減少や家族構成の変化、地域住民の高齢化も見られます。

このようなことから、将来に向けましては市街地整備や子育て世代、高齢者に配慮したさまざまな施策を展開し、市民と協働しながら本市に住みたい、また住み続けたいと思える太宰府らしい、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、都市計画に関する考え方につきましてご回答申し上げます。

人口減少、超高齢社会を迎える中、国は都市政策におきまして環境問題の深刻化や今後の財政状況などから、道路整備などの公共投資の抑制などを図るため、まちづくりコンパクトシティーの考え方を打ち出しております。これは、一定の範囲に店舗、公共施設など必要な都市機能を集約し、過度に自家用車に頼らなくても徒歩、また自転車、公共交通などでの日常生活が可能となるまちづくりを目指すもので、これまでの拡大型から抑制型へと都市政策の転換を図るものでございます。

本市の都市計画区域におきましては、市街化区域、市街化調整区域を初め、都市計画区域外

の一部につきましては、準都市計画を指定しておりますので、今後も土地利用の基本的な方針といたしましては、この枠組みを維持してまいりたいというふうに考えております。

また、人口減少、超高齢社会を迎えるに当たりましては、車両、歩行者ともに安全で円滑に通行できるような道路整備を行い、徒歩、自転車、公共交通などでの日常生活が可能となるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、市長、それから担当各部長から回答を得たわけですが、まず、第1点目の財政問題について、これは私もこの札幌に自治体問題研究所の議員研修会に行っているいろいろ勉強させていただきました。それとともに、いろんな本が出ております。人口減少についてでも、デメリット、メリット、いろいろそういう本も出てますし、そういうものも読みました結果、財源問題でちょっと気づいたことについて第1点目について申し上げますと、今後はやはり消費税増税の問題が出てくると。それから、介護福祉における、これは費用負担の問題が、個人負担の問題が出てくるんじゃないか。それから、相続税のあり方ですね。これ、今、高齢社会になりまして、親が85歳以上まで生きておりますので、子供はもう60歳の定年退職を迎えるようになってくるんですね。仮に25歳で結婚した場合には、父母が、両親が85歳のときは子供はもう退職になる。そしたらもう、この方がまた年金をもらったりする時代になってくる。そういうことも考えなくちゃいけないという。それから、健康寿命、今の健康寿命は、伸びればそれに対して高齢者の雇用を促進すると。これは、65歳でも年寄りではないという政策を持ってもらいたいということですね。それから、年齢差別でなくて、これは高齢者のすぐれた技術あるいは知識を生かしてもらいたい、そういう問題。それから、私は個人的には、年齢7掛け論でお年寄りの方には勧めております。仮に70歳の方でも、七七、四十九、49歳ですね。結局、皆さん、運動される方には、日ごろは年とった方はもうよれよれの服着たりされますけど、スポーツあるいはゴルフ場に行ったときには若々しくて、三十、四十代の服をした。そうしたら、それに伴って、やはりはつらつとした動きができておるということでございますので、気持ちの持ち方でここで変わってくるということを、私はそういう意味で高齢者の方にも勧めております。そういうようなことで、この財源の確保というか、その減少傾向に歯どめがかかるんじゃないかなろうかというふうに、研修、あるいは本を読んで、あるいは私なりに考えてこういうことを考えております。

それから、もう一つ大事なことは、本市は歴史と貴重な観光資源を持っております。天満宮、博物館、政庁跡、そういうものを生かして観光政策を強力に進めていただいて、観光収入に努めると、これがやはり本市の自治体の財政健全化になろうかと思っております。この問題については、今後、幸いこの第五次総合計画を見させていただいて、やはりそういうところまである程度突っ込んでありましたので安心した次第でございますので、今後もそういうことをメリット、デメリットいろいろな角度から進めていただきたいと思います。

それから、先ほど交通対策について部長のほうからありましたけど、都心と郊外をどのように結ぶかという問題が一つあると思います。それから、企業とのタイアップ、今先ほど言われましたように、そういう、企業との結びつきで買い物客を運ぶという。そのほかに考えられるのがですね、デイサービス、あの車というのは送り迎えしかやってないんですね。昼間は、極端に言やあ車も遊んでるし運転手さんも遊んでると。そんなこと言っちゃ悪いですけども、そういうような、時間帯を応用して買い物客だとか、医療やら、それからそういう自分たちの行きたいところに行けるような、そういうデイサービスの車、あるいは幼稚園だとか、そういう車もそういうふうで話し合って、この難局を乗り越えられるのではないかと思っております。これが、交通問題に対する、そうしたらきめ細かなことができる。わざわざタクシー、いろいろありますけど、そういうものも考えられますけど、企業とのタイアップというものがより安くつくんじゃないかならうかと思っております。

それから、先ほど空き家と空き地の問題。これ、なぜ出したかという、やはり先ほど1団地で高齢化社会になっております。そこで、治安と火災の問題が出てくるわけですね、ここで。それで、これをほったらかしておいたら、いろんなそういう火災があったり空き巣、いろいろ出てきますので、これ、全国的にもありますけれども、この九州では、長崎においてはもう既にこのこういう空き地、空き家については寄附をいただいたりしているんですね。そして、空き家、空き地については、そういうふうで寄附をいただいたところで、危険な家については市のほうで取り壊すと、そして安全を図るというようなことをやってあったんですね。それから、こういう時代になってきますと、不動産の価格も恐らく下がってくると思いますので、やはりそういう問題からも寄附もしやすくなるんじゃないかならうかと私は思っております。これも、研究課題でございます。

それから、都市計画、これは財政がまず圧迫します。それから、産業も減少してまいります。それから、都市計画決定して保留地をつくっても、それが売れないという状態も出てくるんじゃないかならうかと。これは、地価の値上がりがなかなか出てこないというようなことも含めて考えなくちゃいけない問題と思う。

それから、マンションの建てかえ、これがまた恐らく難しくなってくるんじゃないかならうかと。例えば7階建ての方、とんぼ、とんぼ、もう空き家が出てきたりする。そうしたら、7階に1軒ぐらい、6階も1軒、2軒、だけど1、2階はまあまあと。そしたら、その下のほうに6階、7階あたりの人たちをおろしてきて、そこに住んでもらえばそれだけの経費が安くつくんじゃないかならうか、電気代とかいろいろ、そういうことも考えられるんじゃないかというような問題もある。そこで、今からマンションを買っても、容積率を上げてやはり買い手も少ないというようなことがありますので、これは慎重に考えていただきたい問題。

それから、こういう空き家だとか空き地は、できたら景観整備がやはり難しくなってくると思いますので、新たなまちづくりを考える必要があると思います。これには、道路の幅員、今、4mやらありますけれども、こういう道路の問題等については、私は自治体のほうでやは

りまちづくりについて積極的につくっていただいて、ここに今は大きな、スーパーがありますけれども、こういう高齢社会になると、もうそこまで行けない時代になってきますので、商店街が再び復活してくるのではないかというようなことも含めて考えていただきたい。今までの広大な都市計画あるいは開発は、今から先、慎重にやっていただきたいということでございます。

そういうことを今回勉強させていただきまして、私なりにもちよつと読ませていただいたんですけど、これが第五次総合計画に取り上げてなければ、私もちよつと遅れているんじゃないかなろうかと思いましたが、幸いこういう項目についてもありましたので、私は安心しております。

以上で第1点目は質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目めの回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 2件目のストップ・ザ・医療費につきまして、市長答弁ということでございますけれども、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、1項目めの医療費削減の対策についてでございますけれども、医療費が増大しております主な要因といたしますのは、人口の高齢化や医療技術の進歩によるものでございます。特に高齢になられますと、病気にかかりやすくなり、生活習慣病など治療に長い時間を必要とする慢性的な病気になられる方が多くなります。医療費を削減することは、短い時間で解決するものではありませんけれども、特定健診を一人でも多くの方が受診され、生活習慣を見直す機会にさせていただきたいというふうに考えております。皆様にご自身の健康に関心を持っていただき、病気の予防、重症化の防止を行うことで、将来的に医療費を大きく削減できるものと考えております。医療費削減のために特定健診の受診率向上をさらに図ってまいりたいと、このように思います。

次に、2項目め、医療費削減のために専門職員や自治会等含めた体制づくり、システムづくりについてでございます。

地域での健康づくりを進めるため、従来、健康展にかわりまして平成20年度から校区自治協議会を主体といたしまして、体育館それから共同利用施設等で自分の体の状態を知ってもらうための体力測定やワンポイント体操、食生活改善のための試食などを行っております。

今年度は、太宰府市西校区自治協議会、国分小校区自治協議会、水城小校区自治協議会の3つの校区自治協議会で取り組まれ、役員の方々や健康推進員、食生活改善員の皆さんの参加を得ましたほか、体育指導員さんのご協力を得ましてカラーリングを取り入れ、非常に好評を得たところでございます。年数を重ねるごとに、実施される自治協議会、協力される方、そして内容が着実に広がるとともに、参加者も増えてきております。

また昨年度から、地域の公民館で高齢者を対象といたしました運動教室、いきいき元気教室を開催しています。これは、12月の広報で内容を紹介していますが、自治会からの要望をもと

に協働して行っているものでございます。教室の内容は、2週間に1回を3カ月間と、2カ月後にフォローアップを1回ということで、保健師のほか、運動指導士、健康トレーナーの方が携わっています。

教室に参加されることでどのような変化があったかと言いますと、アンケートでは、84%の方がよくなっていて、その変化の中身では、75%の方がみんなと話ができた、90%の方が元気な気持ちになった、というふうに感じてあります。このような中身を見てみますと、やはり運動教室に参加されるということで元気が出て、身体的な自立を促進していると。そして、さまざまな社会活動の参加ができるようになってきていると、そのような気持ちになるというふうに思います。

ご質問の趣旨は、特に高齢者の方が生きがいを持って活動的に暮らせるよう、行政と地域と一緒につくっていくことだと思います。校区自治協議会の健康福祉部会と連携いたしまして教室を開いたり、自治会で行われておりますサロン活動と連携して教室を設けるなど、さまざまな方法で地域とのつながりを増やし、地域の方々と協働して取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、3項目めの寝たきり、認知症対策についてご回答申し上げます。

介護保険制度の円滑な実施の観点から、平成18年度の法改正で、高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために地域支援事業というのが設けられまして、この中に介護予防事業が位置づけられました。

この事業の目的といいますのは、寝たきりに至ります原因である疾病、転倒、老化によりまず機能低下を予防して、高齢者同士の仲間づくりと健康でいることの意識の維持向上にあります。

いきいき情報センターで月2回開催しております筋力アップ教室のほか、先ほど申し上げました地域公民館を会場として市と自治会で共催して行っておりますいきいき元気教室、今年度までに17の自治会で開催を行い、多くの高齢者の方に参加をいただいたところでございます。

また、認知症対策といたしましては、平成21年度より九州大学健康科学センターと共同で介護予防に関する調査研究事業を行っております。これは、太宰府市の高齢者の認知症、うつ、閉じこもりの実態を把握し、それを踏まえて今後の高齢者支援施策と介護予防事業へ展開していくというものです。

同時に、市民への認知症の理解と啓発を進めるということも非常に重要であります。現在、筑紫医師会と筑紫地区4市1町の高齢者支援担当課との間で認知症の早期発見と早期治療、重症化予防に向けてのものわすれ相談事業の準備を進めているところです。市民が相談しやすいかかりつけ医をものわすれ相談医として診療科を問わずに育成しますことで、認知症の早期発見、早期治療につながり、ひいては介護負担の軽減を見込むことができるというふうに考えております。

このように働き盛りの人の生活習慣病予防事業や高齢者への健康づくりなど進めるには、地

域との関係をつくりながら事業を展開していくということが非常に重要であるというふうに思います。それには専門職としての保健師がかなめとなりますので、来年度、保健師2名を採用いたしまして取り組みを強く進めていくというふうに考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 4項目めにつきましてご回答いたします。

市民文化祭の参加につきましては、4年前に比べて展示、ステージの部ともに増加をいたしております。展示の部は、381点から408点と27点増加、ステージの部は681人から848人と167人の増加をしており、来場者も増加をいたしております。ちなみに公民館の定期団体数も、73団体から79団体と、すべて増加をいたしております。

さらに、太宰府南小学校区や西校区では、校区合同で文化祭が行われるなど、地区での自主的な取り組みがなされております。

スポーツや文化活動が、市民の健康づくりや医療費削減につながり、健康維持増進と病気予防の観点からも効果があることは十分承知をいたしております。

お尋ねの文化、体育関係の予算を増額できないかについてでございますが、スポーツについては、今年3月に策定いたしましたスポーツ振興基本計画の中で、子供から高齢者の方までのそれぞれのライフステージに応じたスポーツの振興を掲げておりまして、今年度策定予定の実施計画の中で、施設整備などの予算措置も含めて取り組んでまいります。

また、文化活動につきましても、文化振興指針の見直しに着手いたしておりますので、この中で学習環境の整備や文化活動への支援策などについても検討していきたいというふうに考えております。

次に、地域公民館が利用しやすい制度が検討できないかについてですが、現在、公民館運営助成金や施設整備補助により、地域の公民館活動に対する支援を行っておりますが、今後も継続し、さらに公民館活動の活性化に向けて支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） まず、第1点目の医療費削減の対策、これについては、特定健診、そういうことを進めると、まあこれは予防の関係上、そういうふうになってくると思います。これは、よくわかる。私が言っているのは、もう少し、もう一步踏み込んでもらいたいということ。このストップ・ザ・医療費を出したんですけれども。それで、大体今までずっと同じような流れできているというのが、私の目から見た感じですね。もう一度踏み込んでもらいたいということで、今日は余り私は資料出したことないんですけど、思い切って今日、議長のほうに頼みましてこの一般質問の資料を出させていただいた。

まず、これはですね、健康長寿医療計画というのが福岡県後期高齢者医療広域連合会から出ている資料です。それに基づいて出させていただいております。それで、これで高齢者と医療費の状況、全国から見た福岡県の後期高齢者の医療費のかかりぐあいですね。1人当たり、福岡

県では約109万円かかって、トップですよ。これに対して長野県は72万円。ちょっと30万円、40万円近く、35万円ぐらい、そんなに違ってきている。1人当たりの単価がですよ。1ページ目がそうですね。それから、医療費がどのようにかかっているのかということを見ますと、福岡県で入院に要する1人当たりの金額が60万4,406円ですね。これに対して、長野県は34万円、約半分近くで入院費も終わっていると。それから、入院していないほかの医療費でも、福岡県では43万1,000円からかかっていますけど、長野県では30万円、10万円ばかり違うんですね、1人当たりですよ。それから、その他の病気についてもこういうふうで、福岡県は1万1,000円、長野県では8,000円ぐらい、そういうふうで変わっている。

めくっていただきまして、それでは太宰府市はどんなふうになってきているかということですね。そしたら、これは平成14年、ここには太宰府市って載ってないんです。なぜかというところ、このときには67位だったんですね、67位、平成14年は。それが、平成18年になりますと49位、それから平成19年は30位までぐんと毎年のように上がってきていると、こういう医療費の上がりぐあいになってきておる。これは1人当たりですね。それで、1人当たり109万円ですよ、そういうことで物すごく変わってきておりますので、こういう、下がってきておれば私も余り言わないんですけども、やはりここは何か足りないんじゃないかならうかと。

それで、その次のところを見ていただきますと、高齢者と医療費の状況で長野県とやっぱり比較してあるんですが、この長野県はよく働き、学ぶ県民性って書いてあるんです。これは、65歳以上の方が長野県では29.9%の方が働いてある。福岡県では16.8%で、やはり13%ぐらい長野県のほうは働いてあるから病気にもなりにくいということ。それから、その次のよく学ぶということがある。これは、公民館数をあらわしていますね。10万人当たり、長野県では84.3館になっております。しかしながら、福岡県では7.4館。はるかにこの公民館活動も落ちているということですね。こういうふうで、やはり働くこと、あるいは学んだりする、あるいは皆さんと一緒になって語り合う場所、そういうものができれば医療費は削減できるんじゃないかならうかと思えます。

それで、それをまためくっていただきますと、これは日本経済新聞が12月6日に出した、「重り体操で百歳元気」、これはですね、やはり市が中心になって働きかけていっているんです、最初は。今、部長は、来年度から保健師を2名増やす、これはありがたいことです。市長、もうあと一歩踏み込んでこれを増やしてください。なぜかというところ、1人の職員は年間、大体300万円ぐらいで雇用できると思うんですね。今年あたりは1,000万の寝たきりの方はおっていないというふう聞いておる。しかしながら、高齢医療者は約2,500人太宰府市でもおられるそうです。高齢医療の方。そういうのを減らすということによって、職員は5人でも10人でも増やせるんですよ。その目のつけどころを考えていただきたいと思っております。これは、手軽な、そういう運動することによって要介護の人も自宅に帰ったりもできる。あるいは、外に出るのが楽しくなると、そういうふうで、楽しいやっぱり市民ができるということですよ。

そういうことで、今日の部長の回答も前向きな回答でございますので、私も安心しておりま

す。もう一步、市長、頑張つてこの制度をつくっていただいたらどうか、もう一度回答最後  
お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安部議員のこの高齢者の皆さん方が医療にかかることなく、やはり元気で過  
ごすためのいろんな取り組み等々については、行政の側面からの支援の必要性は私は大いにあ  
るというふうに思っておるところでございます。高齢者の方々が生き生きとして働き、そして  
文化面あるいは体育面でも体に応じた形で運動をされるというようなこと、そして人生を享受  
されるための支援をしてまいりたいと、その結果として医療費が削減できるというふうな構図  
でいきたいと思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長も今度頑張ってもらわんといかんと思っております。

それで、最後にですね、グラントピアが1月で完成します。そうしたら、あそこの会議室あ  
たりをですね、市のほうでグラントピアと話し合われて、まほろば号も行くようなふうな形態  
をつくっていただいて、あそこで運動していただいて、そして終わった後は入浴を、今500円  
ですかね、それを300円や200円にさせていただいて、参加した人はそういう安い料金で入浴がで  
きるような、そういう交渉をしていただいて健康な市民づくりに頑張りたいと思いま  
す。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおりまちづくりにつ  
いて2点、学校対策について3点質問をさせていただきます。

まず初めに、まちづくりについて2点お伺いします。

まず初めに、第五次総合計画の中でも「太宰府らしさを活かしたまちづくり」としてまると  
博物館、まちぐるみ歴史公園が位置づけられておりますが、まると博物館構想の中で、私  
は九州国立博物館、大宰府政庁跡、水城跡を核に推進すべきであると考えておりますが、市長  
の考えをお示してください。

2番目に、新しいまちづくりの核として小鳥居小路周辺整備と仮称JR太宰府駅の設置とが  
あると思いますが、どのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、学校対策について3点。

小学校のグラウンドの芝生と小・中学校の普通教室での空調、いわゆるクーラーの設置につ  
いて、また校舎の屋上の緑化についてまとめてお尋ねをしたいと思えます。

地球温暖化が原因と見られている昨今の異常気象、そして今年の夏の猛暑の中で起きた熱中  
症の多発など、我々のときとは全く違う対策が今求められていると思えます。子供たちの健康

面からも、また体力向上の面からも、情操教育の面からも、そして学校で集中して教育が受けられるようにするためにも、こういった対策が今、求められていると思いますが、いかがでしょうか。前向きな回答を期待して、再質問については自席にてさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 1件目のまちづくりについてご回答を申し上げます。

まず、1点目についてでございますけれども、九州国立博物館、大宰府政庁跡、水城跡につきましては大切な文化遺産でございます、これらの資源を有効に活用をし、そして市民、来訪者が市内のどこでも歴史や文化を五感で感じることができるまると博物館の考えを今後も進めていくべきだというふうに思っております。

去る11月22日でございますけれども、太宰府市歴史的風致維持向上計画が文部科学省、文化庁でございますけれども、農林水産省、国土交通省の3つの省の連名で認定をされたところでございます。これは、太宰府固有の歴史的環境を維持、向上するための事業計画でございます、九州国立博物館周辺の門前町あるいは大宰府政庁跡、水城跡などを含む面的な区域におきまして、太宰府の本質的な価値を高めて、そして100年後も誇りに思える美しい太宰府を目指し、市民、事業者など多様な主体と協働で事業を展開していくというふうなものでございます。

2点目の小鳥居小路周辺整備でございますけれども、参道の直線的な観光客の流れを平面的に分散させる効果及び太宰府市の観光の形態を通過型から滞在型に変えていくしかけといたしましても大きな効果を期待できるものでございまして、既に歴史的風致維持向上計画の中の整備を予定をしておるところでございます。

また、仮称JR太宰府駅の設置につきましては、太宰府の西の玄関口として、また観光客のアクセスといった観点から、本市の新しいまちづくりの核として重要であると、このように考えておるところでございます。

以上です。

あと、詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、今、部長のほうから回答させますと言うたけん、回答あるかなと思って待ったんですけど。

今回、この問題取り上げたというのはですね、全体観に立った場合に、随分前から言われてますように、点から面に展開する場合に、まると博物館構想ですから、いわゆる九州国立博

物館を中心にした、太宰府天満宮もちろん入りますけれども、その地域と、それから大宰府政庁跡の付近を含んだところの場所と水城跡を中心にしたところを核にして、そこから、そこをまず手をかけた後で全体に広げていくという手法といいますか、そういう方法が私は必要ではないかと思うんですね。この前、総合計画の中で市長のほうから、できるところからという話がありましたけれども、その話もよくわかるけれども、しかし、やはりこの3カ所に手をつけていかなければ、確かに難しい部分かもわかりませんが、そういったところからやはり調整をしていくというか、長期にかかるようであれば年次計画を立ててですね、こういう形になるんだということを市民に示した上で私はこのまると博物館構想そのものを推し進めていくべきではないかという思いで1項目めについてはですね、質問させていただいておりますので、私は、このほかにもいろいろ史跡地もありますし重要な部分はたくさんあるということはおわかっておりますけれども、ここを、この3カ所というか、ところを核にすべきではないかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん、今言われました大宰府政庁跡あるいは門前町、あるいは水城跡周辺整備事業等が主な核になってくるのではないかなというふうに思っております。要は私どもは、今までの姿はそうした財源的な裏づけがございました。今回、11月22日に歴史的風致維持向上計画の認定を受けたというようなことにつきましては、文部科学省のみならず国土交通省の社会資本整備事業でありますとか、あるいは農林省のさまざまなメニュー化を使った形でまちづくりが総合的にできるというふうなことでございまして、今私どもが温めておりました、3年あるいは5年かかって温めておりましたまると博物館あるいはまちぐるみ歴史公園の具体的な具現化が、今までも進めてきましたけれども、さらに加速して整備することができると、そのことによって観光客の皆さん方、あるいは市民の皆さん方が外に回遊しながらまちづくりを、太宰府の再発見もしていただきましょうし、散策していただきながら健康な市民にもなっていていただく、そういったしなげを市内どこに行っても、歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくりを加速させていきたいというふうな思いでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 市長のその思いについては、我々も全く同感で、そうなってほしいというふうに思っております。

ところで、平成17年に太宰府市ゆめ・未来ビジョン21というのが、太宰府市まると博物館のまちづくりについてというのが我々いただいておりますが、これはまだ当然生きてますよね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん私のまちづくりのベースは、今、ゆめ・未来ビジョン21、それをベースにした形で、市内を6ゾーンに分けた形でのもので行っております。絶えず私の机にも置いておりますし、パワーポイントにもすべて、外で講演したりするときについては、それをま

ずもって見せながら行っておるような状況です。その夢をいかに実現していくかというなのが、私ども為政者のまちづくりとして汗を流していく、知恵を出していくすべではないかなというように思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そこでまたお伺いしますが、これ、ページがそういうページになっていますので、さきに水城跡周辺の整備のところからお聞きしたいんですが、いわゆるこの中にまちの物語、まちのイメージというのが書いてあります。水城跡のすぐわきに立つ観光ステーションは、多くの観光客でにぎわっています。赤米という古代米を使用した太宰府弁当を購入し、一面にコスモスが咲く水城跡で食べることに、食後、水城跡に整備された散歩道を歩きながら、復元された水城跡を見て、大宰府防衛のために築かれた当時の様子をリアルに感じることができました。最後に、全長1.2kmの水城跡全景を見るための展望台へ足を延ばすことにします。これが、将来にわたるイメージだろうというふうに思っておりますが、我々が心配するのは、このイメージどおり行くかどうかはまた別の問題としてですね、こういうイメージをどの段階ぐらいまでに現行こうとしてあるかというのがなかなか見えてこないというのが1つあります。

それから、次のところに佐野東地区の周辺の整備イメージというのがありますが、これはまた後ほど、次のところで質問をさせていただきますが、次に大宰府跡、大野城跡周辺の整備イメージ、このまちの物語が、大宰府跡前の駐車場に車を止め、観光を始めることに。観光ステーションでお願いした史跡解説員さんと大宰府跡へ向かうと。大宰府跡に立つと、目の前に広がる大野城への展望、眺望、史跡解説員さんの話を聞き、さらに古代大宰府への想像が膨らむ。歴史の散歩道を歩き、観世音寺等の文化遺産を訪れました。途中、田んぼを吹き抜ける風を受けながら、茶店でのおんべりとだんごを食べて休息、遠くには田園風景の中を爽快と走る人力車の姿が見えました。こういうふうに書いてございます。そして、あと一点、国立博物館、太宰府天満宮周辺につきましても、あとで小鳥居小路の件がありますのでそこでお尋ねしますが、こういった、我々も非常に期待をしておるわけですが、水城跡についてどんなふうでしょう、現状なかなか難しい問題はあるでしょうけど、コスモスについてはね、現状、全面的にないにしても非常に来訪客からも好評を得ていると。これが一面にね、またなるようなふうにはぜひしてほしいと思いますが、土地の購入についてはまた別の話といたしましても、現状としてね、我々がどこまで想像していいものか教えていただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、水城跡の周辺整備事業等については、今まで11月22日までの歴史風致維持向上計画認定前の事業としても市でできること、身の丈の財政の中でなおかつ、じっとして何もしないというようなことではなくて、できる部分を今もやりました。その一つが、あそこの一帯の多目的広場もそうです。これは、財団法人空港環境整備協会とって国土交通省の外郭団体ですけれども、100%の補助事業で、約2,000万円から3,000万円だったと思いますけれ

ども、かけましてトイレの設備工事あるいは多目的広場の案内板の設置工事、あるいはちょっと高台にあります展望台等々をつくりました。それは、あくまでも今の歴史的風致維持向上計画に基づく総合的な、ちょうど平成26年が築堤の1350年になるわけですけれども、それに合わせた形の中で私どもはアクションを起こしていきたいというふうに思っているところです。私どもは、できるところからと言っているのは、財源的な裏づけがありますから、むやみなところはできません。ですから、絵をかいた部分、イメージして基本構想を描いている部分に、いかにどの時点で、どういった形の中で近づいていくことができるか、あるいは完成をさせることができるかというようなことについては、今回、歴史維持向上計画の認定を受けた、これが一つのバロメーターといいましょうか、節目になるというように思っております。そうした財源をフルに活用し、専門的な意見も聞きながら、私どもの目指しております、今の水城堤の周辺整備事業も含めた形でイメージ化、あるいは具現化を図っていきたい。そして、一步でも二歩でも、今書いておりますゆめ・未来ビジョン21に近づけていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） あと一点、水城跡のところでお伺いしておきたいんですが、これは地域の夢ということで書いてありますが、水城跡復元と、664年に唐と新羅ですかね、の攻撃に備えて築かれた防衛施設水城の一部復元を目指し、水城跡に直接触れて学べる場の創出を図ります。人々の記憶に残る水城跡を目指しますと、こうあるわけですが、この水城跡の復元ということに関しては、我々期待しとって、我々が生きている間にできますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） よく一緒になって考えていただきたいと思っておりますのは、平城京1300年祭の中で、大極殿、185億円ほどかけて文化庁のほうが直接つくられました。それから、朱雀門についても30億円かけてつくられております。それと同じ時代に、意味を持つ大宰府でございます。国あるいは市と県と一緒に、その歴史の持つ重要性にかんがみながら、やがては大宰府のほうに光が当たるといいましょうかね、そういった形で私どもの熱意が大事です。やっいていこうという、まずもって意思を示しながらやっていくことが、県を動かし、国を動かしていくわけでございます。それに向かつて、私どもも微力でございますけれども、今までの歴史文化遺産に光を当てた形での観光行政といいましょうか、充実するように汗を流していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 続きまして、大宰府跡、大野城跡周辺のイメージということで、先ほどもちの物語、イメージについてはお伺いしましたけれども、地域の夢ということで、今土地の買い上げが終わろうとしております蔵司の跡があります。蔵司の復元ということで、大宰府管内の西海道9国、三島から納められた調庸の出納処理をし、管理した役所、蔵司の復元を目指しています。蔵司は、文献上から知られる諸官衙の中で、その存在がある程度特定できる数

少ない場所の一つですというふうにあります。我々も、それと別のところではですね、いわゆる今回、大宰府政庁前の駐車場の問題がいろいろありましたけども、バスとか、やっぱり来訪される方の車をとめる場所の確保という意味からもですね、この蔵司の復元というか、どのような形の復元になるかは別にして、やはりあそこに館をですね、つくるということが、現状としては一番望まれるのではないかというふうに思うんですよね。

今のところ、今後の問題ですから今答えられるかどうか分からないにしても、この蔵司の復元という大きな意味合いでのこういったことについての今の現状は、どのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 蔵司でございますけれども、ご承知のように長年にわたる課題でございました。まず、用地取得、公有化をするということが一番の目的でございましたけれども、いろんな諸事情でもってできませんでした。やっと今、何十年かかかった後に全面買い上げを完了したところでございます。そういった中で、福岡県を中心として埋蔵文化財の史跡発掘が行われておるところでございます。今、ほんの試掘的な調査のようでございます。去る1カ月ほど前に大宰府史跡整備調査指導委員会が全国の専門家の大学教授あるいは文化庁等々の職員が集まって協議が、指導がなされております。その中での意見等々を聞いていますと、やはり正倉院に匹敵するような、そういった重要な遺物が中にあるというふうなことがはっきりしておるようでございます。まずもっては保存していくというようなことが文化財の場合については大事でございまして、そして、いかにそのことを活用し、生かしていくかというふうなことが私どもの立場、まちづくりの観点から私どもはそういうふうにしていきたいというふうに思っております。しかしながら、若干のその部分については時間がかかるのではないかなというふうな思いでございます。すべての状況等が、進捗状況によりましては、福廣議員が定義をされておりますような考え方と余り変わらない考え方を私も持っております。そういった中で有効に活用しながら、そして後世にやはりそのことについてもつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この大宰府政庁跡のところですね、これはここだけにかかわりませんけども、歴史の散歩道の再整備、それから茶店を誘致したらどうかと。できるところからといえば、やはり、これ、水城跡と別に政庁跡とだけに限りませんが、ぜひこういう茶店の誘致をね、誘致というか、市がつくっていただいてもいいと思いますが、これで利益を上げようとか、そういうことではなくて、来訪者の方にやはりそこでくつろいでもらうという意味合いからしても、ぜひ必要ではないかというふうに思っております。

それが1点と、この人力タクシーというのは、今、ベロタクシーというのが走っておりますけども、これをぜひ成功させていただいて、各史跡地にですね、配備していくような形になれば、この問題は解決していきだろうというふうに思っておりますけども、こういった、水城跡

もそうですけど、まず茶店をね、いろんなところに、どこに行っても大体ありますよね、茶店というのは。太宰府の場合、ないんですよ、いろんなところ行っても。前々からいろんな形で一般質問も出てますけど、そういったものはどうでしょうかね、実現性が一番近いと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、人が集まるところに、私はいつも言うておりますけれども、商いがある。やはり、またそういった施設を持ってこないと人は集まらないというような部分がございます。それには、昨日でしたか、用途地域の見直し等々も行いながらやっていかないと、今、第一種住専地域ですかね、それだけではなかなか店も思うようにできないというような形もありますから、無制限に私はやる考えはありませんけども、必要に応じて、やはり用途地域のきちっと見直しをし、計画的な形の中で茶店を置くというふうな形、また設置できるような、やはりそういった計画でなくてはだめだというふうに思っておるところでございます。そうした中で、それからもう一つは駐車場も必要でございます。今、通過型になっておる一つの要因は、大宰府政庁前に大きなバスが、大型バスがとまるようなスペースがないということも一つの要因であります。ですから、何とかして周辺整備含めた形での駐車場の確保をしていくことが、先行投資することが、やがては観光客がそこで定着し、そして回遊行動をとることになるというふうに思っておりますので、水城跡もしっかりでございます。そういった中での周辺整備の中において行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひそういう形での整備をですね、行っていただきたいというふうに思っております。

今、市長も言われたように、やはりそういう核ができてくると、そういう駐車場の問題が出てくる。そうすると、それを結ぶことによってですね、その動線も着実に史跡地として生き返ってくるのではないかとこのように思っておりますので、そういう意味合いで今回、このまるごと博物館構想を、やはり一步一步実現に向けてですね、やっていくことが太宰府市の発展につながるというふうに思います。

それと、今の茶店の件ですけどね、今、校区自治協議会が新しく発足して、その地域、地域でね、そういったものを高齢者という問題もありますけども、地域の人がまた寄って、そこでいろんな話もできるし。だから、それプラス、観光客の方もですね、その場に立ち寄って、これは私のイメージですよ、そこで人と人との交流もできていくと。地域の中の交流もできていく。史跡解説員さんもそこに来ていれば来訪者に案内をしてあげられるというようなですね、そういう利点もあるのではないかとこのように思っておりますので、ぜひやってほしいというのと、今、これは国分に今、韓国の方が見えられて買い物する場所がありますが、あそこに大きな駐車場を持ってあります、業者の方がですね。あそこも、大体午前中で、昼から以降はそんなに多くとめられてない。ああいうところとも話し合いをしながらですね、観光バスをとめるスペ

ースを確保していくというのも一つの手ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、全体観を見て、まほろば号とも関係してくるんですが、今日はそこまで聞きませんが、そういったものを生かしながら、一步でも、本当は総合計画、それから基本計画の中でですね、こういった文言をぜひ入れてほしいとは思いますが、この実施計画の中でぜひ少しでも将来の太宰府がですね、どこまで進んだかなという、まるごと博物館構想がここまで進みますよというようなことが我々にも、市民にもわかるような形でぜひつくっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

じゃ、2番目、お願ひします。

これも1点目と同じことなんですが、ほかにもあると思いますが、新しいまちづくりね、今、我々が想像できる範囲としては、小鳥居小路の周辺の新しい、新しいといいますか、もちろん、今もう現存してるわけですから、ここの整備というものと、それからもう、再三問題になっておりますJRの太宰府駅というものがですね、ここをやはり開発することが新しいまちづくりにつながるのではないかというふうに思っておりますが、その点はもう一遍、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど市長が答弁いたしましたように、太宰府市の今後のまちづくりにおいて非常にこの歴史的風致維持向上計画を、建設経済部だけではございませんけど、総合的にですね、教育部とも連携しながら進めていくというのが、今後の、ハードのまちづくりだけではなくてソフト事業、それがやっぱり観光振興にもつながるというような考え方で具体的に進めていきたいというふうに考えております。

なお、この小鳥居小路周辺の整備ということでですね、一つには伝統建築物の修復、保存を国及び市、そして実際の建築主といいますかね、所有者の方と連携しながら保存して、活用できればというふうにも考えております。

また、小鳥居小路のこの水路の周辺整備につきましては、双葉老人ホームの横の幸ノ元井堰といいますか、そちらから藍染川の合流までの水路があるわけですが、その中の小鳥居小路の区域の水路をですね、歴史的に非常に重要なものでございますので、これを保存して、また活用していきたいというふうに考えております。

さらに、JR太宰府駅、当然全体区域30haございますので、太宰府市にとっては非常に大きな核となる整備事業を今後整備、重要だというふうに考えておまして、これまでも数回にわたり、向佐野地区の水利、農事関係者とも協議をさせていただいております。現在、まずは地元の農事、水利関係者で、まずは地元の方で1回話し合おうという状況でございますので、今後その話し合いの状況をですね、我々も一緒に考えていくために、まずは懇話会を立ち上げようということで今現在進んでおりますので、その状況を今後も見守りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） もう部長が言われることはよくわかっておるんですが、今日言いたいのは、いわゆる、どうしてもやっぱり新しい太宰府のまちづくりをするときにこのJR太宰府駅というのはどうしても欠かせないという思いがずっと私にはあります。ただ、それが思うような形で進んでいないということがあるわけですけども、市長と若干考え方がね、違うところはあるかもわかりませんが、私はやっぱりJR太宰府駅というものが先じゃないと、その全体の流れもですね、スムーズに行かないのではないかというふうに私は思っております。しかし、区画整理の中で、やっとまだ緒についたばかりだろうとは思いますが、今から地元の方々の考え方をですね、聞かれていくんだらうというふうに思いますけれども、ぜひお願いしたいというのは、たとえ、例えば、たとえじゃあ、こんなこと言うたら怒られるかわかりませんが、その話し合いが不調に終わったとしてもですね、私はJR太宰府駅だけはやっぱり必ずつくるべきであるというふうに思っております。その地元との協議とか、そういうものがある一定の期間でですね、2年とか3年、そこまで待った上で進まなければ、もう一遍考え直してほしいというのが、市長にですね、私の考え方なんです、そういうことは考えられませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このJR太宰府駅につきましては、太宰府西の玄関口として、また観光客のアクセスとしても私は必要だと。この全国のJRのダイヤに太宰府駅が載るということについては意味合いがあるし、またそのことについては当然実現可能性を追求しなきゃならないというように思っておるところでございます。必ずしも私は、まずJR太宰府駅ありきというような形で伝わっておりますけれども、必ずしもそうではありません。平成17年にこのことについて若干アクションを起こしていった時期がございました。そのときにJR側と折衝する中におきまして、駅だけでは不十分なんだと、やはり乗客数が増えるような面的整備、周辺の整備と一体となって、初めてこのJR太宰府駅というふうなもの建設に見通しができるというふうなことだったと思っております。私もたと振り返って、そうだなというふうなことを当時思ったような次第です。

したがいまして、その後におきましてA調査、B調査とか、周辺の整備をイメージするにはどういった構想で臨んだらいいのかというふうなことで、その後において構想等も今絵にイメージしておるところでございます。そういった状況と相まってやりますけれども、まずもって今、JR太宰府駅ありきでいっておるのではないと。ただ、地元、それにあっても地元の皆さん方の意思が一番重要であるわけでございます。私どもの考え方をもとに地域の皆さん方の意向も聞きながら行うというようなことが大事ではないかなと、それが、急がば回れというふうなこともありますし、いろんな熟するまで、情理を尽くしてやはり話すということ等も私は大事ではないかなというふうな思いでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） JRありきという、確かに最終目標は一緒なんですよね。別に違った方向に、ことを言っているわけではないわけですが、なかなか進まないから、またそこに我々としては考えを持っていかざるを得ない部分もあるということもですね、ぜひ理解をしてほしいというふうに思います。やっぱり近隣の、私は別に西地区の玄関口ということだけのJRとは思っておりませんで、やはり太宰府の全体の入り口というふうに思っておりますが、西地区の方々はやっぱりそれを期待してこられた方もたくさんいらっしゃるということも忘れないようにしながら、この問題を取り組んでいかないといけないのではないかとこのように思っております。ぜひ一步でも進むような形でですね、地元の地権者の方々との話もですね、やはり太宰府がつくるんだという、それがあからつくるかどうかはわからんということではないとは思いますが、その方向性をやはりはっきり見せればですね、安心して行けるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく、その点はまた、今日はこれ以上詳しいことは言いませんけど、お願いをしておきたいというふうに思います。

これ、まちづくりについて言いましたけれども、博物館構想の中にJRも入っておりますけれども、今の2番目の小鳥居小路についてはですね、また明日後藤議員がされるそうですから、これは具体的にはもう後藤議員のほうにお任せしますが、九州国立博物館周辺、それから大宰府政庁跡周辺、それから水城跡周辺をまるごと博物館構想の中での核にすべきであるという意見と、それから新しいまちづくりの核としてこの小鳥居小路周辺整備、またJR太宰府駅の設置、周辺整備ですね、これも、これがあるということのその考え方については同じであるというふうに考えてよろしいかどうかだけお答えいただきたい。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、福廣議員とその考え方に差はないと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） じゃあ、いいですかね。

2項目め、答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（關 敏治） 2件目の学校対策につきましてお答え申し上げます。

地球温暖化の影響でしょうか、年々気温が上昇し、特に今年の夏は記録的な猛暑でございました。学校現場におきましても、エアコンがある特別教室を有効に使用して、できるだけ暑さをしのぐ工夫や、熱中症予防のための水分補給の徹底などに努めて、夏場を乗り切ってもらったところでございます。

小・中学校のハード面の整備につきましては、これまで耐震化工事を重点的に行っておりますが、本年度で終了することになりました。来年度からは、懸案でありました大規模改修工事に優先的に取り組んでいくようにしております。

ただ、来年以降も暑さが予想されますので、そのための必要な整備を行っていく必要がある

と認識しているところでございます。詳細につきましては、部長のほうから回答させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めの小学校グラウンドの芝生化についてでございますが、夏の猛暑におけるヒートアイランド現象の緩和や転んでもけがが少ないなどのメリットがございます。ただ、一方では初期投資の費用や刈り込みや草取り、水やりなどの維持管理の問題もございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

2項目めの小・中学校の教室の空調についてでございますが、現在、図書室やコンピューター教室などの一部の教室にのみ設置をいたしております。すべての教室に設置できれば一番いいわけでございますが、そのためには、概算でございますけれども3億円ほどかかることとなります。全額市の単費では財政的に無理がございますので、県などに要望をしていながら、今後補助金など活用できるようになった段階で検討したいというふうに思っております。ただ、まずは教室やトイレなど校舎の整備を優先していきたいというふうに考えております。

3項目めの屋上の緑化についてでございますが、夏季の室温上昇抑制、防火、防熱効果や酸性雨、紫外線などから、屋上防水層の劣化などを保護する効果があると考えられております。ただし、樹木の根などの既存防水層への影響や植樹した植物の維持管理など、新たなメンテナンスコストも発生をいたします。そして何より、建物に新たな重量が乗せられるのかという建物の構造上の問題がありますので、環境負荷や経済性などを考慮した調査検討が今後必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 回答は、大体そんな回答かなあと想定はしておりましたけど、芝生の問題から入りますから。

今、初期投資の問題を言われましたが、大体どの程度、今考えられております。もし実施するとしたら初期投資がどれぐらい要るか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） お答えします。

水城西小学校グラウンドの改修ということで、おおよそ大体2,000万円程度かかると。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） それ、水城西は、平米数はどれぐらいですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 面積が1万2,000㎡でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 我々、今回、島根県の松江市というところにですね、視察に行つてま

いりました。私もこの芝生化の事業については初めて視察に行ったわけですが、部長のほうもご存じのとおり、どういう苗の植え方とか、冠水の設備とかですね、そういうことはもう全部わかってあるだろうというふうに思いながら質問したいと思いますが、そうですね、この松江方式でいきますと、大体1校当たり、平均整備面積が7,300㎡で、約700万円ぐらいでできると。これが、プロサッカーのほうの補助を受ければですね、若干下がるというようなことも言っておられましたし、一番やっぱり我々感じたのはですね、その担当の課長さんの情熱、子供たちをいかに元気に、健康で体力面から育成していくにはぜひやっぱりこういうことが必要なんだという思いで今されているというのがですね、非常に印象的でした。

ここで、今さっき、二、三点、どういう利点が、効果があるのかということではなりましたが、ここに実際されたところの効果をちょっと読んでみますけども、屋外運動場を芝生化することによる効果は以下のとおりである。安全に伸び伸びと思いきり運動したり、遊んだりすることができ、体力向上が図れる。実際、課長さんは体力がですね、やはり現実上がったというふうにおっしゃっておられました。屋外運動場の使用時に転倒等があった場合にでも、受傷の予防、抑制が図られる。それから、子供たちが芝の育成の過程を間近で観察できることにより、学習活動の一助になる。子供たちが自分の手で作業を行うため、物を大切にすることを育てることができる。それから、夏季の屋外運動場の温度上昇を抑制することができて、地球温暖化防止の効果が期待できるとともに、環境教育の教材としても活用ができる。芝生の移植作業、維持管理作業を学校、PTA、自治会、各種地域団体の協働により実施するため、芝生化のイニシャルコスト、ランニングコストの低減が図られる。それから、学校、PTA、自治会、各種地域団体の共同作業を実施することにより、さらなるコミュニティの活性化が図れる。それから、屋外運動場の砂じん飛散防止の効果があるため、近隣住民の住環境の向上が図られる。屋外運動場の排水状況の改善が図られ、屋外運動場用土砂の流出防止が図れること。ここには、この9つの点を書いてあるわけですが、今のこの地球温暖化の中で、やはりこういったことで少しでもそういう温度を下げようという環境の勉強にもなるということも書いてあります。

予算的な問題が一番大きいことなのかなと、担当部としては、ですかね。将来を担う子供たちを育てるという意味合いからすれば、ある程度、その一遍に全校をやる必要はないわけで、1校からでもやりながら、太宰府は太宰府市として効果があるようであれば、また次のところに移るようなですね、そういった対策をとっていけば、そう多額の予算を一遍に投じなくてもできるのではないかというふうに思うんですが、学校対策としてはほかにはいっぱいやらなくてはいけないということが言いたいんでしょうけど、その中でね、ぜひ含んでほしいなと思うんですね。大規模改修、これ、来年度は何校でしたかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 来年度予定してますのは、小学校2校でございます。

（18番福廣和美議員「どこどこやったかな」と呼ぶ）

○教育部長（山田純裕） 太宰府小学校と水城小学校でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 市長に飛ばして悪いけど、それぐらいの1,000万円弱でできるような予算としてはね、先ほど2,000万円って言われたけど、そこまではかからんと。松江に行って勉強してきた限りでは、そこまではかかりませんよと。大体半分ぐらいで済むのではないかというふうに思われるんですね。そういったものをぜひね、今すぐ来年度からつけれということじゃないにしても、そういう前向きな調査研究をやるとかね、そういったことをぜひ私は、別に松江だけがやっているわけじゃなくて、全国でやられているところも多いんです。

それと、前もって言っときましたが、先ほど7番目と6番目にお話ししましたが、芝生の要するに維持管理の問題、これを、うちで言えば校区自治協議会等でできるところからね、話し合いをしながら、学校が、今も学校単位ですから、その学校を育てていく、学校と一緒につくっていくというね、学校だけに押しつけるんじゃなくて、市だけに押しつけるのではなくて、そこに地域が入り、校区自治協議会が入っていくと。この三者で話し合いをしながらですね、この部分はここが負担する、この部分は市が負担する、この部分は我々も負担をしましょうというような形でやっていけば、そのコミュニティを図る面でもね、いい効果が出るとやったところが言ってますが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 校庭等の芝生化につきましてですね、いろいろご提言、大変ありがとうございます。決して太宰府市の職員が子供たちのよりよい環境づくりについてですね、そんな冷たい気持ちでおるということじゃありませんので、その辺は誤解ないようにお願いしたいと思います。よりよい条件を整えたいという気持ちは変わらず熱いものを持っていると思います。

それですね、確かに言われてそのとおりだと思うんですけどね、その先にしなくてはいけないことが実は残っておりまして、例えばエレベーターをつけるというようなことをですね、やはり考えたりですね、全体の改修はずっと遅れ、遅れになれば、例えばトイレの傷みがひどいところをですね、早く修理したいというような、そんな願いも持っているんですよ。

ご提言大変ありがとうございますし、また市長さんのほうともいろいろご相談しながらですね、環境づくりに努めてまいりたいと思っております。また、松江方式みたいな感じで、私どもが予想しているより以上に安価にできるような方式があればですね、ぜひ採用しながらでもやれたらと思っておりますが、先ほど申しましたように、とりあえずといいましょうか、急いでは大規模改修、またトイレとかエレベーターの整備というようなことを今考えているというのが現状でございます。今日のご意見聞かせていただきながら、また内部で話をしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ただいま松江市の取り組みの実例を挙げていただきまし

て、地域と学校が一体となって、地域の宝である子供たちをいかに守り育てていこうかという取り組みが素晴らしい成果を上げているというご提言でございました。それで、校区自治協議会が設立されまして、それぞれ地域の特色にあった活動を今年度実践をしていただいとります。先ほど健康福祉部長のほうからも報告がありましたように、市民の健康づくり、これは市民の方々の生活の質を向上するための健康づくりというのもありましようし、医療費の削減という行政課題を解決するための目的もあるかもわかりませんが、健康づくりをされるそのものは、市民一人一人です。そういうものの中で、今まで行政のほうがこういうことをやりましようといイベント的なことを提案しながら進んできておりましたけれども、そういう必要性があるということで校区の中です、取り組まれて、私もそれぞれ会場に足を運んで、一緒になって健康測定をしましたが、体育指導員の方々もおいでになって一緒につくられているし、健康づくり推進員も皆さんが連携しながらやっておる姿を見るとですね、ああ、一つ一つ出てきているなと思います。

それで、芝生については初期投資があって、その後の維持管理を水をまいたりとか草取りするのに物すごく手間がかかると。そういうことが少しネックにあるよ。予算を抑制するための、いわゆる行政のですね、下請的な発想で地域の方々にかかわってもらうのかどうかなんていうことについてはですね、かなり自発性の問題がありますので、行政の思惑だけはいきません。今後、松江市の担当課長さんがおっしゃったということですが、教育行政にかかわる職員、あるいは教育現場の教員、あるいは学校がですね、どう地域とかかわりながら、地域もどう学校とかかわりながらつくり上げていくべきものだろうと思いますので、校区自治協議会が受ける、受けないは、この先の次の議論を待ちながらという感じを今、福廣議員の提案を聞きながら思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この問題は今日初めて私も質問しますので、ぜひそういった学校と市と、それからいわゆる自治会、校区自治協議会ね、こういったところがやってみようかな、やろうじゃないかというようなね、やっぱり一致しないと、それは市がやるから校区自治協議会に後始末を押しつけるようなね、維持管理はあんたのところするんだよという形ではなかなか難しい、それはもう言われるとおりでというふうにも思っております。ぜひ、これ要望に終わらせときますけど、一遍調査研究をね、ぜひやっていただきたいと。そういう、教育長言われるように、私の気持ちはもう同時並行でやってほしいということを思っておりますが、教育長のお気持ちもよくわかるんですけどね、ぜひ一日も早く導入してほしいというものはそのとおりでありますが、まず調査研究していただいて、どういう形だったら太宰府市が受け入れることができるか、そういったものも考えていただきながらぜひ取り組んでいただきたい。これは、もう要望で終わるときです。

あと四分しかありませんので、エアコンの問題ですけど、やはりいろんな方に聞くとです

ね、一つやっぱり熱中症の問題、健康の問題ですよ。だから、あとは、先ほど言われたように水分補給の問題。なかなか、もう今学校の水をですね、飲むというのは少ないんじゃないでしょうか。各家庭、各家庭いろんな形でのアルカリ水とかいろんなものを導入されてますから、学校に行ったときだけ水道水を飲むというのはね、なかなか厳しいと思う。だから、そういう健康面からですね、ぜひ、今、東京都でももう、知る限りでは9割以上のものがクーラーがついていると。こっちの筑紫地区では少ないかも、福岡県とかね、そっちは少ないかもわかりませんが、やはり同じ子供を預かって教育をする場を設けているわけですから、そういったことをもうぼちぼち取り入れる必要がある。そういう意味合いからすれば、今年の猛暑もね、また生きてくる。ただ、来年も猛暑が来るか来ないかわかりませんが、この今の異常気象からすると来るものだというふうにとらえてですね、子供たちはやっぱり学校で守っていくという姿勢が私は大事だろうというふうに思いますので、これも、もう回答は要りませんので、要望で、回答したかったらいいですけど、もう時間ありませんから、要望で終わっときたいと思います。また、ぜひこの問題については、国の交付金等もね、補助金とかそういったことも十分にらみながら、ぜひやっていただきたいということを要望して私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目についてお伺いいたします。

まずは、通級による指導についてお伺いいたします。

障害のある児童・生徒については、その障害の状態や発達段階、特性等に応じて、その可能性を最大限伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことが重要とされ、現在、我が国においては個々の児童・生徒の障害の状態に応じて特別支援学級または通級による指導において適切な施設、設備を整えた上で手厚い教員配置のもと、障害に基づく種々の困難を改善、克服、自立し、社会参加するための教育が実施されています。通級による指導は、障害の状態を改善、克服するための指導が、児童・生徒のニーズに応じて受けられる上に、通常の学級における授業においても、その指導の効果が発揮されることにつながることになり、その効果が大いに期待されるものです。

それでは、本市における通級による指導についてお伺いいたします。

まずは、就学指導について。本市は、特別支援学級及び通級指導教室への入級手続を保護者に対してどの時期に、どのようにお知らせしているのか伺います。

次に、通級指導教室について。現在、本市では、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府中学校に設置されていますが、この3校以外の児童・生徒が保護者の送迎の可否にかかわらず、ひとしく子供の課題に応じた支援、指導が受けられるように、必要に応じて担当者が巡回指導ができないか伺います。

最後に、就学前の療育及び学校教育との連携についてですが、乳幼児健診等の機会をとらえて、発達障害等の発見、早期療育ができないか、また就学時には保健センターから学校教育課への情報提供を行い、幼・保・小の連携のもと、親子が安心して入学できるようなシステムが構築できないか伺います。

次に、市内側溝整備についてですが、去る10月に市内のある公民館において自治会によるイベントが開催されました。イベントは盛り上がりを見せ、大盛況のうちに幕を閉じたそうですが、そこでとんでもない事故が発生しておりました。市内公民館前の側溝に高齢者の方がすぼりとはまり、もし発見が遅れば命を落としかねない大事故になるところだったそうです。幸いにも女性の方が通りがかって落ちる瞬間を目撃されたからよかったものの、既に薄暗かったようで、もし目撃されてなかったらだれも気づかず、大変なことになるところでした。すぐ救急車を呼び、大きなけがもなく、大事には至らなかったようですが、通常の業務の中で行われているとは思いますが、市内の危険箇所の点検を再度行っていただくなどして、今後このようなことが絶対に起こらないようにしていただきたいのと同時に、市内の側溝の安全管理及び事故防止対策、特に各地域の地区公民館や共同利用施設等、多くの人が集まる公共施設周辺の対策について伺います。

なお、答弁は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） ここで15時25分まで休憩します。

休憩 午後3時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めの就学指導についてお答えいたします。

障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を受けていただくために、新入生につきましては例年、10月の就学時健康診断の際に教育相談を行い、また、在校生につきましては、学校もしくは保護者の希望により教育相談を行っております。

その中で、必要に応じて12月の就学指導委員会による専門的な意見を受け、電話や面談を保護者で行うことにより、特別支援学級や通級指導教室などの入級についてのご希望をお伺いしているところでございます。

2項目めの巡回指導についてお答えいたします。

ご質問の巡回指導とは、通級指導担当教員が本務となる学校以外の学校において巡回による指導を行うものと思われまますので、その点についてお答えをいたします。

本市では、本年4月に福岡県より、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府中学校の3校に対して通級指導教室担当教諭の配置を受けましたので、6月に当該3校で通級指導教室を開いたしました。

そこで、他校の児童・生徒につきましては、通級指導教室担当教諭が指導を行うことができる学校へ保護者送迎により通級する方法をとることで指導を受けられるようにしていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

第3項目めの就学前療育及び連携についてお答えをいたします。

発達に問題がある乳幼児にできるだけ早い時期に適切な療育を行うことはとても大切なことであり、乳幼児健診などにより早期発見、早期療育に努めているところであります。

また、就学前の療育と小学校での学校教育が連携して指導を行うことは、児童・生徒の成長にとって重要なことであると思います。

現在、個人情報保護の観点から、保健センターの乳幼児健診などの情報を学校教育課で活用することはしておりませんが、そのお子さんにとってよりよい療育につなげるために必要がある場合は、保護者や保健センターと情報を共有しながら連携を図り、早期療育に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 3項目めの就学前の療育及び学校教育との連携について、私のほうからご回答申し上げます。

現在、保健センターでは、4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳児各健康診査及び乳幼児の健康相談を行っています。それらを通して、子供の発達や子育てについて、心理士によります個別相談、子育て相談と言っておりますけども、それを行っています。その子育て相談での経過観察後、病院、療育機関に紹介状を発行する子、また保健センターで子育て支援センターの保健師にも参加をしらもらって、親子遊びや親同士の交流を図るどんぐり広場を実施しているところでございます。

就学前の幼児は、ほとんどが就園しておりまして、子育て相談等の保健センター事業にかかわることが少なく、学校教育課への連絡については、保護者の同意が得られた場合のみ行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まずは、本市においての入級までの手続ですが、まずは保護者からの入級願が出され、在籍校から申し込み、本市の教育委員会から諮問、本市の就学指導委員会へ行き、そこで答申が出され、12月ぐらいに決定通知が送られるという仕組みに私は聞き及んでおりますが、これで理解してよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） ただいまのご質問の件でございますが、就学指導委員会は毎年この時

期、12月に行っておりますので、就学指導委員会の判定の結果につきましては12月に通知をいたします。しかし、これは入学、入級の決定通知ということではございません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 就学指導委員会で12月に判定を行って、決定通知はいつ送られるようになっているんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに部長が申しましたように、12月に判定をいたします。それによりまして、保護者の方と就学についていろんなことで十分協議を行います。どういうふうな教育を行うのがいいか、またそのための条件整備等はどこがどうなっているかということを含めながら、十分に保護者の方と話をしまして就学先を決定するわけでございます。学校を含めまして、了解が得られました時点で一応行き先を決めておりますが、新入生につきましては2月1日に就学先を連絡しなくてはならないように法的にもなっておりますので、その時点でありませう。それから、在校生につきましては、いつから変わるかということについては、学期とか学年の変わり目が多いんですけれども、その辺は十分話し合った時点で期日を決めております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） それでは、就学指導委員会について伺いたいんですけども、本市の就学指導委員会の人数とメンバー構成をお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 平成22年度の就学指導委員会の人数は、20名でございます。構成は、識見を有するものが3名、それから学校代表が3名でございます。それから、学校長が11名、それから小・中学校特別支援学級担当教員の代表が3名ということになっております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） それでは、就学指導委員会のメンバーにですね、発達障害等の専門的な知識を持った方は入っていますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） ただいま申し上げましたメンバーの識見を有する方3名が、発達障害等の専門的な知識を持っておられる方でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

それでは、この就学指導委員会について伺います、もう一点。

この就学指導委員会、年に何回ぐらい行われていますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 大体就学指導委員の方、12月1日からですね、明くる年の11月30日までが一応委員の任期となっております。基本的には、先ほど部長もお話ししましたように、この

12月の段階に全体的な会合をいたします。ただ、それだけで終わらなくて、例えば転入生の問題とか、また今の時期じゃなくて、例えば夏休み前とかで就学先を変更したいとか、いろんなことが行われた場合ですね、会議を開催するか、または持ち回りで承認を得るかとかというような方法で判定をいただいております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 今、教育長答弁されましたけども、例えば転校してきた児童・生徒がいますよね。それでは、例えば転校前の学校でですね、通級指導教室に通っていたとしますよね。そういったときには、状況に応じてこの就学指導委員会は開催されるようになっているんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 基本的にですね、前の在籍校で判定を受けられておられましたら、その判定を踏襲いたします。判定がないままで、こういう変更があるような場合は、基本的にはその判定を受けていただくようにご相談をいたします。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

それでは、次に行きます。

通級指導教室に通う際に就学指導に必要な検査を行っておられるようですが、この検査については、保護者に対して目的や検査内容等を十分に説明を行い、承諾を得てから実施をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 就学指導委員会は、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた配慮と、それから適切な就学方法について意見を行うということを目的としておりまして、心理的な諸検査につきましては、その判断における重要な資料というふうになってまいります。このため、その検査につきましては、十分な説明を行いながら、保護者の承諾を得ないといけないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

それでは次はですね、保護者の中にはですね、検査を受けないと就学指導委員会にかけられないので来年度は入級できないよと言われた保護者もいらっしゃるようですが、保護者に対して、部長さんの答弁では十分に説明を行っていると言われましたけども、こういった、本当に十分に説明を行っているのかなと、今正直疑問に思ってますけども、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） そういう疑問を感じさせるような言動があったというんだったら大変な失礼なことだと思っておりますが、教育委員会事務局としては、十分にご理解をいただいて検査を受けていただいているというふうにとらえております。判定をする場合ですね、一つには、

ご家庭での生活の様子、食べるとか排便するとか着物着るとかですね、そういうふうなこと、また保育所とか学校におられたら学校での生活の様子とか学力の様子、そういうふうな資料とそれから観察した事項と、また非常に客観的なデータになります資料、今言われます検査資料ですね、そういうふうなものを合わせて判定をしますのです、そういう資料がない場合はあやふやな判定になる可能性がありますのでね、そういう判定はやはり避けなくちゃならないんじゃないかと私は考えております。それだけに、就学指導委員会に上げるに当たってはですね、そういう検査を受けていただくように保護者の方のご理解を求めながら実施しているところです。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

それでは、行きます。

現段階では、この検査結果をですね、保護者に対して公表せず、また保護者のほうからいろいろお話聞きましたけど、また説明もですね、正直なところ不十分だと聞き及んでおりますが、本市の対応はどのようにされておりますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 就学指導委員会における検査結果につきましては、就学指導委員会で判断をする資料として利用するという目的で収集した個人情報でございますので、太宰府市個人情報保護条例に基づいた保護者のほうに開示をいたしております。また、説明につきましては、同じ、同条例に基づきまして、保護者の同意を得て、そして通級指導教室へ提供しておりますので、通級指導教室担当の教諭より、できる限り説明を行うというものとしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

それでは、説明、検査結果は開示していると。私、保護者の方から聞いたら、開示してないって聞いたんですけど。ちょっともう一回説明していただいていいですか。おかしいな。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 就学指導委員会、この検査結果ですね。この検査、就学指導委員会に諮るための検査結果で開示はしておりますけども、それ以外の分のお話じゃないかと思うんですよ。それを何とかこうしてくれとか、そのあたりの分の保護者の方との行き違いが若干あるんじゃないかというふうに思いますが、私のほうは開示としています。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

次は、この就学指導におきまして、最終的な決定は、保護者がするものであるということをきちんと保護者のほうに、伝えるように要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） できるだけですね、保護者のご理解をいただくように十分説明をして、そして保護者のご理解の上に就学先を決めていきたいと思っております。それが原則でございます。どこに決定権があるとか、いろんなことを申しますとですね、いろいろ差しさわりが出てくる場合もあるやもしれません。ただですね、そういう決定の権限と申しますかね、決定のものですね、その決定したことをもとにしてどう対応するかというのがセットになっておりますのでね、言われますように、その保護者が決定してしまって、じゃあその教材とか指導者とか環境とかどうするか、そんな冷たい話にはならないわけですけど、そういうところをやっぱり考えていかないと、やっぱりうまくいかないんじゃないかと、そういうことで、判定結果に対しましてこういうふうな条件整備しながら、お子さんのこういうところを指導していくというふうなことについてですね、十分理解を得ながら判定結果が生きるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。この決定についてはですね、教育長おっしゃられるように、権限と申しますか、は、やっぱり保護者のほうに私はあると思うんですね。例えば、行かすとか行かさないとかというのは、そういうのはちゃんと、聞いた話によると、市ではそういうことをきちんと教えてくれなかったもので、こういう質問をさせていただきました。

こういう検査結果なんですが、保護者にしてみれば、やはり知る権利があると思いますし、はっきり言うと個人情報ですね。書面での説明だけでは不満を持たれるのは、私は当然だと思います。検査を担当された方から十分な説明を受け、例えば家庭でのかわり方や、学習する上での支援の仕方等のアドバイスを直接受けれるように、検討していただくようお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 検査結果と申しますか、判定結果とですね、保護者のご希望とかうまくマッチしているところはですね、大体判定だけで全部済ますんじゃなくて、やっぱりその前からいろいろお会いして、先ほど言いました検査の話もありますし、それからご家庭で書いてもらわなければならない資料等がありますので、そういうことがうまくマッチするところはですね、電話だけでひよっとしたら済ませているかもしれません。ちょっと詳しいことはわかりませんが、ただですね、いろんな状況があるときはですね、電話だけで済ますということはないと私は確認しております。おいでいただくか、家庭訪問するかによってですね、そしてその結果を十分に保護者に先ほど言ったように説明をしていきたい。それから、どんなふうに指導したらいいかというのはですね、今度は学校に入って後の話になりますのでね、いろんな資料をもとにして担当された先生方が、それをちょっと見せるか見せないかはちょっと非常に情報の問題難しいところがあると思いますけど、できるだけやっぱりそういうのが見せてもらうということを保護者に承諾得ながらですね、そしてご家庭とのやりとりの中でどんなことをやっていきたいと思いますかというようなことになる。基本的な事柄については教育委員会から学校にお

願いますけど、具体的になってきますと、担任の先生とか、また学年の先生とかのご指導も多いんじゃないかと思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

今後、この検査結果を本市の就学指導委員会に提出する際に、保護者に対して十分に説明した上でですね、この検査結果を就学指導委員会の資料として用いることの承諾を得て提出いただくよう検討していただきたいと思います。先ほどから出ております就学指導委員会ですが、この判断、先ほどから判定と言っておられるようですが、をもとにですね、早期に保護者に対して丁寧な就学指導を行っていただき、もし保護者の意向と異なる場合はですね、各学校や教室の見学等を勧め、保護者に対し、熟考する時間を持たすように強く要望して、この項目は終わります。

次に、巡回指導ですね。現在、本市では、小学校2校、中学校1校、通級指導教室がありますが、この通級指導教室に通っている一校一校の児童・生徒数を調べますと、やはり通級指導教室がある学校の児童・生徒が多く通われていますね。これは、保護者が子供の送迎ができない児童・生徒は通級による指導が受けられてないというのが現実問題としてあるようですが、それがどう見たって私は不平等だと思うんですが。

先日も保護者の方からお話を伺いましたけども、保護者と一緒に通級指導教室がある学校に到着したら、この児童は一時ですね、車からおりず、その小学校の児童がみんないなくなるまで待っているそうです。理由を聞くとですね、やはり他校に行くもんですから、自分をみんなが見るから嫌だと言うそうです。また、別な生徒の保護者はですね、他校に送迎した際に制服が違うというのに気づかれたんでしょう。通りがかった部活中の生徒にこそそ話をされ、笑われ、不愉快な思いをしたと伺いました。私はですね、通級指導教室ができ、素晴らしいことだと評価いたしますが、こういう話を聞くとですね、非常に嫌な思いになり、不愉快になります。せっかくですね、勇気を振り絞ってですね、他校の門をくぐって通っても、本当にこれでいいのか疑問に思います。障害がある児童・生徒だからこそ配慮が必要なのではないのでしょうか。この子供たちのことを一番に考えるのであれば、通級指導教室の巡回指導を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まず、学校の子供の数の話ですが、今を見られたらおっしゃるとおりだと思います。ただですね、今年初めてつくったわけですが、手順を言いますとね、大体その通級指導教室に行って指導受けたほうがいだろうと思われる子供さんがどのくらい各学校おるかというようなことを、人数が集まらないと認可していただけませんので、そういうふうなことを一応調べまして、じゃあその指導の場所をどこにするかというときに、やはりそういう子供さんが多いところに設置をしたい。それから、ちょっと今子供さんの話があったけど、やっぱり車で送ってきてもらいますので、そういう便利のいいところに、車が入りやすいとか、そう

いうところに教室があるところにしたい。また、幾つかつくるとなると市内のバランスのとれたところに、バランスをとってつくっていただきたい。そういうふうなことをですね、希望として出した後で認可を受けておりますので、先ほど言いましたように、結果的に見ればですね、その学校が多いんじゃないかと言われますけれども、該当者がもともと多いところだったもんですから、今後どうなるかということはさておきましてですね、その辺をぜひご理解いただきたい。

それから、確かにそういう便利のいいところ、悪いところで不平等じゃないかと言われてみれば確かにそうでしょう。改めて考えてみますとですね、そういうふうな要素はたくさんあると思います。例えば、今話題になっております1クラスの人数の問題も、20人そこそこの学級もあれば、40人そこそこの学級もあります。また、学校から遠いところ、近いところといろんな状況があると思います。ただ、そういうのは一つの許容をどこで考えるかという面が1つと、それから通級指導の場合はですね、不平等ともし切って捨ててしまうと、もう0か100%しかありません。言いかえたら、もうできないということです。じゃあなくて、例えば特別支援学級もですね、前は市内に小学校1校、中学校1校しかなかった時代もあったわけです。それが、徐々に各学校にも設置されたようにですね、通級指導学級も今年初めてつくりましたけれども、条件さえ整えば、それがよりよい太宰府市の子供の充実になると、そんなふうに取り上げていただくと大変ありがたいと思います。

それから、子供さんの気持ちとか、保護者の気持ちということですが、そういう事実があったとしたら本当に失礼な話で申しわけないと思います。ただですね、事務局にはですね、事務局だからかもしれないですけど、非常にありがとうございますとお礼のお話は多ございます。非常に助かっておりますと。それから、県の教育委員会とかからも設置したところですから調査にお見えになりますけれども、太宰府市、本当によくやっております、手前みそじゃなくて、そういう評価を受けているということも知っておっていただきたいなと思っております。

最後にですね、お願いを答えで言ったらいかんと思って、私はですね、子供というのは指導の対象だと思っているんですよ。だから、今のような行動があったらですね、ちょっと保護者の方、先生に言いにくかったかもしれんけど、議員さんのような身分のある方は遠慮なくですね、教育委員会、何ボヤっとしとるかとおしかりを受けてですね、そしてやっぱり指導しなくちゃいけないと思うんですね。こういう公式な記録にね、どこの学校かわかりませんが、子供たちの態度が悪いというような残り方じゃなくって、やはり指導したらきちとなったよというふうに変えていただくと大変ありがたいと思っているんですよ。私どもも一生懸命やりますので、遠慮なく言っていただければありがたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

それでは、巡回指導も今後広がっていく可能性もあるということですね。はい。

他の自治体では、積極的にですね、巡回指導を行っているところもあります。児童・生徒の教育ニーズにこたえています。本市におかれましても、積極的にですね、今後巡回指導を行っていただきますよう、こちらも強く要望してこの項目は終わります。

次、行きます。

本市に通級指導教室が設置されたことが市民の皆さんに余り周知されていないという事実がありますが、今後どのように周知徹底をしていかれるのか伺います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 通級指導教室の開設につきましては、広報でお知らせするとともに、在校生につきましては保護者に、それから各小・中学校のPTA総会、これにおきまして連絡を行いながら、パンフレット、それから入級願を各小・中学校に備えているところでございます。小学校の新1年生の保護者へは、初めてのこととなりますので、入学説明会、これは2月ごろになりますが、によりましてご紹介をするということを検討いたしております。また、中学校の新1年生につきましては、小学校6年の担任教諭を対象とした説明会を開催いたしまして、通級指導教室での指導が適当と判断される児童の把握をお願いしたところでございます。

なお、保護者へ広く周知することも重要なことですので、各小・中学校において児童・生徒の学習や生活の状況を正しく把握いたしまして、通級指導教室での指導を必要とする児童・生徒の保護者へお知らせをしながら、適切な教育を受ける機会が損なわれることがないように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 先日ですね、太宰府南小学校の参観に招かれて行かせていただいたんですけども、学級懇談会の中で説明はあるようでしたけども、時期的には来年度から希望される保護者にとっては、正直言うと間に合うのかなというのが疑問だったですね。私が参観に招かれたのが11月2日で、決定通知は就学指導委員会で12月に出されるわけですから、私の考えでは周知の対応が遅いように思います。今後はですね、小・中学生の保護者に対して、先ほど言われましたようにあらゆる機会をとらえてですね、入学説明会のときにもおっしゃられたんですが、こういったときに行っていただきまして、とにかく一人でも多くの保護者にですね、本市でも通級による指導が受けられるようになったことを周知徹底することが必要だと思いますので対応よろしくをお願いします。

それでは、最後の就学前の療育及び連携についてですが、本市で行っている3歳児健診等がありますけども、こういった健診時に発達障害等の専門知識を持ったスタッフによる相談窓口を設け、早期対応が遅れないような措置が必要だと考えますが、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほどお答えをいたしましたように、健診の中では、心理士、保健師当然入っておりますけども、心理士が入っておりますね、そこで直接指導という、いろんな発達障害の障害のある方とか、障害がわからないけれどもやはり相談したほうがいいと

というような方については、そこで医療機関とかそういうのをご紹介させていただきながら検査を受けていただくとかというやり方なんです。直接指導までいってないんですね。本来でありますと、そこで指導、いわゆる療育というのをやっていくのが一番だと思いますけども、現段階では3歳児健診までですね、そこまでそのようなご指導をしているというふうな中身でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 保護者の皆さんのですね、話を伺いますと、就学前に、3歳児健診は置いといて、就学前にですね、発達の遅れや偏りに気づかれる方もいらっしゃるそうです。そんなときはですね、この本市に例えば相談窓口もない、専門知識を持った方もいない、就学前の情報も市にないため、就学時の早期対応の遅れにより、入学してから学習や集団生活に困惑する子供もいるようです。これは、やはり私は非常に大事なことだと思いますよ。私の小学校校区のことをちょっとお話しさせていただきます。早期対応が遅れたとは申しませんが、学校生活にうまくなじめず、高学年になり不登校になる児童がいます。最後の思い出の修学旅行や運動会、卒業式までいい思い出づくりができないんですね。今後ですね、一刻も早く就学前に子供の特徴をきちんととらえ、入学に向けた支援が十分になされていたらと思うとですね、私は本当、非常に残念でなりません。今後はですね、早急に相談窓口の開設、就学前幼児の支援、学校との情報共有をですね、検討していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 現在ですね、健診とか受けられる方、その中で相談というのは200件近くあるわけですけど、その中で実際、本当に障害がある、いわゆる指導をご紹介とかする方というのはやはり30件毎年やっぱりいらっしゃるんですね、30件前後。もう一つ、グレーゾーンの方というのは非常に多くてですね、グレーゾーンというのは、要は1歳半とか3歳とかで一定発達のめどというのは見えてくるように言われているんですけど、やはりいろんなお子さんの状態で発達状態違いますので、本当に障害があるのかどうなのかというのは当然ございます。そういうのは、やはり健診だけではわからない、そういうのがございましてですね、やはりそこをきちんとつなぐというのが、つなぐというのは単に医療機関につなぐということじゃございませんで、ご指摘のようにきちんと療育という形態をとらなくちゃいけないんですけど、現段階ではやはり3歳までしか把握できてなくて、その後じゃあどのような医療機関に行かれているのか、訓練施設といいますか、療育施設に行かれているのかも、それとかあと幼稚園とかもちよっとわからないというふうな状態なんですね。本当は就学前まで、当然就学につなぐためにもきちんとそこをつなぐ機関が必要だと思います。それは、教育委員会と市長部局と分かれていますけれど、やはりそれは一括してわかる、そこに行けば相談できるという体制づくりが要するというふうに思います。私どもが一番やはり思っておりますのは、障害ある方につきまして、もともとだれも地域で生きていく権利というのがある中で、0

歳から、今就学のことまでの話ですけど、やはりきちんと就労できるというところまで見通すすべてのやり方というのを構築することが一番今求められているというふうに思っています。

ご指摘のところ辺は、今すぐということになるのかどうかちょっとわかりませんが、私どもとしてはですね、ここ一、二年、今の関係課、いわゆる福祉課も入ります、保健センターも入りますし、学校教育課も入りますが、子育て支援センター、子育て支援課、そことずっと会議を重ねてきております。そこで、やはりみんなの意見としてですね、これはやはり、みんなばらばらで今相談受け付けているものですから、ばらばらの対応に実はなっている。断片的な情報になっているということなんです。これは、つながなくちゃいけない。これは、もう実は都市圏っていってもちょっと広いですけど、太宰府だけがちょっとできてない。恥ずかしい話ですけど、そういうふうに今なっておりますから、そこについてはきちんと対応できるようなことを早急に構築しなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ぜひ早期に相談窓口や専門スタッフの方を、いつでもですね、例えば3歳児までしか健診がないんですけど、4歳になってもうちの子ひよっとしたらちょっと何かあるんじゃないかといったときに、すぐ市のほうに相談できるような、そういったものを設置していただいてですね、本当にそういった学校生活がですね、遅れないようにと申しますか、高学年になって不登校にならないようなですね、低学年のときに把握して通級指導教室に通えるような状態をつくっていただいてですね、本当強く要望しておきます。部長の前向きな答弁、ありがとうございます。

最後になりますけども、近隣市町はですね、本市に比べ数年前から通級指導教室を設置し、本市は正直申しますけど今年からですから、遅れをとったと言われても仕方ありません。実際ですね、関東のほうから転勤され、本市に住居があるにもかかわらず、当時、通級指導教室が本市になかったため、現在近隣市町へ住まわれている方もいます。本市といたしましてはですね、本年度によりやく通級指導教室が設置され、まだまだ日が浅く、これから大事になってくると思います。今回質問させていただく際に、保護者の方々から数多くの要望、不満をお聞きしました。例えば、保護者に対する対応の仕方、検査を受けている最中での配慮のなさ、たくさんのことを伺ってきました。非常に厳しいご意見をお聞きしましたが、期待されてのご意見が多かったように思います。今後は、保護者と子供たちの気持ちを一番に考えていただき、保護者の皆さんと信頼関係を築いてもらい、近隣市町の中で太宰府市の子育て支援における対応が非常に素晴らしいと言われ、思われるように強く要望し、期待いたしまして、1項目目を終わります。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2件目の市内側溝整備につきましてご回答申し上げます。

各自治会の公民館につきましては、地域コミュニティ活動の拠点として、また地震、大雨による水害及び火災等の災害時の緊急避難場所として重要な施設として考えておりまして、公共

施設及びその周辺を含め、安全を確保しなければなりません。

市内の道路、水路、河川等の安全管理につきましては、各自治会からの要望や市民の方からの連絡、通報を受け、市営土木工事として整備を進めており、各自治会の公民館を初め公共施設周辺の側溝の安全確保につきましても、各自治会長さんと協議しながら整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 側溝整備、私、幾度となく質問させていただいているんですが、一歩間違えれば人命が失われようとしたんですね。これは大問題です。今回は梅ヶ丘公民館で起こった事故なんですよ。ちょっと写真撮ってきてますので、その梅ヶ丘公民館周辺のその側溝、周辺と申しますか、ここが、ちょっと見にくいんですけども、入り口ですね。あと、入り口以外はふたがないんですね。このような状況です。先ほどちょっと部長から聞いたんですけど、ここはかまぼこ型といって非常に危ないと。要するに公民館がこうあったら、入り口がこうあって、あと全部側溝のふたがないんですね。ここに今回転落されたと。ちょっと話を聞いて青ざめたんですけども、ほかの43の地区公民館周辺やその公共施設周辺の側溝はですね、こういった不十分な箇所があるのかないのか、どのようになっているのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 先ほど答弁いたしましたように、道路の側溝の改善とか改修につきましては、自治会あるいは市の職員も含めましてですが、市民の方から改善とか要望をこういうふうにしたらいよという分を受けまして、道路の側溝にふたをかぶせたりですね、道路のさくをつくったりガードレールをつくったりという形で改善、改良を重ねておるといところです。

今回、ご提言いただきました区自治会、各区の公民館、調査しましたところ、3行政区の公民館の周辺に側溝にふたがないというような状況を把握させていただいておりますので、今後の改善、改良を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 今のご答弁だとですね、こういった側溝のふたをする際に、やはりその自治会や市民の皆さんからのご意見でされるとおっしゃいましたよね。そういった要望がないと市は動いてくれないんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 太宰府市内の道路、約300kmほどございまして、ずっと従前の団地開発で開発された道路はすべて道路のふたがかぶっているということじゃございませんで、近年の新しい開発はですね、整備された部分は側溝にふたをかぶっておるといのが実情です

が、古いついていきますかね、そこはまだまだ遅れている部分がありますので、我々もそういう国、県の補助をいただきながら整備は整備として進めてはおりますが、44自治会からの要望とか市民の方からの改善要望を受けまして、予算を確保しながら順次改良をしているというのが実情でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 私は、道路も当然ですけど、こういった公共施設があるところをやはり早急にしなければというふうな質問をしているんですね。ですから、市職員の皆さんも行っているとは思いますが、側溝整備を行う際には、例えば当然でしょうけど、人通りが多い場所やですね、人々が集まる場所等のまず点検を行っていただいでですね、最優先箇所を地元自治会長さんを初め、自治会役員さんの皆さんと協議した上で整備に入っていただけたらと思います。やっているとはいいますが、まずはやはり公共施設周辺が私は道路よりも一番先に、最優先する場所ではないかなと思います。特に、地区公民館はですね、多くの方々が憩い集う場所です。今後はですね、言わずと知れた超高齢化社会になります。ますます活発にですね、地区公民館利用が予想され、絶対事故など起こらないようにしなければなりません。これは、市内の公共施設周辺にも同じことが言えます。地域住民や市民の皆さんが安全・安心にご利用できるよう、早急に安全点検を行っていただき、一日でも早く本市の側溝整備が終わることを期待いたしまして私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ここでお諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで会議時間を延長します。

3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目についてお伺いいたします。

まず1問目は、本市の入札制度についてであります。

この問題は、さきの9月議会で村山議員が質問された内容と同じであります。ここで再度取り上げさせていただいたのは、本市の地場事業所の育成と産業振興にとって大変重要だと思っておりますので、どうしても今の市の方針に疑義を感じますので、再度取り上げさせていただきました。

私も、公共工事の入札については、最低価格を設定しておくべきだと思います。公共施設はつくってから20年、30年、50年と大変長期にわたり使用されます。それが、設計金額の60%台、50%台で落札されますと、本当にそれで設計どおりのものができるのかと心配です。ま

た、このままいけば安値競争になり、業者同士で体力消耗戦となり、市内の事業者はまだまだ体力的に弱い事業者が多いので市場からはじき出されるおそれもあります。品質においても、安値で受注すればコスト面から技術的にも内容においても粗雑になり、技術の低下を招くものであります。このようなことになれば、施設の品質や事業者の育成、産業の振興とは逆行するものとなるのではないのでしょうか。このようなことから、最低価格の設定をすべきだと思いますので、次の3点についてお尋ねいたします。

- 1、本市の入札制度はどうなっているのか。
- 2、落札事業者はどのようにして決定されるのか。
- 3、地場産業の育成についてどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

次に、小・中学校の校納金についてお伺いいたします。

日本の教育費は、OECDが比較可能な主要28国中で発表した調査では、公的支出が国内総生産、GDPに占める比率では、2007年の日本は3.3%で、OECDの中では最下位でございました。また、私費負担割合では33.3%と、各国負担割合平均の17.4%の約2倍となり、これは上から4番目であります。このように、我が国においては保護者の経済的負担が重くなっていますが、義務教育である小・中学校を見ますと、教科書は確かに無償となっておりますが、学校では給食費を初め、副教材費も徴収されています。学年や学校によって違うと思いますが、副教材費として約1万円前後が徴収されているようです。そのほかに習字道具や絵の具、体操服等々買いそろえなければなりません。こう見てくると、義務教育とはいえ、結構保護者の負担は重くなっているようです。ここで、副教材についてお尋ねしたいと思います。

先日、機会がありまして東中学校の授業参観をさせていただきました。その授業の中で、副教材が教科書と同じように使われていました。今や、学校では副教材は必要なものになっているのでしょうか。以下の点についてお尋ねいたします。

- 1、副教材は必要なのか。
- 2、保護者負担の教材、副教材の購入についてはどのようになっているのか。
- 3、保護者の経費負担の軽減についてどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 本市の入札制度と最低制限価格の制度導入についてご回答申し上げます。

本市の入札制度は、条件つき一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式指名競争入札の3種類でございます。

その内容につきましては、条件つき一般競争入札は、1億5,000万円以上の工事を対象として試験導入をいたしております。昨年度、1件実施をしたところでございます。

上記以外は、指名競争入札としておりまして、その中で入札価格と技術評価点による総合評価により落札を決定する方式としての総合評価方式指名競争入札を平成19年度より試行導入しております。平成21年度は3件実施をいたしております。本年度は、同じく3件予定をいたしております。

競争入札におきましては、県による経営規模等評価審査の総合評定値に太宰府市工事成績評価点を加減した総合数値により本市のランクづけを行います。また、工事金額により入札に参加できる業者もランクで定まり、あわせて入札に参加できる業者数が設定される仕組みになっております。

次に、落札業者の決定についてご回答いたします。

落札業者の決定につきましては、契約規則第15条によりまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者としております。

次に、最低制限価格の制度導入につきましては、最低制限価格を設ける場合は、太宰府市契約規則第10条におきまして、予定価格の100分の90から100分の70までの範囲内で定めるとなっております。

また、最低制限価格につきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項におきまして、地方公共団体の長は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みした者を落札者とすることができるといたしております。よって、長が特に必要があるかどうかを判断し、最低制限価格採用の是非を決定することとなります。現在の指名競争入札の結果は、適正な落札状況の範囲でございまして、本市にとって有利な状況であると判断いたしております。そういうことから、最低制限価格を設定いたしておりません。今後も入札状況の分析は継続して行っていきたいというふうに考えております。

次に、地場産業の育成についてご回答いたします。

地場産業の育成においては、事業者の技術力向上は欠かせないものだと考えておりまして、平成19年度より試行導入しております総合評価方式指名競争入札におきまして、技術評価点の中に企業の技術能力として継続雇用する技術者数及び施工実績や、配置予定技術者の技術能力として保有資格及び配置予定者の施工実績などの評価項目を設けまして、技術力に差を生じることといたしまして、最低の価格のみでなく入札価格と技術点による総合評価点によって落札事業者を決定する方式も採用いたしております。

また、500万円以上の工事を受注した業者につきましては、施工技術、施工管理、安全管理、地元住民への対応などについて総合的な工事成績評定表を作成いたしております。この評価を活用しながら、育成指導を行っております。今後も地元事業者の育成及び技術力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 最低制限価格はあると、一応100分の90から100分の70と、だけど、それは今は採用してないということでございますが、それと最低制限で入札すると、これは9月の議会で村山議員との質疑の中であったんですけど、50%台での入札もあったと、落札もあったというようなことを言われておりましたが、これはそういうことがあるということですね、私は再度ここで取り上げさせていただいたんですが、まず1つは、その総合評価方式について一つお尋ねしたいのですが、市内業者の育成ということで、市内業者の方に何としても市の事業は、受注していただきたいと思っておりますので、そういうことから、市内業者に対する評価点の上げ方が少し足りないんじゃないかなと思っております。

それで、これはですね、新聞の切り抜きですけども、京都府で、総合評価方式を入れたら、最低入札価格の方式でやっていたときと比べると、地元業者の方の入札率が上がってきたと。それが、大体年間に52件ぐらいあったのが、そのうちの30件ぐらいは、そういう総合評価で底上げというか、地元業者の優遇策で図ってきたということですけども、これについて、今の評点を、評価点数をもう少し地元業者に総合点として加点していただくような、そういう評価点の改編は考えていただけますでしょうか。お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、ご質問のありました工事成績の評定表につきまして、それを500万円以上の場合判断いたしております。その前に、指名入札という形で行っておりますが、その時点で地域の事業者等の発注等が大体定まっておりますが、そしてその後のこの工事成績評定表というものについては、むしろ育成という面の指導のほうに重点を置いておまして、そういうところから、先ほどご回答いたしましたように、施工技術でありますとか、地域での対応でございますとか、その辺の充実を図ってそれぞれが施工技術の向上がされるような形で利用をさせていただいております。単純に地域の市内業者だけがこの評定を上乗せするというものではございませんけども、そういうことを通じましてですね、成績評定を通じまして地域の事業者の育成ということに取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 地元業者の育成については、しっかりと配慮していただければと思います。

それから、最低価格で入札した場合の、今度は製品についてちょっとお尋ねしたいんですけど、やはりこれ、50%内で入札して、それで仕事がちゃんと設計したどおりの仕事ができるかどうか、これについては、非常に私、危惧を感じるんですね。やはりこれを仮に80%台の業者の方がした場合は、それなりの設計した当時の目的に沿ったような工事内容になろうかと思っておりますけど、50%で落札された場合の工事業者が、その設計の趣旨にそって、ちゃんと仕事で

きるかどうか。いわゆる同質の製品ができるかどうか、これについて部長、どうお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 50%台でできるかどうかということではなくて、この最低制限価格というものは一般競争入札との大体セットの形で制度として導入されております。そういうの中で、この最低制限価格がこれまで例えばいろんな県の事業等においても最低制限価格を公表しておりましたけども、逆に最低制限価格、みんな同じ数字になりまして、最後は結局同じ最低制限価格の入札でくじ引きになるというような、そのような状況等もあったようでございます。そういうことから、最低制限価格のあり方ということが、現在、国、県においてもいろいろと検討、いろいろ試行錯誤の中で動いております。そういう中で、私どもも昨年度1件、1億5,000万円以上の場合の最低制限価格を設けない一般競争入札をしたところでございますが、今後ともですね、そういう大きな入札のときにはどうあるべきかということで、絶対設けないと言っておるわけではございませんで、今後とも本来、その1億5,000万円以上の工事が大体どのくらいで、最低どのくらいでできるかということは、私どもも研究して、今後一つの方策としてですね、取り入れられるときは取り入れるって形で考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 余り安いのですよね、同質で製品ができるかということについては部長のほうも少し疑問を感じておられるようでございますが、そこに品質についてはしっかりとしたものをつくっていただかないと、先ほども言いましたように、公共施設については、20年、30年、50年、60年使います。この庁舎もそろそろ50年ぐらいになるというようなことで、いろんなところ老朽化してきておりますけども、これが、最初つくるときは、まあ5年、10年ぐらいまでは、大体その50%台でつくられた、落札された事業者にしても80%台の事業者にしても、大体余り変わりが出てきません。ただし、それが、年数がたつにつれて劣化してくる。その中に、その建物をつくったときに、その業者の方の技術力とか、それから気持ちとか、やっぱりそういうものがこの建物の中に入ってくるんですね。それで、その製品の質が変わってくるんですね。そうすると、30年ぐらいしたときに、そういう事実があるかどうかちょっとわかりませんが、天井板が落ちてみたりとか、それから雨漏りが、よその建物よりも余計するとか、そういう弊害も出てくるんですね。それからあとは、中身について、材料についても、いろいろ疑問点のあるような材料も使われているというようなところもありますので、これは絶対。

それと、今部長が言われましたように、最低価格を設けるとそこへ全部へばりついて全部くじ引きになるというようなこともありますけども、そこは私は最低制限価格は、公表する必要はないと思うんですね。それは、もう執行部のほうでしっかり押さえとっていただいて、そしてその中で競争していただくと。ただ、余り安い価格については、外していくというような方向で、これはしていただければと思うんですけども、再度ですね、もう一度そこら辺について

最低制限価格を入れていただくということでお願いしたいと思います。

それともう一つは、最低制限価格、余り安い価格で受注される業者の方については非常に申しわけないんですけれども、やはり技術力とか、その製品に対する気持ちの問題とかが若干欠けてくるんじゃないかなど。それと、ある程度優良業者とか、高い技術力を持ってある業者の方は、割と高いところで入札をされます。これは、その技術力を維持するため、またその製品の品質を維持するためにそれだけのコストがかかるから、余り安い値段では入札できないということで入れてこられるわけですね。そしたら、そういう技術力のしっかりした会社に使われると、それに今度は市の業者が、下請として入ると。下請として入った場合には、そういう技術集団の中に入って勉強させていただくとですね、やはりそこで技術力を学ばれるんですね。そういう機会が自然とその現場の中で勉強されますから、そうしたらもう業者育成になるんですね。実力を蓄えていただくと。そういう粗雑な事業をされるところに入っていかれば、粗雑な技術しかついてきませんので、だんだん技術力も落ちていくというようなことで、そういう技術力の高い集団の中に入っていただきますと、地場業者も下請と入って、下へ入って勉強していただきますとそこに技術力もついてきますので、そうしたら今度は外にも出ていけると、その技術力持って外にも出ていけるといって、そういうことで市の業者のそういう産業振興にもつながっていくと。地場事業者のそういう育成にもつながっていくということで、ぜひこれは最低制限価格は導入していただいて、余り安い仕事は太宰府ではとれないんだというような認識をつくっていただければと思いますけれども、それについてどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） ちょっと今お話を聞いてますと、今回の一般競争入札を行いましたけども、安かろう悪かろうで非常に悪い工事が行われているんじゃないかなというような危惧の念を抱いているようでございますが、決してそういうことはございませんで、私どももその値段でできるかどうかを確認をいたしまして、特にこの部分については管理監督を十分にしなさいということでやっております。その会社もですね、何か余りいい会社でないようなおっしゃい方ですけども、筑紫地区では一番大きな会社でございまして、どうでもいい会社が入札したというわけではございません。今回の状況ではそういうことでございます。

私どももいろんな方法がございまして、普通は地方自治法では予想しているのは、一般競争入札、日本全国だれでもいいですよという入札をしなさいというのが地方自治法の考え方です。それでは、やはり地場の業者の育成ができませんので、指名という形、あるいは地域の限定をして一般競争入札をするという形、いろいろあります。そのほかにも、本当に技術が高いところに仕事をあげようということで、今言いました総合評価方式をやっております。いろんなことを今試しております、どれが一番地場業者に対しても育成になるのか、あるいは低価格でいい品質の工事ができるのかどうか、そういうことで実験をいたしております。普通、市長はもう地場産業の育成が大事だよということで指名競争入札、太宰府市の業者の指名

をして、一義的にやろうということを出されています。しかし、そればかりじゃなくて、時代の流れで一般競争入札もしながら、やはり地場業者にもそれにかかわっていただきながら競争力を高めていただきたいということで、一つは一般競争入札をやっております。そして、総合評価方式もやるということです。

今回は、1億5,000万円なぜやったかといいますと、シールド工法といまして、下水道管をモグラみたいにしてはわせて穴を掘る部分です。これは、地場業者で技術を持ちません。一般競争入札でしたところ、どういうぐあいに価格で落ちるのか、あるいはどういうふうな品質でできるのか、そういうことを見たくて入札したわけでございます。今、大体ほぼ完成という形ですが、厳しく管理監督をいたしまして、大体でき上がっているということでございますので、その評価をまたしたいというふうに思っております。

そういうことで、地場業者にも育成にも余り影響がないような形で少しずつやっております、将来的にはやはり一般競争入札で地元業者もとれるような状況をつくりたいと。そのときには、やはり余り安くて影響があるということであれば、何回かしましてね、一般競争入札も設定しなければいけないのかな、そういうことも考えておまして、決して今、50%でやったものが非常に悪くてどうしようもないような形になるよということではないというふうに思っておりますので、誤解のないようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） これ、ひとつ副市長にあれですけど、今の事業、業者がどうこうじゃなくて、これは一般的な話でですね、今の今回受注された方の事業についてのどうこうじゃなくて、一般競争入札として、これから電子入札とかで、一般競争入札も増えてくると思いますけど、これは一般的な話でございまして、今の業者が、どうこうという話じゃないんですね。大体一般的にそういう傾向にあるよと。余り安い価格で入れられると、やはり品質に問題があるから、そこら辺を考えてくれということで、それとやっぱり技術力も、いわゆる現場が雑になってくるんですね、余り安いとですね。技術力があっても、それはもうコスト、コストでやりますから。建設現場行かれるとわかると思いますけども、コスト、コストでいきますと、時間も、工期は十分とってあると思いますけども、その工事をする期間は、一日でも業者としては短くしたいんですね。ですから、そういうところでコストを下げていくとか、そうしたら現場も、ねじを1個締めるのも、しっかり締めたか、それともこれくらいでいいかという気持ちで、もう早うせえということで、ほんならもうこのくらいでいいねというて、仕事自体はそう関係ないと思うんですけどね、ただ、さっき言った気持ちですよ。このくらいでいいという気持ちか、それともこれで十分だという気持ちか、そのときの気持ちですよ。

ですから、これははっきり言うときますけど、今のされた事業者の方じゃなくて、これは一般的な話で、これからの一般競争入札の中で、そういうこともあるから、しっかり品質の問題も出てくるからしっかり考えてやっていただきたいということでございますので、そここのところだけではですね、ひとつ、今の業者に対する批判とかそういうことじゃございませんので、

そこだけはしっかり理解していただきたいと思います。

そういうことで、最低価格については、これからも本当に一般競争入札がどんどん増えてくると思っていますので、ある程度の品質も保持するためには必要だと思いますので、方法については、今から試行錯誤していただくかと思いますが、しっかり検討していただいて、導入の方向に向けてやっていただければと思います。やはり安い価格については、それなりに何かがあると思っていますので、そういうことはしっかり考えてやっていただきたいと思います。これで1問目は終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで16時50分まで休憩します。

休憩 午後4時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時50分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 教育長答弁ということでございますが、私のほうから回答させていただきます。

副教材は、教科書を補完するテキストとして使用したり、教科書に載っている練習問題では数が少なく、予習、復習をする場合に不十分なことがあるため、別冊でテストやドリルを活用しております。

これらの選定などにつきましては、授業内容と深くかかわってきますので、学校現場ですべて行っております。各担当教諭がまず必要と思われる副教材をリストアップし、学年ごと、あるいは教科ごとに絞り込んでいき、最終的には校長の承認を受けて購入をしております。各学校とも、できるだけ保護者の負担を軽減するため、無駄を省き、節約するよう努めていただいているところでございます。

経済的な理由により費用負担ができない世帯につきましては、就学援助制度により負担軽減を図っております。また、対象となるには所得制限などがありますが、それに該当する世帯につきましては、実費支給を原則として援助をしております。

なお、中学校におきましては、卒業などにより不要になった制服や体操服を回収し、学校の購買窓口で安価に販売をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 副教材の購入については、大体学校単位でされているということですが、その副教材の購入のですね、これは大体、何というんですか、定価で買っているんですかね。そこら辺の購入の仕方については教育委員会では把握してありますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） それぞれの費用単価等については、把握しておりません。ただですね、必要な副教材については幾らでという報告は受けております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 先ほども言いましたように、副教材については、非常に各学年でばらつきもありますけども、大体6,000円から1万5,000円ぐらいまでかかっているようでございます。それで、その教材についての購入については、やはり団体購入ということで、ある程度そういう販売店においても割引ができるみたいなので、こちら辺はある程度教育委員会のほうで数をまとめられて、少し価格交渉などを有利にされるような取り組みをしていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 単価自体はですね、市販、例えば問題集なんかを比べましても市販のものよりも随分安く設定してあります。というのが、言われますようにまとめて購入するということがあるからだと思っております。それから、例えば教科書に関係してきますと、教科書に準拠するといいますが、丸々教科書に合った副教材というようなことになりますので、どれでもいいというふうにはいかないような場合もあります。そういうふうな面を含めながらですね、例えば修学旅行あたりではできるだけ入札なんかをして安くするよというよなことを話をしておりますので、それらとあわせながらですね、いかにして安く購入できるか、また部内でまた校長会とも話をしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） とにかくですね、やはり100円でも200円でもですね、保護者の負担を軽くしていただくようお願いいたします。

それと、先ほど教材費の購入について財政的に困難な児童・生徒についてはいろいろ補助制度があるということもございますけども、これで大体100%教材の購入はできているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと実数的にはあれですが、教育課程に直接かかわるよなことにつきましては、該当者にはほぼいっていると思っております。あと、部活動、クラブ活動あたりは……これは入ってないということでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 校納金については、給食費等で、滞納について問題になっておりますので、こちら辺の副教材についても滞納が若干問題になってくるんじゃないかなと。これを、どこがどうやって補てんしているのか。これはまた、学校に対しての負担増になっているのじゃないかというようなことも心配するんですけども、こちら辺の透明度も高めていただければと思います。

それから、あとは先生方のドリル等は今はほとんど業者がつくったドリル等をお使いになる

ということで、これはもう先生方も忙しいから問題集も自分で手づくりなかなかできないというように聞いておりますけども、時代が違うんで、昔の話をしてもいけませんけども、子供たちに対するテストの問題とかドリルとか、ある程度先生方が手づくりでやっていただければ、先生方が自分でつくることによって、自分の授業の進め方とか、それから子供たちの理解の仕方とかを、今度は先生方が自分でそれを把握できるんですね。ですから、これは私が教育長に言うべきことじゃないんですけども、そういうことができるのじゃないかなと思いますので、先生方にある程度の時間をとっていただいて、そしてテストの問題とかは、極力自分でつくっていただけるような時間をつくっていただきたいと思いますが、先生方が忙しいと言われるんですけども、先生方がなぜ忙しいのか、そこら辺については、教育委員会で把握されておるんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初の問題の件ですが、副教材としてはそういう市販のものを使っておりますが、テスト問題については、中学校の場合はかなり先生方がつくっておられると思います。小学校の場合は、期末テストとかというような形のテストを行っておりませんもので、副教材の一端を使ってテストのかわりをしているというのが今まででなかったかと思っております。現在、小・中連携ということで、例えば中学校が期末のときには1週間ほど家庭学習の日を設けて指導しているわけですが、小学校も特に5、6年生を中心にその間はやっぱり家庭で学習する日として時間を設定して取り組んでもらっているところもあります。そういうところは問題つくって試験したらどうかと私のほうがけしかけているんですけど、まだなかなかそこまでいってないというのが現状でございます。

それから、小学校の場合、9教科、9教科かな、全教科を教えているという関係もございまして、どれもこれも自分で問題をつくるということまで、過去から余りそういうことはなかったのか、現在学力テストが行われるようになりまして、小学校も点数とかテストに関心はかなり向いたと思うんですが、今まではどちらかという授業が終わって、いわゆる市販の問題をしてマル、バツで終わりよったというような感じがありますので、そういう面ではご指摘のように時代が変わりまして、やはり先生方でつくっていただく、そういう問題がより重要になってくると思っております。

忙しさについては、いろんな用件がございましてですね、確かに学習内容が複雑になってきて、例えば私は中学校の理科の教員ですけども、昔は理科の授業と学級の授業と、あとは部活動すればよかったんですけど、例えば今、総合学習といいますと、何をしようかって打ち合わせをしなくちゃならない。自分1人ではできないもんですからね。そうすると、10人なら10人の学年の先生がそろって、そして打ち合わせをするという、拘束された時間が増えてきたようなこと。それから、いろいろな生徒指導上の諸問題も、なかなか昔のように簡単にけりがないといえますか、わかりました、それならこうしましょうというふうにならなくて、なかなか引きずっていくとか、そういう不登校とかいじめとかというような、また新たな課題への

対応というような生徒指導上の問題等。そのほかに、いろんな保護者、それから指摘されていますようないろんな書類等の問題もあるんじゃないかと思っております。複雑な要因が絡んでおりまして、先生方の多忙感というのがなかなか抜けてないというのが現状で、これにいかに対応するというのは大きな課題だというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 先生方の多忙ということは、これはもう子供たちに直接響いてきますので、やはりなるべくそこら辺の業務の負担を軽くしていただくように、もうそれから保護者の方の経済的負担を軽くしていただくような取り組みを進めていただくことをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 議長より許可をいただきましたので、通告しております2項目について質問いたします。

文部科学省は、教員の病気休職者数における精神疾患患者数の割合が2008年、63%を超したと発表しました。10年前の1998年までは、その割合はずっと約30%前後を推移していたので、ここわずか10年間に2倍以上に増えています。福岡県においては、約68%が精神疾患で休職されています。その原因はどこにあるのか、早急に解決することが子供たちのためにも喫緊の課題であることは間違いありません。国民教育文化総合研究所の調査では、日本の先生方は先進国の中で、学校に在籍する時間が平均11時間半と非常に長く、福岡県教職員組合の調べでは、1週間に10時間以上超過勤務をしている方が約69%に達し、20時間以上超過勤務をしている方は約27%になっています。20時間以上ということになると、平均毎日4時間以上超過勤務をしておられるということになります。議員の皆さんも、夜9時ごろになっても学校の電気がついてのをよく見かけられるのではないのでしょうか。また、在宅での業務時間も、週に3時間以上の方は約45%で、10時間以上家で仕事されている方が12%になっています。

超過勤務をしなければならない理由は、就業時間中に授業準備ができないことが一番の理由に挙がっており、在宅での業務内容も、一番は授業準備です。最近、授業中に教師が不適切な表現を使ったということがマスコミで取り上げられていますが、この一因として1人で授業の進め方を考え、行き詰まっているということがいわれています。先輩の先生方に授業の進め方を相談したり、同じ学年の先生方と児童・生徒の状況について意見交換したりすることが必要ですが、それを行う時間すらとれないという現場の先生方のご意見をよく聞きます。今、先生方は、授業から戻ってくるとまっしぐらに自分の席に着き、パソコンに向かって黙々とキーをたたいている方がほとんどだというお話もよく聞きます。春日市では、超過勤務の実態調査を行っていますが、本市では先生方の勤務時間、特に超過勤務の実態について把握されていますか。また、現在、本市の小・中学校の先生方の病気休職者は何名で、そのうち精神疾患での休

職者数ほどの程度の割合でしょうか。

次に、障害者の就労について市の考えをお伺いします。

去る11月20日、中央公民館で日本理化学工業株式会社取締役社長大山泰弘氏の講演がありました。大ホールには入り切れないほどの大盛況で、市長も参加されておられました。日本理化学工業は、国内シェア30%を持つダストレスチョークメーカーで、従業員74名中55名の知的障害者を雇用している会社です。講演前に大山氏と市長がお話をなさっておられたことも、講演の中で大山氏がおっしゃっておられました。現在、多くの企業で障害者の雇用は進んでいますが、そのほとんどが身体の障害を持つ方々です。また、身体でも、視覚障害者の雇用は進んでいません。講演でも述べられていましたが、障害者のまじめさや優しさなどの特性を生かすことができれば、障害を持つ方々も働く喜びを持ち、経済的にも自立することができます。講演の中でもあったように、1人の障害者が一生施設で生活するためには、約2億円の税金がかかります。もし彼らが自立することができれば、仮にその半額の1億円を雇用した会社に補助したとしても、行政にとっては大きな利益になります。これは、国策として行っていただくことだとは思いますが、いずれにしても民間企業に障害者の雇用を進めていくためには、まず公共施設などにおいて雇用することが求められると思います。先日の講演内容や市長ご自身が大山氏と対談された感想も含め、今後の障害者雇用について、そのお考えをお示してください。

以下、再質問につきましては自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 第1項目の勤務時間の実態についてお答えいたします。

教職員の時間外勤務手当は、全員一律に給料に4%の定率を乗じた教職調整額として支給されていることもあり、個々の勤務時間数の調整は市独自は行っておりません。ただ、遅くまで学校に残ったり、あるいは自宅で仕事をしたりということが日常的に行われているということは聞き及んでおります。ちなみに、平成18年に行われた教職員勤務実態調査の結果によりますと、小・中学校の教諭の勤務日の残業時間が1月当たり平均34時間になるという結果が出ております。

第2項目めの病気休暇に関してですが、12月1日現在、病気休暇中の職員は8名で、うち精神疾患と診断されている人は6名となっております。

次に、これからの対応についてですが、平成21年4月から長時間にわたる過重労働により健康に悪影響が及ぶことが懸念される教職員に対して、医師による面接指導を受けることができるようにしております。また、公立学校共済組合においても、同様の健康相談窓口が設けられております。

さらには、校長を中心に学校における会議や行事の見直しなどによる校務の効率化を図るとともに、職場内で気軽に相談や情報交換などができる職場環境づくりに努めることなどについて、校長会等において引き続き指導をしてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、最後にお答えいただいた今後の対応の部分については、これは今年の4月14日に福岡県の教育委員会のほうから通達が行った内容でこういった会議の効率化等を図れというふうな通達が来ていると思うんですが、この中でも触れられているんですけど、福岡県は月に2回は定時で帰るように指導をされてますし、福教組のアンケートでは90%以上の学校が月に1度もしくは2度定時に帰る日を設定していますが、その日に定時に帰っていると回答した教師はゼロでした。

お手元に皆さんにお配りしているのは、本市の小学校の先生に伺った1日の大体のスケジュールです。これが、何もないときの平均的な日課になっています。土日については、学年当初の業務なんですが、それ以外の時期でも、先ほど中林議員の質問の中にもあった授業用の素材ですとか、あるいは1週間の学習指導計画は毎週土日にご自宅でも作成をされているということでした。これに行事などで業務が増えると、生徒が学校にいる時間はトイレも1回ぐらしか行けないような状況も多々見られるそうですし、また超過勤務も限りなく増えていくということです。私たちは、昔はですね、放課後とか休み時間に先生方と一緒に遊んでいたという記憶があるんですけども、今は集団下校となり放課後は遊ぶことができませんし、また中間休みや昼休みも資料の作成とか、あるいは保護者との連絡等に追われて子供と一緒に過ごすことができないというふうに先生方おっしゃっておられました。

組合のアンケートによりますと、9割以上の先生、96%の先生がですね、もっと子供たちと一緒に過ごしたいと、その時間が欲しいというふうに回答されていますが、この時間がないとおっしゃっている原因で一番に挙げられているのが、文書の作成や提出物が余りにも多過ぎるという回答なんです。これが、冒頭申し上げた、職員室に戻ってくるとまっしぐらにパソコンに向かって黙々とキーをたたえているという姿になるんですが、これは、この国民教育文化総合研究所の調査でも、日本はですね、フィンランドが一月当たりの提出回数が5.7回に対して、日本では22.8回も関連文書の作成なり提出があるというような統計も出ていますが、教育長、実際現場を経験されてこられたと思うんですけども、実際、具体的にどういった文書とか提出物というのがあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 質問の前に、先ほどの超過勤務の件でございますが、昨年の県の人事院勧告の中に、勤務環境を整えるということから、超過勤務の件、メンタルヘルスの件がございまして、それを受けまして先ほどの4月14日の通知が参りまして、太宰府市におきましてもその趣旨に沿っていろんな取り組みをしているところでございます。

いろんな文書等ということについてでございますが、一つには、年度当初はですね、年間の計画等を作成するというようなことでやると思いますが、およそのところはですね、大体年度末以内にやっていることが多いんじゃないかと思えます。あとは、学校でいろんな行事等を行うときの話し合いのための資料とか、学年で、または学級でいろんなことを行うときの話し

合いのための資料とか、またあるときは保護者あての資料等が文書としてなっていくんじゃないかと思います。そのほかに、例えば現在でしたら、いじめとか不登校とかの実態といいますか、その報告を市の教育委員会として求めておりますので、それについての報告書というのを教頭あたりに提出するというようなことになっているんじゃないかと思います。

そういうふうなことと同時に、一つには、また授業が、先ほどにも少し触れましたが、個人で1人でやっていくというわけにはいきませんので、例えば総合学習についてはだれかさんが、担当の方が計画して打ち合わせをすとか、国語なら国語についてはこんなふうに進めようという問題をつくってすとか、そういうふうな資料等が出てくるんじゃないかというふうに思っております。

確かにですね、こういうふうに勤務時間が長くなっているということは、非常に先生方の健康その他の面も含めましてですね、大きな問題だと思っております。幸いにといいましょうか、まだ完全ではございませんけれども、本市の場合は、市長の肝いりもございまして、学生ボランティアを初め、支援員の方とか、またNPOあたりのご協力をいただきながらその辺の解消に努力していただいているというようなこともございますけれども、大筋においては、やはり長時間の労働になっているというふうに私自身は認識しております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私がその文書とか提出物を、現場経験したことがないので先生方のお伺いすると、やはり研究指定校とかにですね、指定されたりすると、提出物が非常に増えるという話もちらっと伺いました。先ほどの就業時間の関係でですね、先生方は修学旅行とか日曜日の運動会とか自然教室、部活動の引率とか朝の交通指導など、就業時間以外の活動も当然多く求められるんですが、一般の会社と違うのが、その代休をまとめてとることができないということが言われてます。例えば、2泊3日の修学旅行では8時間の超過勤務になり、割り振り変更という制度で4週間の間に生徒の下校後1時間ずつ早く帰るとか、そういった方法で休みをとるということになっているんですが、お配りしたような日常からこういうふうな生活をされているので、もうこういった先生方の現状では現実的にはこの割り振り変更の休みはとれないということが多いそうです。本市ではですね、この割り振り変更について、まずこの割り振り変更簿をつくるように各学校に指導されているかということが1つと、そして実際にこの割り振り変更で休みがとれているかどうか、この実態調査されたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のように、修学旅行等宿泊を伴う行事等についてはですね、勤務の割り振りと言っておりますが、それを一月なら一月の間にその超過勤務分をどのように休暇としてとるかというのをつくるようにですね、各学校のほうにこれは指導しております。このことは、単に太宰府市だけじゃなくて、県自体もやっておるところでございます。じゃあ、それをどうチェックしているかということにつきましては、特別にそれはしておりませんけれども、割り振りに準じて行われているというふうに認識しております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 現在、本市ではですね、不登校の児童・生徒が約60人、そして発達障害の児童・生徒が全国平均1クラスに1.5人ずついるというふうに言われています。お配りしたこの先生なんですけれども、毎朝、毎朝ですね、ご自分は家族と朝食をとることもできずに、とにかくまずはその不登校の児童の生徒の家に自分で電話をして、保護者もしくは本人と会話ができればきちんとそういった連携をとれるような形で毎朝、毎朝やっておられるんですね。この児童がやっぱりきちんと学校に来れるようになるまで、それが1カ月で終わるのか、半年かかるのか、1年かかるのかわかりませんが、その間ずっとそれを続けておられるわけです。先ほどおっしゃっていただいたようにですね、本市では加配とか、あるいは通級指導教室の設置で発達障害の児童に対する施策は随分進めていただいていると思います。ただ、本人や保護者への教育的な提言ですとか、あるいはほかの児童・生徒への発達障害児に対する理解を促進するための教育指導とかといったことは、当然それはもう担任がやらなければなりません。また、学校がですね、生徒に対して授業内容についてアンケートをとって、それを数値化して、例えばあるクラスで算数が好きと答えた児童が70%だったら、次のアンケートまでにこれを75%までにしなさいというような指導を行っている学校もあります。また、現在新任研修ではですね、ほかの先生の授業がどんなにいいというふうに思っても、必ず課題点を指摘をしなさいというふうに新任研修では指導をされているそうです。これらの是非は今はいまいませんけれども、冒頭申し上げました不適切な表現で授業を行った先生方は、ほとんどが少しでも生徒の気を引いて、授業がおもしろいというふうに思わせなかったというふうにおっしゃっておられるんですが、これは当然許されることではないんですけれども、これらの先生方が時間がない中で、同僚との信頼関係が構築できずに孤立して、学校が決めた目標を達成するために子供の顔をうかがって授業を進めなければならない、何かそういうふうに追い詰められたことが背景にあるんじゃないかなというふうな私は気がしています。

また、現在ですね、退職者数の半数以上が早期退職になっているそうです。ある早期退職をなさった先生方にお伺いをいたしまして、何で早くやめたんですかというふうにお伺いすると、もう学校にだれも信用できる人がいなくなりましたというふうにおっしゃっておられました。これまで申し上げたようにですね、私たちが子供のころとは全く違った環境が、本当に多くの先生方を追い詰めていつてきた。だから、この10年間に、普通の業種では10年間に精神疾患率が2倍にはね上がるなんてことは、普通はまず考えられないんですけども、実際2倍に増えてきている原因の一つではないかなというふうには私は思います。

それでまずですね、太宰府市内の先生方の現状を把握するために、これは春日市が行ったんですけれども、本市でもですね、こういった超過勤務の実態調査、それから在宅で一体どれぐらい業務をされているのか、なぜ業務をしなればいけないのかといった、こういった実態調査を行っていただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 私もずっと教員を長い間やっております、私、部活動ばかりやっておりますので、年間何日しか休んでないと思いますし、ふだんはそうですね、かなり遅くまでおったんですが、ひとつ、やはり昔の例が出ましたけど、やっぱり一番今の先生方に負担になっていると思うことの一つはですね、昔はやはり先生というのは尊敬の対象であったんですね。ところが、先ほどどなたかの質問もありましたように、こういうふうな先生方勤務されて、そしていろんなものをつくりながら保護者に話をするけど、保護者にとってはやっぱり不満とか、または批判の対象になっていくというような面が一つあるんじゃないかと思っております。もう一つはですね、不登校の話が出ましたけれども、やったことの成果とか効果とかというのがなかなか見えにくくなって、長引いてきているもんですから、確かに実労働という肉体的なものよりもですね、精神的な満足を得にくい状況になっている。それとともに、学校だけじゃなくて社会一般が、人間関係が希薄になったりして、精神的にいろいろ困っている人がやっぱり増えている。その現象として、やっぱり学校もあらわれているんじゃないかなということをおもっております。

そういうふうな面ですね、先生方に非常にご苦勞かけているだけにですね、またそれが解除されるように努力していく必要があるなと思っております。例えば、今、学校にたくさんの方々に、地域の方とか来ていただいておりますが、PTAの方もそうですけど、そういう方々の先生方の評価というのは、先生方非常によくやっていたという評価が非常に高いんですけども、世間一般に見ますと、やはり先生がこうした、あれしたというような感じで批判されていくというようなことが多いようです。これらを、先ほどフィンランドの話が出ましたけれども、フィンランドではやっぱり先生というのは非常に尊敬の対象であるというような、やっぱりそういうふうな気持ちになるように全体的にしていかないと、なかなか精神的な面の効果が少ないんじゃないかなということを感じているのが一つです。

私たちの時代は、いろんな面で先生ありがとうという話でしたから、そんなに遅くまでやりっ放し、遅くまでおったわけなんですけど、そんなふうなことは余り味わわなくて済んだとか。ただですね、生徒指導等で遅くまで指導した後も、さあ、家に帰ったときにどんなふうな話になるだろうかなと、そんなことを考えると、やっぱりなかなか落ちつかないとか、胃が悪くなるというようなことがありますので、現在の先生方もそういう場面が以前より多くなっているんじゃないかということをお非常に危惧しているものでございます。ですから、確かに勤務時間の長さとともに、やはり先生方をもっと信頼していただいて、頑張ってもらっているというような認識をですね、より深くしていくことが大事じゃないかなというふうにおもっております。

先ほど実態のアンケートの話がありましたけれども、私はですね、太宰府市だけが特別にどうこうということは余りないと思っております。ですから、それよりもより多くの人数で出された結果を平均的に見ながらそれに対応していくとか、また任命権者は県でございますので、県のいろんな措置について市でもやっぱり熱心にといたしますか、取り組みながら先生方の

そういう面からの弁償というもの、また満足して仕事ができるようなふうにしていきたいと、そんなふうを考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もう本当におっしゃったことはごもっともだと思いますし、やっぱり世間の人たちが先生方を見る目という、そういう意識自体もやはり私たちの子供のころのように、もう先生は尊敬の対象だったという時代とはもう違ってきているという実態もあります。それを変えていかなきゃいけないというところもあります。やはり今申し上げたように、勤務の実態の調査という部分については、どうでしょうか。実際にどれぐらい勤務をされているのか、超過勤務がどれぐらいあるのかとか、そういった実態調査をやっていただくご意向はないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 今すぐ提案されたからすぐやれるというふうな状況にございませんので、現在、先ほど申しましたように、昨年の人事院勧告、それを経てですね、そして4月、それから6月、11月か10月ごろ等々ですね、諸調査をしながら、各学校において勤務時間の軽減に向けてどういうことに取り組んでるかということについての、そういうふうな調査を行っておりますので、まずそちらのほうから対応したいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もちろん、もう県からの指導が入っているとおり、県もこのままでは非常に状態が悪くなるということは明言してしますので、やはり私としてはですね、なぜそれだけ超過勤務をしなきゃいけないのか。実際どれぐらい超過勤務をしているのかといった原因究明のために、ぜひこの実態調査ということもご検討いただきたいということと、もう一つ、先ほど申し上げました研究指定校に指定されると、その分非常に業務が増えてくるということがありまして、もちろん研究指定校に指定されることが意味がないということではなくて、実際にその勤務体系として一体どれぐらい負荷があるのか、これを1回実態研究じゃないんですけども、やっていただきたいと思っておりますし、春日市ではもう研究指定校は受けないと、市全体でそういうふうな意思決定をされているようなところもあるんですが、本市ではそういった検討は行っていただくことはできますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まず、何ですかね、教員のですね、指導力向上とか研修というものの中でですね、一番効果があると言われているのはですね、学校内での研修、OJTって話もありますけれども、それでございまして、それをより適切にやってきたのが、今までの研究指定校制度だと思います。先ほど申しましたように、研究指定校を受けて授業をしながらですね、確実にやっぱり自分も指導力がついたなという味わいとか感覚を受けますとですね、少々の苦勞も楽しみになると思っております。私自身も、そうですね、研究を専門的にする学校に長くおったわけですけども、じゃあ、そこにおった皆さん方がね、そんなに嫌だったかという、そ

うではなかった。それは、やっぱり自分に手ごたえがあったということがあるんじゃないかと思っております。ですから、いろいろ研究授業とか、校内研等がなされるときに、やはり先生方に手ごたえがあるような指導をしていかなくちやいけない。先ほど言われましたように、やはり指導案を書いて授業をするというのは、長時間のエネルギーが要るわけですけど、やっぱりそのエネルギーに対応するようですね、批判であろうと指導であろうと、または効果であろうと、そういうものをするような授業の反省をしていただきたいという話はしていますよね。そうしないと、やはりやった人に対して非常に申しわけないんじゃないかと思っております。

そういうふうな面から考えると、どういう形に指定校制度をですね、やめるとかやめんとかは抜きにして、校内研究において先生方の指導力向上というのは今後とも求められていくものではないかと思っております。都会等ではですね、学校でなくても身近なところに、例えば同教科の先生とか大学の先生がおられたりして、いわゆるサークル的に研究する機会があるんですけども、こういうふうに離れたところはですね、学校内という同じ職場内にいる人間同士の切磋琢磨をどんな形でとっていくかということを考えなければいけないんじゃないかと思っております。

なお、市の指定校制についてはですね、実は今年度から小・中連携とか地域運営学校等を進めていきたいというようなことが、少し体系を変化させながら進めているところです。それが一段落ついたところで、またどうするかということについては考えていきたいと思っておりますが、やはり予算的な側面とかいろんなことを考えるときに、負担にならないような、負担を軽減するような形でどうやってやっていくかということを考えなくちやいけないかなというふうに今のところ感じております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 教育現場は本当にいろいろ微妙なところがあって、大変に私たちにとっても難しいところではあるんですけども、現実太宰府市では、やはり病気休職者のうち7割ぐらいがですね、やはり精神疾患で休職をされているという、これはやはり厳しい現実として受けとめなければならないと思います。やはり先生方には一人一人の子供に目を配って、同僚とみんなで一緒になって課題解決に当たられる、そんな精神的な、あるいは物理的な余裕がなければ、やはりなかなか難しいのかなと思います。どうか先生方のためにですね、そしてそれが、もうひいては子供たちのためになるんですが、今よりもさらにいい環境で子供たちの教育に当たれるように、何らかの方法を本当に講じていただきたいということをお願いして1問目を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2件目の障害者の就労についてお答えを申し上げます。

11月20日に地域福祉セミナーが開催されました。日本理化学工業株式会社の取締役会長大山泰弘氏の講演でございます。チョークのトップメーカーでございます、社員の76名中56名

が知的障害者というふうなことで、「働く幸せ、知的障害者に導かれた我が経営、我が人生」と題して講演をいただいたところでございます。

実は6月21日でございましたけれども、協働わーくす「エコ・ラボ」の皆様方が市長室にお見えになりまして、この企画を聞かせていただきました。どうしたものかというふうなことでございましたので、私どもはこういったすばらしい講演等々については、市のほうもぜひとも共催して支援をするというふうなところから、今回のパンフレット等も含めて広範囲に宣伝といたしましうか、啓発をしていったというふうな経緯がございます。協働わーくす「エコ・ラボ」の皆様方はもちろんでございますけれども、市職員も挙げて、このことについては支援をしていったというふうなことでございます。当日等々については、400名を超える、本当に盛況であったなというふうに思っております。もっともっと太宰府市の企業の皆さん方もこの講演会に来てほしかったし、市民の皆さん方ももっともっと多ければよかったなというふうな感じはいたしております。それでも400名という数字でございましたので、今、中央公民館の大ホールでは、超満員の様相であったこともまた事実でございます。

大山氏でございますけれども、創業者の跡を継がれて、そして障害者に対するところの当時は理解もなかったと、理念もなかったというふうにおっしゃってました。そして、彼ら、彼女らから人生にとって大切なことは何であるのかと、あるいは人はいかに生きるべきかを教えてもらったと。また、人は仕事をすることで褒められ、あるいは人に役に立ち、必要とされることからこそ生きている喜び、あるいは幸せを感じることができると。家や施設で保護されているだけでは人としての幸せを得ることはできない。だから、彼ら、彼女らは必死になって働こうとするのですというふうにおっしゃってました。そういった趣旨を話されました。

私も障害者の方々が自立した私生活を送っていくためには、やはり就労の安定は極めて重要であるというふうに思っております。働く意欲のある障害者の方々の能力に合わせた、働ける場づくりが必要と思っております。そのためには、周囲の皆さん方が障害者の方を理解してくれることでありますとか、あるいは障害に合った仕事であることなどが、あるいは障害者にとって働きやすい職場環境が充実されなければならないというふうに思っております。

このことにつきましては、市のほうのホームページ、11月20日の「がんばってます！市長です！」に詳細に、その前の東大寺サミットにも出席しておりましたんで、肢体不自由児の代表の方との懇談もいたしておりましたんで、あわせて私の感想をここにまとめております。後でお読みいただいたら結構だろうというふうに思います。

全国の民間企業でこの障害者雇用人数と法定雇用率も少しずつは増えておりますけれども、法定雇用率の達成割合は、まだ50%に満たないというような状況でございます。地方公共団体も雇用達成割合、雇用率の達成割合は90%に届いてないという、そういった実態もございます。その背景には、障害者雇用についてのやはりノウハウがないというふうなことも一つの問題点ではないかなというふうに思っております。障害者の皆さん方が社会参加していきまするためには、行政はもとより、地域でありますとか多くの企業、あるいは事業者等の皆さんの理解

と協力が必要不可欠であるというふうに思っておるところでございます。

太宰府市におきましては、市職員につきましては法定雇用率は達成をいたしております。さらには障害をお持ちの嘱託職員も在職をいたしております。来年度には、新規の職員も障害者枠のほうから採用を決めております。今後も可能な限り、障害者の雇用の促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、市内の企業でありますとか、あるいは事業者に対しましては、ハローワークや市の商工会等々の機関と連携を図っていききたいと、このように考えております。

現在、障害者団体におきまして障害者就労につながる事業をされておられて、11名から12名ほどの障害を持った方々が軽作業者として雇用をされてあります。今現在は、看護学校跡地のところに作業所がございます。そして、12月で完成しましたけれども、太宰府消防署の仮庁舎が撤退をしましたんで、そこの館を軽作業場として提供といいたしめようか、多少のスロープでありますとか、障害者の皆さん方のために改造はいたしましたけれども、そこで一定期間、作業をしていただくための支援をするようにしておるところでございます。市といたしましても、障害者雇用の促進に努めていきたいというふうに思いますし、この障害者の中におきましても、特に知的障害の皆さん方、肢体不自由の障害を持っていらっしゃる方、あるいは身体だけが不自由な方もいらっしゃいます。あるいは精神的な面が障害というような方もいらっしゃいます。いずれにしましても、ここで焦点を当てていらっしゃるの、知的障害児の子供たち、あるいは者の方々が将来に向けて、やはり安心して生活ができるような、そういった取り組みをいかに地域挙げて、あるいは行政としても支援をしていくか、そのことが今日的な、本当に社会形成をしていく上において大事なことではないかなと、そういうふうに私はこの講演会を通じて強くしたところがございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。きっとエコラボの方も大山先生を呼んだかいがあったなと思われたと思うんですが、今おっしゃったようにですね、太宰府市でも障害はもう身体だけじゃなくて、特に雇用が進んでいない知的とか精神障害、あるいは身体障害の中でも視覚障害の方、こういった方々、やはり就職というか雇用が進んでいないんですね。これで、いろいろ国のホームページとか見ているんですけども、その制度によっては短時間だけの雇用ができる制度があるとか、あるいは民間企業が雇用をしようとするときに行政がジョブコーチを派遣して、そのジョブコーチと一緒に最初は訓練期間を経ながら一緒にそこで雇用してもらえように一緒に働いていくというようなやり方があるんですけども、今申し上げただけなので今すぐとは言いませんけれども、近い将来ですね、そういった形で、もちろん行政の中でも一定その知的障害あるいは視覚障害の方とか精神障害の方を雇いたい、あるいは民間が雇う場合にはそういったジョブコーチを派遣して少しでもサポートをしようと、そういったお気持ちはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市の自治体でできること、県の段階でやるべきこと、国の段階でやるべきこと、あろうと思います。地域に生活を、知的障害の方々も生活を一緒にしておるわけですから、やはり私どもの支援の一つといたしましては、各企業、そういった、また知的障害の皆様方が可能な仕事内容、精密な難しい部分等についてはとても無理だと思いますが、この簡易な形の中でできる部分等々をやはり育成も含めて行っていく必要があるのではないかというように思います。私もよくNHKの教育テレビで見ます。最近もあっておりました。その障害児者におけるところの、やはりその事業所まで今言われましたヘルパーの皆様方が一緒になって出る。そして知的障害の方については特異な行動と一般的に言われているもの、それはマイナスでも何でもない、当たり前行動であるわけです。やはり、そのことの仕事になれること、そして評価し、褒めて、そして自分がないとこの事業所は回らないというような側面まで感性としてその知的障害者が感じていただくこと、そしてみずからの意思でやろうとする意欲を持たせること、そういうふうにしむけていくのがサポーターというように思います。そのことが、行政の中で、これは必要というふうな形になってくれば、私は積極的にそういった形でのサポートも含めてやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ぜひそのジョブコーチの派遣ですね、これはなかなか民間ではジョブコーチの育成というのは難しいと思いますので、ぜひこれは、公共のほうでも取り組んでいただきたいと思うんですが、先ほど健康福祉部長がおっしゃっておられました総体的な障害者支援ということで、この障害者の就労というのは、もうこれは最終的な集大成なんですね。障害者支援の中のある意味での集大成。就労ができる、生まれた場所で就労ができるということが集大成であると思います。私は、ぜひこれは本当は第五次総合計画の成果指標にですね、例えば市内で1人でもいい、2人でもいい、この例えば知的障害を持たれた方、あるいは精神障害を持たれた方、視覚障害の方が就労ができたよということを成果指標にぜひ上げてほしいなというふうに思っていたんですが、今回上がってないんですけれども、これは上げることはできますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今回、大山さんのお話をお伺いする前に少しお話も伺ったんですけど、現在、従前の福祉的就労から一般企業への雇用という流れの中に今ある。そういう中で、私どもとして、先ほど市長もちょっと申しましたが、障害者団体の方の作業所ですね、そういうものも確かにあろうけども、やはり企業に就労していただく。そして、そこに就労する仕組みの中はですね、やはり国の制度がありますし、やはり企業への支援をするということで、そっちのほうはるかにいいですよというふうなことはお話いただきました。それは、結局障害者の方のご自身のやはり自己実現の場であるとか、それから社会的承認をそこで得ると、もろもろやっぱりあると思いますし、就業そのものが、やはりその方の一生の中で非

常に大きなウエートを占めるということだと思います。

これはやはり仕組みというのが、現在まだ私どもの中でできているわけでありませんが、現実的にはやはりハローワーク中心であったりしているわけですが、やはりそこはもともと確かに計画の中ではもろもろそういう支援というのを、就労というのを掲げて今まで総合計画でなくて障害者福祉計画ですね、掲げておりますけれど、なかなか踏み込めてない、それがまた実態です。今すぐその総合計画に書くということができかどうかというのは当然ございますので、やはりこれは、行政組織としてどのようにやっぱりやっていくかというのは非常にそこにかかってくると思いますので、そこの中で取り組みの過程として、やはり今すぐちょっと私どもできるかどうかというのはわかりませんが、十分それは方向性としては見ていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 市長はお忙しかったので最後まで講演を聞かれなかったかもしれないんですけど、最後に経済の語源について大山氏がお話になりまして、もともとは中国語の経世済民、つまり国を治め民を救済すること。大山氏は、この本来の意味に従ってご自身の経済活動を進めておられるというふうにおっしゃっておられました。今この言葉がですね、英語に訳されてエコノミーという言葉になってしまって、本来の意味を私は失いつつあるんじゃないかなというふうに思います。営利を追求しがちな民間企業で実現できたこの経済活動をですね、本当はこれは行政が、政治が行う活動としてぜひ市長には進めていただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時44分

~~~~~ ○ ~~~~~